

# 2021(令和3)年版 神奈川県の男女共同参画

# 男女共同参画年次報告書





本書は、「神奈川県男女共同参画推進条例」(2002年4月施行)及び「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」(2018年3月策定)に基づく年次報告書として、本県の取組みや、進捗状況を数字で示すなど、男女共同参画の推進にかかる状況を県民のみなさまに明らかにするためのものです。

# 2021(令和3)年版 神奈川県の男女共同参画

# 男女共同参画年次報告書

E	次 ————	_
Ι	神奈川県における男女共同参画の状況	
1	あらゆる分野における男女共同参画	1
2	職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	3
3	男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし	5
4	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	7
I	見の総合計画「かながわグランドデザイン」における位置付け	9
$\blacksquare$	いながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の推進状況	
1	かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の体系	11
2	かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の進捗状況と評価	13
3	かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の参考数値の状況	18
4	かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の	
	2019 (令和元)及び2020(令和2)年度事業実績	21
IV	いながわDV防止・被害者支援プランの推進状況	
1	かながわDV防止・被害者支援プランの体系 ************************************	57
2	かながわDV防止・被害者支援プランの進捗状況と評価	59
3	かながわDV防止・被害者支援プランの	
	2019 (令和元)及び 2020(令和 2)年度事業実績	62
V	神奈川県男女共同参画審議会の審議状況 ************************************	89
〈参	き〉2020(令和2)年度審議会等の女性委員の登用状況	91

#### 1 あらゆる分野における男女共同参画

審議会等は、国や地方公共団体が重要な施策を進めるにあたって有識者等から 意見を求めるため、法令や条例などに基 づき設置された機関です。

神奈川県では、審議会等における女性 委員の登用率について具体的な目標を設 定して取り組んでいます。

神奈川県の 2020 年度の女性委員登用 率は 36.9%と、前年度より 1.5 ポイント 増加しました。

なお、県では、第10次登用計画に基づき、2022年度に40%を超えることを目標として取り組んでいます。(グラフ1)

※2014年4月1日付で「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱の運用について」を一部改正し、「法令等の規定に基づき職を指定して選出する委員」、「県議会に対して県議会議員から推薦を依頼する委員」については登用計画の対象外としたため、グラフ中、2014年以降の登用率については、この運用に基づき算出した登用率を掲載しています。(旧基準に基づく登用率: 32.2%(2014)、33.2%(2015)、33.0%(2016)、33.8%(2017)、33.2%(2018)、31.8%(2019)、31.9%(2020))

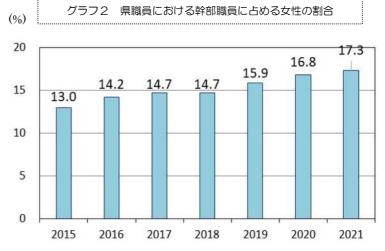
2021 年度の県職員(教員・警察官を除く)における幹部職員(課長級以上)に 占める女性の割合は、17.3%と前年度より 0.5 ポイント増加していますが、未だ に女性が少なく、政策方針決定過程での 男女共同参画が不十分な状況が続いています。(グラフ2)

県内の事業所において女性管理職の割合は、2020年度は8.2%と0.1ポイント増加していますが、依然として低い水準となっています。(グラフ3)

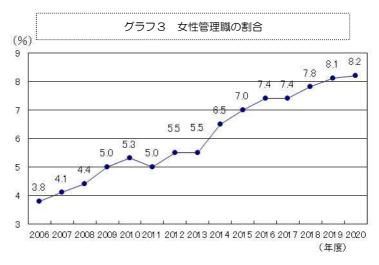
\*「管理職」とは、部長相当職及び課長 相当職をいいます(以下同じ)。



県は福祉子どもみらい局調査、国は内閣府 「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成



「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画に基づく取組状況」 より作成



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成 (算式:女性管理職人数/管理職総数)

県内の事業所において、男女別の正社員 総数のうち女性の管理職の割合は、2020年 20 度は 4.8%でした。

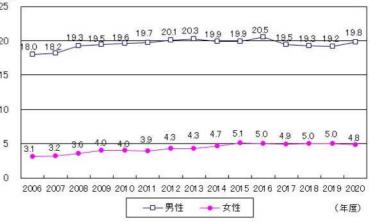
女性の管理職の割合は、近年 5 %前後で 推移しており、男性の割合と比べて約 4 分 <sup>15</sup> の 1 と依然として低い状況が続いていま 10 す。(グラフ 4)

県内大学の理学部・工学部の女性割合は、2008年度以降増加の傾向にあり、2020年度は 16.1%となっており、前年度より 0.2ポイント増加しました。(グラフ5)

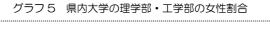
県内公立高等学校等卒業者の進学状況 は、学部別にみると、女性は男性と比べて 理・工学部への進路選択が少ない状況で す。

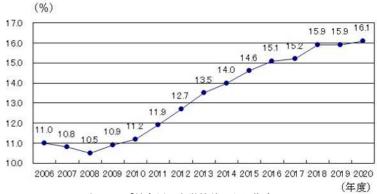
2020 年度は 12 年前と比べると、女性は、理学部が 3.6%で 1.3 ポイント、工学部が 4.5%と 0.6 ポイント増加しました。(グラフ6)

#### グラフ4 男性及び女性の各正社員総数のうち管理職の割合



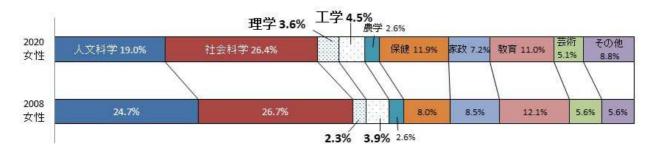
「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成(算式:男女別各管理職人数/男女別各正社員総数)

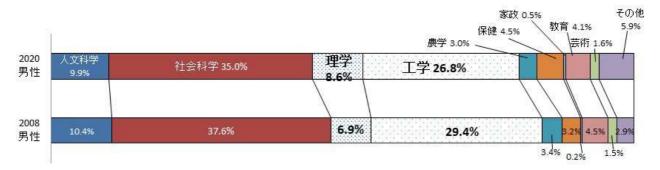




2008 までは、「神奈川の大学統計」より作成 2009 以降は「神奈川県学校基本調査結果報告」により作成

グラフ6 県内公立高等学校等卒業者の大学・短期大学の進学状況





### 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

日本の女性の年齢階級別労働力率は、「M字カーブ」を描いていますが、諸外国はM字の谷はほとんどありません。

また、M字の底は、30~34歳となっており、30歳代で労働力率が大きく落ち込んでいます。

神奈川県は、約20年前(1995年)にはM字カーブの底が深くなっていましたが、近年その傾向は緩和されつつあります。しかしながら、M字カーブの底の値、深さとも全国最下位となっており、出産子育て期にあたる女性にとって、就業の継続が難しい状況がうかがわれます。

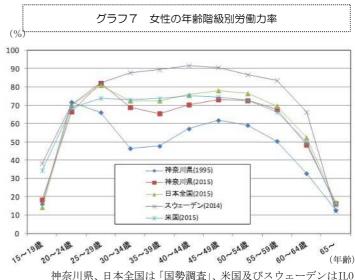
その原因としては、長時間労働や長い通 勤時間等、特に 30 歳代の仕事に対する負 担が大きいことが挙げられます。(グラフ 7)

2019、2020 年の男女間の賃金格差は、 男性を 100 とした場合、全国では、女性は いずれも 74.3%と 2018 年を上回り、神奈 川県では、2019 年は 76.2%、2020 年は 76.5%と 2018年の 75.7%を上回りました。 (グラフ8)

2020 年度の県条例に基づく事業所から の届出結果では、平均勤続年数が男性は 16.0 年、女性は 10.5 年で、格差は 5.5 年 でした。

なお、2020 年の賃金構造基本統計調査 での神奈川県の男女別平均勤続年数の差 は 4.8 年と、前年の 4.5 年から格差は 0.3 年拡大しています。(グラフ9)

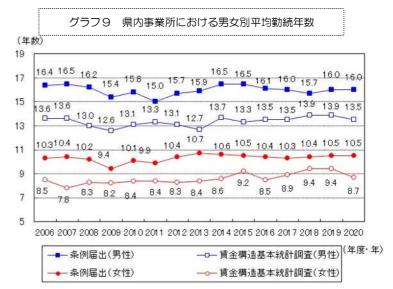
- \*『条例に基づく届出』の対象: 県内の従業員数 300 人以上の事業所(年度ごと)
- \*『賃金構造基本統計調査』の対象:5人以上の常用 労働者を雇用する民営企業及び10人以上の常用労 働者を雇用する公営事業者から抽出(年ごと)



神奈川県、日本全国は「国勢調査」、米国及びスウェーデンはILO 「LABORSTA」より作成。「労働力率」…15歳以上人口に占める労 働力人口(就業者+完全失業者)の割合



厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」及びより作成

県内の事業所において、2020 年度 の女性正社員の割合は 55.6%、男性 正社員の割合は 82.2%となっていま す。

女性の正社員の割合は前年度より7.8ポイントと大きく増加し、 正社員が非正社員を上回りました。 (グラフ10)

2020年度に、都道府県労働局雇用 均等室(全国)によせられたセクシ ュアル・ハラスメントの相談件数は、 前年度より 986 件減少して 6,337 件 でした。

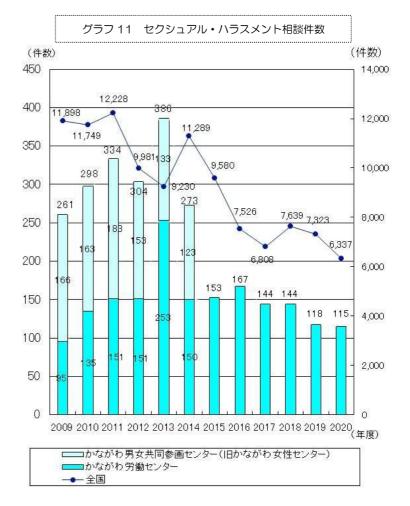
また、かながわ労働センターで受けた相談件数は 115 件で、近年ほぼ横ばいで推移しています。(グラフ11)

\*かながわ女性センターのセクシュアル・ハラスメントの相談は、2014年度で終了しました。

\*かながわ女性センターは2015年4月より相 談窓口を再編し、「かながわ男女共同参画センター」に名称変更しました。



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成



厚生労働省「雇用機会均等法の施行状況」及び かながわ労働センター「神奈川県労働相談の概況」より作成

### 3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

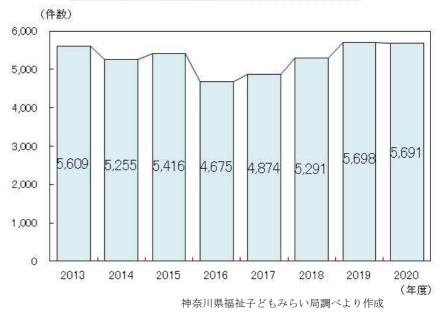
県配偶者暴力相談支援センターに よせられた、配偶者等からの暴力(D V)相談件数は、近年は5千件前後で 推移しています。(グラフ12)

\*配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)の全面施行(2002年4月)に伴い、県は2002年度から配偶者暴力相談支援センターを設置しています。その後、2011年9月に横浜市が、2012年10月に相模原市が、2016年5月に川崎市が配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

神奈川県で2020年度にDV防止法 に基づく一時保護を行った件数は、 150件となっています。

また、一時保護件数のうち、母子での保護は85件で、一時保護をした被害者の半数以上が子どもを同伴しています。(グラフ13)

#### グラフ 12 配偶者等からの暴力 (DV) に関する相談件数



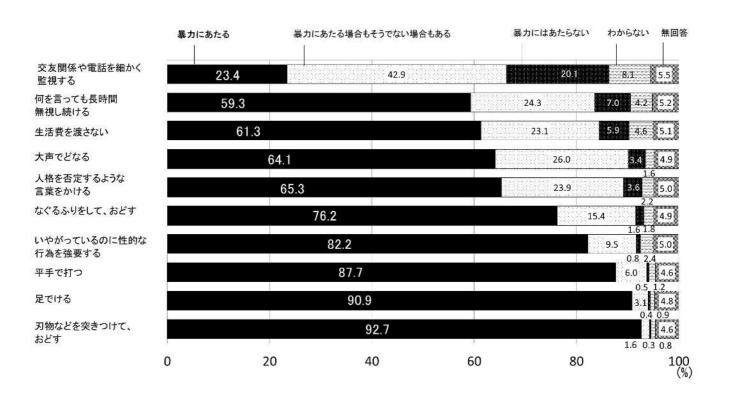


神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

2017 年度神奈川県県民ニーズ調査によると、夫婦間(事実婚や別居中も含む)で次の行為が行われた場合、それを暴力だと思うか尋ねたところ、すべての項目で「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っています。

ただし、「交友関係や電話を細かく監視する」では、「暴力にあたる場合もそうでない場合もある」 が「暴力にあたる」を上回っています。(グラフ 14)

グラフ14 夫婦間での暴力についての認識



2017年度県民ニーズ調査(課題)より作成

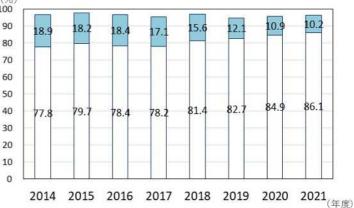
### 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

県の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を 守るべき」という意識に対して、《そう思わな 100 い》は86.1%となり、前年度より1.2ポイン ト増加しています。(グラフ 15)

「社会通念・慣習・しきたりなどで」や「社 60 会全体で」では、《男性の方が優遇されている》 が7割と、《女性の方が優遇されている》を大 30 きく上回っています (グラフ 16)

家庭における「家事」や「介護」について は、家庭内における女性の負担が大きくなっ ています。(グラフ17)

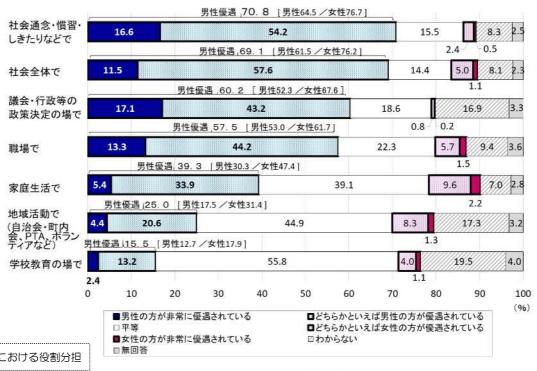
グラフ 15 夫は外で働き、妻は家を守るべきとの意識



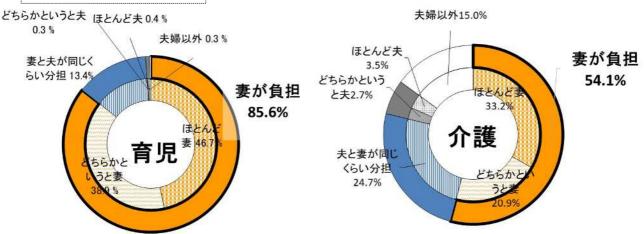
■そう思う ロそう思わない 県民ニーズ調査 (基本) より作成

グラフ 16 男女の地位の平等感

2016年度県民ニーズ調査 (課題) より作成







#### グラフ 18 男性の育児休業利用率

事業所における男性の育児休 業利用割合は、前年度に比べ 5.4 ポイント増加して 16.6%となり ました。(グラフ 18)

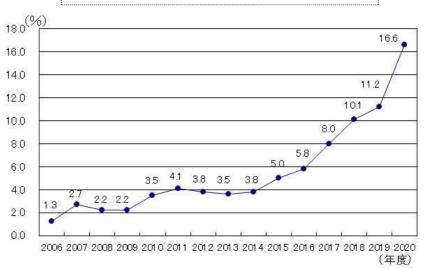
保育所等利用児童数は年々増 加しており、2021年度は県全体で 167,590人と、前年より3,356人 増加しています。

また、保育所等利用待機児童数 は、2021年度は306人と前年度よ り 190 人減少しています。(グラ

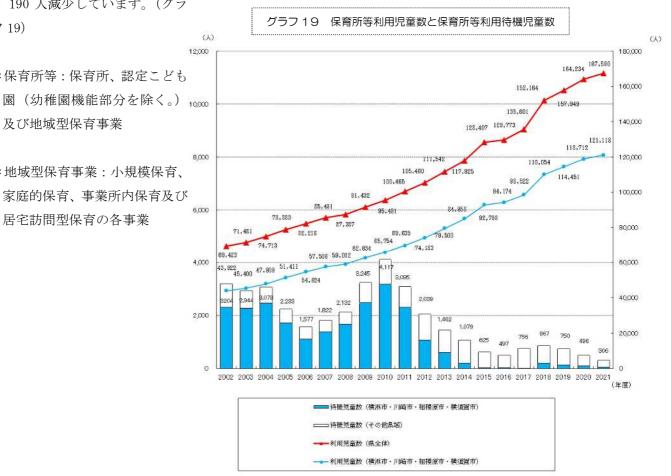
フ 19) \*保育所等:保育所、認定こども

\*地域型保育事業:小規模保育、 家庭的保育、事業所内保育及び 居宅訪問型保育の各事業

及び地域型保育事業



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

#### <新型コロナウイルス感染症拡大を受けて>

「1神奈川県における男女共同参画の状況」の各グラフの直近の数値は、新型コロナの影響を受けた結 果である可能性があります。2022 年度は、新型コロナの影響や、これまでの「かながわ男女共同参画推 進プラン」の進捗状況を踏まえて、取り組むべき施策を検討し、プランの改定を行います。

### Ⅱ 県の総合計画「かながわグランドデザイン」における位置付け

神奈川県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2012年3月に「かながわグランドデザイン基本構想」及び「実施計画」、2015年7月に「第2期実施計画」をとりまとめ、基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の礎となる取組みを着実に進めてきました。

このたび、2018年度に「第2期実施計画」の計画期間が終了したことから、「第3期実施計画」を策定し、これまで取り組んできた政策を、SDGsの理念なども踏まえてさらに進化させました。

計画では、5つの「めざすべき姿」を掲げており、「ひとのチカラを最大限に生かす神奈川」を実現する柱IV「ひとのチカラ」に、プロジェクト12「男女共同参画~誰もがお互いを尊重し、共に参画し活躍できる社会づくり~」を位置付けています。

#### プロジェクト12 男女共同参画 ~誰もがお互いを尊重し、共に参画し活躍できる社会づくり~

様々な分野で女性の活躍が進む一方、長時間労働をはじめとする男性中心型労働慣行や性別による役割 分担意識は依然として根強く残っており、出産や介護に伴う女性の就業継続やキャリア形成を難しくする とともに、家庭や地域活動への男性の参画を阻む大きな壁となっています。

そこで、あらゆる分野における男女共同参画を一層進めるため、固定的な役割分担意識の解消や企業における働き方改革の取組みを促進するとともに、配偶者等からの暴力防止や、様々な困難を抱えた女性などに対する支援に取り組み、誰もが互いの人権を尊重し、性別にかかわりなく、共に生き、共に参画し、笑ってくらせる社会をめざします。

#### ■プロジェクトの指標

	2018年度実績	2022年度
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方に ついて「そう思わない」人の割合 [県民ニーズ調査]	81.4%	82. 0%
25~44歳の女性の就業率【暦年】〔神奈川県労働力調査〕	74. 5%	78. 5%

#### ■具体的な取組み

#### A あらゆる分野における男女共同参画

- かながわ女性の活躍応援団や神奈川なでしこブランド事業などの女性活躍推進の取組みにより、 SDGsのゴールにも掲げられているあらゆる分野における男女共同参画を進めます。
- 女子高校生などの理系志望や、女性農業者の経営参画など、女性の参画が進んでいない分野への女性の参画を支援します。
- 性別を理由とした固定的な役割分担の概念、例えば「男は仕事、女は家庭」といった意識を解消する ため、ライフキャリア教育の普及や様々な啓発活動を通じて、男女共に仕事と家庭の責任を分かち合 える社会をめざします。

#### B 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

- 子どもを産み育てながら働き続けたい女性や再就職を希望する女性に対して、一人ひとりのニーズ に合わせた支援を行うとともに、誰もが多様で柔軟な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の職場環境づくりを促進します。
- 育児・介護を理由とした本人の意に反する離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家 庭の両立が可能となるよう、保育所の整備などを進める市町村の取組みへの支援や、介護保険施設の 整備など、育児・介護などの基盤整備を図ります。

#### C 暴力や差別のない健やかで安心なくらし

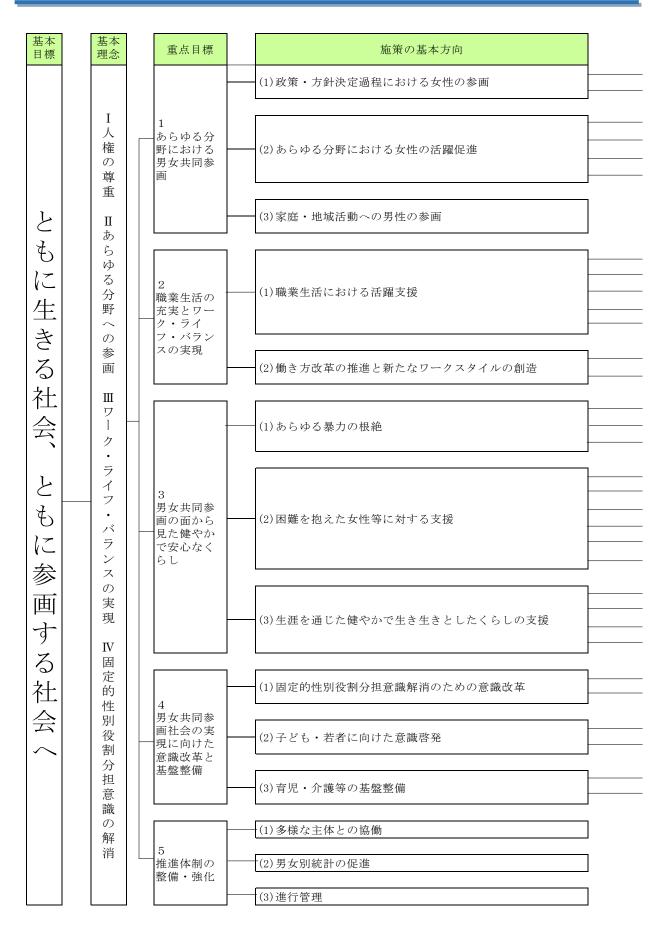
○ 配偶者等からの暴力を含むあらゆる暴力の根絶をめざして、若年層に向けたデートDV防止の啓発や、 配偶者暴力相談支援センターにおける各種相談及び被害者の緊急一時保護、自立支援を行います。また、 SNSを活用した配偶者等からの暴力に関する相談窓口を設置します。 ○ ひとり親家庭や高齢単身女性など、様々な困難を抱えた女性の自立を支援します。また、性的マイノリティ(LGBTなど)の方々が周囲の無理解や偏見に苦しむことのないよう「かながわSOGI\*派遣相談」などの事業を実施し、多様な性のあり方について理解を深め、人権が尊重される社会をめざします。
※Sexual Orientation & Gender Identity の略称。性的指向(好きになる性別)と、性自認(自分がどんな性別だと思うかという認識)のこと。

### ■プロジェクトのKPI

具体的な 取組み	KPI	計画策定時 の現状	2019	2020	2021	2022
Δ.	県の審議会等における女性委員の割合	35. 1%	38.9%	40.0%	40.4%	40.8%
A	[県共生推進本部室調べ]	(2017)				
A	民間事業所の女性管理職(課長相当職以上) の割合 〔県立かながわ男女共同参画センター調べ〕	7.8% (2018)	9. 1%	10. 4%	11.7%	13. 0%
D	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等への	150人	150人	150人	150人	150人
В	参加者数〔県雇用労政課調べ〕	(2018)				
В	民間の介護休業利用事業所割合	26.8%	27. 9%	29.0%	30.1%	31.2%
Ь	[県立かながわ男女共同参画センター調べ]	(2018)				
С	デートDV防止啓発講座開催数	4回	4回	5回	5回	6回
	[県立かながわ男女共同参画センター調べ]	(2018)				
С	母子家庭等就業・自立支援センター事業に	35人	80人	80人	80人	80人
	よる就業者数〔県子ども家庭課調べ〕	(2018)				

# Ⅲ かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の推進状況

かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の体系



	主要施策
	(治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画
	間における政策・方針決定過程への女性の参画
	性の活躍の推進
	性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援
<b>—</b>	#業や商工業分野における女性の参画支援
- <u>(4)</u> 切	7災分野への女性の参画支援
<b>①</b> 女	性の就業支援
②育	「児等の基盤整備【再掲】※1
31	護の基盤整備【再掲】※2
- ④勍	業環境の整備
⑤多	定した就業への支援
(1) E	吐用 単風 カ目 エ し 夕 壁 わ 風 キ ナ カ 口 サ
_	時間労働の是正と多様な働き方の促進
(Z)  H	j立支援のための取組み促進
①面	
-	1偶者等からの暴力被害者への支援
-33[	罪被害者等に対する支援
- (I) (J	とり親家庭に対する支援
②高	i齢女性に対する支援
- 3 障	がいのある女性に対する支援
- ④夕	国人女性に対する支援
<b>⑤</b> 生	活困窮者等の自立に向けた支援
⑥性	的マイノリティ(LGBT等)に対する支援
$\bigcirc t$	性の健康に対する支援
	性の健康に対する支援
	イズ・性感染症等に対する支援
-	民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み
一①男	女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
- ②男	女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供
<u> </u>	でども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成
	でも・石石に向けた方女共向参画息職の職成 学校現場における基盤整備
<b>⊌</b> ₹	人少///////// 10 40 11 / 公 经运正规
①育	児等の基盤整備
	護の基盤整備

%1及び%2は、最も施策の関連が深い柱として「重点目標 4 - 施策の基本方向(3) - 主要施策①及び②」に本掲として位置付けているため、本欄を再掲としています。

# 2 かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の進捗状況と評価

- ○2022年3月に実施した調査に基づき作成しており、その時点での最新の実績値を記載しています。
- ○「2019・2020年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の○から始まる部分は取組み実績を記載し、●から始まる部分は取組み実績に 2019年度男女審評価への対応を含めて記載しています。
- ○「2019・2020年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の末尾の〔〕内に記載されている数字は、「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の2019及び2020年度事業実績」(P21~55)の事業の通し番号です。

#### 【新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて】

〇2020年1月に県内で最初の新型コロナウイルス感染症(以下、「コロナ」という。)の感染者が判明し、4月に最初の緊急事態宣言が発出され、2021年1月にも、再度緊急事態宣言が発出された。

〇県では、2020年2月に、県主催のイベントや県立学校行事を原則中止又は延期とするなど、感染防止対策に集中的に取り組むこととする方針を決定した。刻々と変化する感染状況を受けて、当初予定していた2020年度事業について、2020年度に入ってから随時、実施するか中止するかを判断してきたが、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症への対応を行うなかで、9月に抜本的に業務を見直し、コロナに関連する事業、県民生活に直結する事業及び法令により実施が義務付けられている事業を除き、原則として中止又は廃止することとした。「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」2019年度実績の評価についても、1年延期することを決定した。

〇こうした状況のなか、2020年9月に内閣府男女共同参画局に「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」が設置され、11月には緊急提言がなされ、コロナ下において、女性就業者数が多いサービス産業等が受けた打撃の大きさ、女性の非労働力人口の増加、DVや性暴力の増加・深刻化等の懸念、女性自殺者数の増加等の課題が提起された。

- ○このような課題に対して、2020年度においては、主に次のような施策を実施した。
  - ◆「生活支援総合相談窓口」を開設し、コロナの影響により生活に困窮している方を対象に、くらし、すまい、しごとの相談 をワンストップで実施
  - ◆「かながわDV相談LINE」の相談日を週2日から4日に拡充、インターネット広告を実施
  - ◆多くの県民にDV被害についての気づきを促す小田急線及び京急線での車内広告による広報
  - ◆「いのちのほっとライン@かながわ」におけるこころの健康に係る悩み相談の実施

〇コロナの収束が見えないなか、2021年11月に県生活困窮者対策推進本部を設置し、「子ども」、「女性」や「孤独・孤立に陥っている方」の課題の把握、生活困窮者支援策の検討、施策化、SDGsを活用した共助による支援策の検討、具体化等について、全庁体制で生活困窮者対策の取組を推進していく。

# 【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価】

〇全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症へ対応したために、予定通りに事業を進めることができなかったことは理解する。

〇しかしながら、コロナ禍において、従来からの男女共同参画の構造的問題が顕在化し、県民の生活や命に 影響を与えたことは事実であり、県は対策を強化すべきであった。政策の優先順位が下がってしまい、例年の ような評価も行うことはできなかったのは残念である。

〇目標値を、①行政の取組で達成できるもの、②人々の意識を変えることを目的とするもの、③意識改革に加えて生活・行動を変えることを目的とするもの、と3つに分類したときに、「①行政の取組で達成できるもの」の 進捗が遅れているのは残念である。プランの残り1年の計画期間において、目標の達成に向けてさらなる取組みが必要である。

〇支援を必要とする人に情報が届くよう、新しいITツールの活用を含め、情報の届け方の在り方を全体的に見 直す必要がある。

# 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

2019・2020年度 の県の主な取 組み・2019年度 神奈川県男女 共同参画審議 会評価への対 応

#### 「事業実績の通 し番号〕

### |2019・2020年度||<政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画>

- ●県の審議会等における女性委員の割合については、第10次「審議会等の女性委員の登用計画」を引き続き推進するとともに、審議会等における女性登用の実態調査を実施しました。(2019年度、2020年度)2021年3月末時点では女性委員のいない審議会はないものの、女性委員の割合が40%未満の審議会等は改選前に事前に協議を実施し、引き続き登用に努めてまいります。[2]
- ●県庁内における取組については、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議を開催し、県女性職員の職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図りました。(2019年度、2020年度)成績主義の原則を踏まえた上で、日頃の業務の中で発揮してきた能力や実績、幹部職員としての適性や意欲等を適切に評価し、幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてまいります。また、女性職員のキャリア開発の視点に立った人事異動等を行い、中堅職員の育成を図るなど、将来の幹部職員の候補となる女性職員の人材プールの形成に引き続き取り組みます。[6]

県職員(教員・警察官を除く)の幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合については、第4次プラン策定時(2017年度)の14.7%から毎年増加し、2021年度には17.3%となり、女性管理職の数は初めて100名を超えました。引き続き幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてまいります。

### <民間における政策・方針決定過程への女性の参画>

●民間における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、「女性管理職育成セミナー」(2019年度2回計51人参加)を実施するほか、女性の活躍を阻む「アンコンシャス・バイアス」について学び、個人の資質や実状に合わせたマネジメントスキルを習得する「女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー」(2019年度1回40人、2020年度1回18人参加)を実施しました。今後も、これらの講座を引き続き実施してまいります。[9]

#### <女性の活躍の推進>

○かながわ女性の活躍応援団の啓発講座等(2019年度21回計1,753人、2020年度6回計495人参加)やサポーター 登録の推進(2019年度末時点37人、2020年度末時点41人)を行いました。[14]

#### < 女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援>

○女性技術者・女性研究者を講師として学校等に派遣し、女子生徒の理工系志望(理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労)を促進・支援するための出前講座(2019年度4回815人、2020年度3回421人参加)を実施しました。 [19]

### <家庭・地域活動への男性の参画>

○「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍などに取り組む企業、NPO、行政等が参加する「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」における定例会(2019年度3回計133人参加)、オンラインミーティング(2020年度3回計32人参加)の開催や、かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供等を行いました。(2019年度、2020年度)[37、38]

目標	No.		目標値 (目標年度)	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	県職員(教員・警察官を除く)の幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合 →管理職に占める女性の割合	$20\%$ $(2020)$ $\rightarrow 25\%$ $(2025)$	17.3%	16.8%	15.9%	14.7%	14.7%	14.7% (2017)
	2	県の審議会等における女性委員 の割合	40%(2020) 40%を超える こと(2022)	-	36.9%	35.4%	34.4%	35.1%	34.3% (2016)
	3	民間事業所の女性管理職(課長相 当職以上)の割合	13% (2022)	_	8.2%	8.1%	7.8%	7.4%	7.4% (2016)
	4	6歳未満の子どもを持つ夫の育児・ 家事関連時間 〔社会生活基本調査〕	105分/日 (2021)	_	_	_	_	(次回調査は 2021年度)	75分/日 (2016)

# 【「重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○「県職員(教員・警察官を除く)の幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合」について、着実に改善されてきてはいることは評価したいが、目標達成のためには、活躍の障害になっている真因について調査・分析した上で、先進企業の取組を参考にしながら、多様なキャリアパスのあり方や女性職員の育成・評価のあり方など、今一度検討し、トップのコミットメントの下、さらなる推進が必要である。

○「県の審議会等における女性委員の割合」について、委員が充て職である、審議分野の専門家に女性が少ない、役職者に女性が少ないなど、県の努力だけで進まない部分があることは理解するが、審議会の構成を見直すなどの大胆な検討が必要な段階となっている。県庁全体の姿勢を改めて問い直し、トップのコミットメントの下、危機感をもって臨む必要がある。

〇民間事業所の女性管理職を増やすための取組が十分な効果を上げていない。公共調達のプロセスに組み 入れること、県庁の先進的な取組成果を紹介するなど、さらなる取組を期待したい。

# 重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

2019・2020年度 の県の主な取 組み・2019年度 神奈川県男女 共同参画審議 会評価への対

### 2019・2020年度 | <女性の就業支援>

○ワーキングマザー両立応援カウンセリング(2019年度174回計105人、2020年度136回計47人)、両立応援セミナー (2019年度3回計80人、2020年度3回計58人参加)を実施するなど、女性の就業継続を支援する取組みを行いました。[42]

#### [事業実績の通 し番号]

#### <長時間労働の是正と多様な働き方の促進>

- ●県庁内における取組については、誰もが働きやすく、働きがいのある職場環境を実現するため、長時間労働の是正に取り組んでおり、朝夕ミーティングを通じた組織的マネジメントにより、時間外勤務の限度時間を意識した業務の平準化を進めるとともに、時間外勤務の事前命令の徹底・午後9時以降の時間外勤務の原則禁止・ノー残業デーの定時退庁といった基本取組を推進していきます。また、管理監督者は、各職員に概ね四半期ごとに年次休暇の取得計画の作成を促すとともに、取得日数が少ない職員に特に目配りするなど、職員の年次休暇の取得推進に取り組んでまいります。[65]
- ●民間における働きやすい職場環境づくりとして、中小企業等に個別に専門家を派遣することにより、各企業におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを推進するとともに、既に各企業で実施しているワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組みをより実効性のあるものにすることを支援する、働き方改革アドバイザー派遣を実施しました。(2019年度)また、県ホームページ「かながわ働き方改革」にて、企業や県民の皆さんのWLBの取組みを応援するための情報を提供し、長時間労働を削減し多様な働き方を促進する取組みを行いました。(2019年度、2020年度) [68、69]

また、テレワーク体験セミナー(2019年度4回計30人、2020年度4回計67人参加)を開催するとともに、アドバイザー派遣(2019年度5社、2020年度10社)や、テレワーク導入に係るマニュアルの作成(2019年度)、経費の補助(2020年度交付決定1,624件)により、テレワークを導入する中小企業等を支援しました。引き続き、取組を進めてまいります。
[70]

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	25〜44歳の女性の就業率 〔労働力調査〕	72% (2022) →78.5% (2022)	_	74.9%	75.9%	74.5%	71.2%	68.3% (2016)
		週労働時間60時間以上の雇用者 の割合〔就業構造基本調査〕	7.9% (2019) →6.2% (2022)	_	_	_	(次回調査は 2022年度)	7.7%	9.9% (2012)

# 【「重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○「25~44歳の女性の就業率」について、M字カーブは改善しているが、2020年度は微減している。コロナ禍においては非正規雇用の多い女性に影響が大きく現れていることから、正規、非正規の就労環境の違いも考慮して、施策を検討する必要がある。

○テレワークに関する補助金の執行率も良好であり、コロナ禍のなか、多様な働き方につながる取組として評価できる。通勤時間が長いという神奈川県の特性を踏まえると、ワーク・ライフ・バランスの実現のために、テレワークの普及が有効であり、さらなる取組を期待する。

### 重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

2019・2020年度 の県の主な取 組み・2019年度 神奈川県男女 共同参画審議 会評価への対

|2019・2020年度||<配偶者等からの暴力防止><配偶者等からの暴力被害者への支援>

〇配偶者等からの暴力防止や被害者への支援を進めるため、配偶者暴力防止法に基づく「かながわDV防止・被害者支援プラン」を引き続き推進し、DVを未然に防止するための取組みを実施しました。(2019年度、2020年度)

「事業実績の通 し番号〕 ●また、DVの周知啓発については、多くの県民にDV被害についての気づきを促すため、小田急線及び京急線での車内広告による広報を行うとともに、「かながわDV相談LINE」について、インターネット広告により周知しました。(2020年度)また、デートDV防止について啓発する短編動画を作成・配信しました。(2020年度)また、デートDV防止啓発講座を実施したほか(2019年度2校2大学、2020年度6校)、デートDV防止啓発冊子「超カンタン デートDVの基礎知識」を県内全ての高校に、「Bemyself」を県内全ての中学校に配布しました。(2019年度、2020年度)[85]

# の県の主な取 組み・2019年度 神奈川県男女 共同参画審議 会評価への対

# し番号〕

#### 2019・2020年度 <ひとり親家庭に対する支援>

●ひとり親家庭など、困難を抱えた女性等を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センター事業については、 パソコン教室(2019年度37日間延319人、2020年度41日間延297人参加)やマネープランセミナー(2019年度2日間 延21人、2020年度2日間延12人参加)などの就業支援講座の実施や、就業相談等を行いました。新型コロナウイルス 感染症の影響により、センターへの来場者数が大幅に減少し、感染防止対策を実施する上で就業支援各種イベント [事業実績の通] も参加人数を絞って開催したため、就業者数が減少しましたが、オンライン相談等、感染症対策を実施して、就業者 数の目標達成を目指してまいります。〔99〕

### <性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援>

○性的マイノリティ支援として、派遣型個別専門相談(2019年度36件、2020年度15件)、当事者向け交流会(2019年 度23回、2020年度4回)を実施したほか、企業、宿泊施設、児童福祉施設の職員などを対象とした研修を行いました。 [133]

#### <男性の健康に対する支援>

○「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進するため、かながわ自殺対策会議(政令市と共同開 |催/親会議)を2回、地域部会3回、庁内会議を1回書面開催しました。(2019年度、2020年度)〔152〕

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①交友関係や電話を細かく監視する/②大声でどなる/③いやがっているのに性的な行為を強要する/④平手で打つ/⑤生活費を渡さない [県民ニーズ調査(課題)]	①~⑤ 100%(2022) ※かながわDV 防止・被害者 支援プランの 改定に伴い目 標達成年度を 変更	-	-	_	(次回実績値 は2022年度)	①23.4% ②64.1% ③82.2% ④87.7% ⑤61.3%	①23.4% ②64.1% ③82.2% ④87.7% ⑤61.3% (2017)
		母子家庭等就業・自立支援セン ター事業による就業者数	80人 (2019) →80人 (2022)	Ι	37人	53人	35人	58人	73人 (2016)
		建替え等が行われる公的賃貸住 宅(100戸以上)における、高齢者 世帯、障がい者世帯、子育て世帯 の支援に資する施設の併設率	25% (2022) →90% (2025)	_	87.5%	_	_	50%	
	4	子宮頸がん検診(①)、乳がん検診 (②)受診率	①、②共に 50%(2022)	ı	ı	①47.4% ②47.8% (2019)	_	_	①44.6% ②45.7% (2016)
	5	20歳代女性のやせの割合の減少 [県民健康・栄養調査]	20% (2022)			14.7% (2017~ 2019)	_	_	28.9% (2013~ 2015)
	6	自殺者の減少 〔人口動態統計〕	自殺死亡率 12.4以下 (2021)	=	自殺死亡率 人口10万対 の自殺者数 15.6 参考: 自殺者数 男性917人 女性485人	自殺死亡率 人口10万対 の自殺者数 13.4 参考: 自殺828人 女性382人	自殺死亡率 人口10万対 の自殺者数 14.4 参考: 自殺865人 女性428人	自殺死亡率 人口10万対 の自殺者数 15.1 参考者 自殺者30人 女性424人	自殺死亡率 人口10万対 の自殺者数 14.6(2016) 参考: 自殺者392人 女性392人

## 【「重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし」の進捗に関する男女共同参画審議会の評 価】

○DVについての理解度については新しいデータがないため評価が難しいが、特に男性の理解度を上げるた めの取組の強化を期待する。

○コロナ禍を受け、ひとり親家庭への支援がさらに重要になっており、母子家庭等就業・自立支援センター事 業の活性化を含め、より一層力を入れる必要がある。

○2020年の自殺者数に明らかに男女差が生じており、原因が多岐にわたると考えられることから、自殺者数の 減少のためには、部局横断的な施策展開が必要である。

# 重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

2019・2020年度 の県の主な取 組み・2019年度 神奈川県男女 共同参画審議 会評価への対 応

### 「事業実績の通 し番号〕

# |2019・2020年度 | <子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成>

●若い世代の固定的性別役割分担意識の解消に向けては、大学生や高校生、中学生に向けて、固定的性別役割分担意識にとらわれず自身の生き方を考えられるよう、ライフキャリア教育を実施しました。新たに中学生向けプログラム・教材を企画・作成(2019年度)したほか、出前講座の実施(2019年度2高校にて計3回)、啓発冊子や教員向けリーフレットの作成等により、若い世代に向けた意識啓発を行いました。[178]

また、中学生、高校生等を対象に、人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から主体的に読み解き、評価する能力の向上を図るための出前講座(2019年度7回1,516人、2020年度1回136人参加)を実施しました。〔180〕

#### <育児等の基盤整備>

●待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備を進める市町村に対して補助を行う等の支援を行いました。(2019年度、2020年度)2021年4月の保育所等利用待機児童数については306人と、現在の集計方法となった平成14年度以来、過去最少となりました。昨年よりも190人の減少で、15市町村で待機児童数が0人となっています。待機児童ゼロに向けて、引き続き保育所等の整備を進めて参ります。[197、202、203]

#### <介護の基盤整備>

○老人福祉施設等の整備、介護人材の養成など、介護等の基盤整備に取り組みました。(2019年度、2020年度) [208、209、210]

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思 わない」人の割合		86.1%	84.9%	82.7%	81.4%	78.2%	78.4% (2016)
	2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」18~29歳の人の割合		85.9%	94.7%	88.1%	93.8%	79.6%	81.3% (2016)
	3	保育所等利用待機児童数	0人 (2019) →0人 (2021)	306人	496人	750人	867人	756人	756人 (2017)
	4	特別養護老人ホーム整備床数(累計)	39,697床 (2020) →40,720床 (2022年度)	_	38,760床	38,039床	37,187床	36,549床	35,411床 (2016)

# 【「重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」の進捗に関する男女共同参画 審議会の評価】

○若年層への意識啓発は非常に重要であり、今後も引き続き取り組みを推進すべき。

〇保育所や特別養護老人ホームの整備は予算と時間を多く要する事業であるが、手を緩めず、引き続き取り 組んでほしい。

# 重点目標5 推進体制の整備・強化

2019・2020年度 の県の主な取 組み・2019年度 神奈川県男女 共同参画審議 会評価への対

# 2019・2020年度 <多様な主体との協働>

○市町村等の多様な主体と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めるため、市町村と連携した事業の実施(2019年度22回計1,140人、2020年度6回計143人参加)や、NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催等を行いました。〔217、218〕

#### 心 〔事業実績の通 し番号〕

### <男女別統計の推進>

○ジェンダー統計の推進のため、国へ、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施することを要望しました。〔227〕

# <進行管理>

●女性活躍推進法に基づく推進計画の策定については、引き続き、市町村の男女共同参画基本計画の改定スケジュールを県・市町村男女共同参画行政連絡会等で共有し、相談に応じて参ります。[229]

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	女性活躍推進法に基づく推進計 画の策定率 (対象:県内19市・14町村)	市 100% 町村 70% (2022)	市94.7% 町村78.6%	市84.2% 町村50.0%	市73.7% 町村42.9%	市 68.4% 町村 35.7%	市 42.1% 町村 7.1%	市 42.1% 町村 7.1% (2016)

### 【「重点目標5 推進体制の整備・強化」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

〇市町村の計画策定が進んだことは評価できる。今後は、各市町村の取組が確実に実行できるように県が支援する必要がある。

○性的マイノリティへの配慮をしたうえで、ジェンダー統計の推進が必要である。

# 3 かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の参考数値の状況

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

No.	項 目	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
1	地方議会における女性議員の割合 ①県議会 ②市区議会 ③町村議会	_	①18.3% ②22.9% ③24.1%	①18.1% ②23.0% ③23.5%	①14.7% ②20.1% ③23.5%	①14.6% ②20.2% ③22.9%	①16.2% ②20.0% ③22.9% (2016)
2	市町村の審議会における女性委員の割合	_	31.2%	34.6%	33.8%	34.0%	34.0% (2016)
3	県職員採用試験(大学卒業程度)からの採用者 に占める女性の割合	_	29.4%	28.1%	33.3%	28.8%	28.8% (2017)
4	県立学校教員の校長・副校長・教頭に占める女 性の割合	25.2%	23.8%	22.2%	21.5%	21.9%	21.9% (2017)
5	警察官の総定数に占める女性警察官の割合	10.3%	9.7%	9.4%	9.0%	8.7%	8.7% (2017)
6	自治会長における女性の割合	_	9.6%	9.2%	8.6%	6.9%	6.9% (2017)
7	「かながわ女性の活躍応援団」応援団員企業等からの講師派遣啓発講座等の開催件数及び受講者数	_	開催件数6回 /受講者数 495人		開催件数16 回/受講者数 2,075人	開催件数14 回/受講者数 1,510人	開催件数8回 /受講者数 530人(2016)
8	県内大学理学部・工学部の女性割合	_	16.1%	15.9%	15.9%	15.2%	15.1% (2016)
9	県内大学の教授等(教授、准教授及び講師)に 占める女性の割合	_	26.0%	25.6%	24.9%	24.7%	24.1% (2016)
10	新規就農者の女性割合	_	24.5%	21.8%	20.5%	17.7%	12.9% (2016)
11	女性消防団員の割合	_	9.2%	8.9%	8.4%	7.7%	7.7% (2017)
12	県職員の男性の育児休業等取得率	_	7.5%	4.7%	2.7%	4.2%	2.0% (2016)
13	事業所における子の看護休暇取得者に占める 男性の割合	_	43.8%	41.2%	39.0%	41.5%	41.1% (2016)
14	男性のボランティア活動行動者率 〔社会生活基本調査〕	-	_	_	_	(次回調査は 2021年度)	21.2% (2016)

# 重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

No.	項目	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
1	マザーズハローワーク横浜における女性のため のキャリアカウンセリングの相談者数		567人	515人	541人	555人	645人 (2016)
2	職場における男女の平等感【再掲】 〔県民ニーズ調査(課題)〕	_	_	_	_	(次回調査は 2021年度)	22.3% (2016)

No.	項目	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
3	企業における男性と女性の所定内給与額の格差(男性=100)		76.5%	76.2%	75.7%	74.6%	74.0% (2016)
4	かながわ労働センターにおけるセクシュアル・ハ ラスメント相談件数	_	115件	118件	144件	144件	167件 (2016)
5	県が設置する地域若者サポートステーションで 支援を受けた人の就職者数 →国と県が共同で運営する地域若者サポートス テーションで支援を受けた人の就職率	_	50.8%	46.5%	169人	182人	251人 (2016)
6	総合職業技術校生の修了3か月後の就職率	_	90.9%	93.6%	96.1%	96.6%	95.1% (2016)
7	常用労働者30人以上の事業所における1人平 均月間の所定外労働時間	_	計10.7時間	計13.6時間	計12.6時間	計12.6時間	計13.1時間 (2016)
8	県職員の部分休業、育児休業及び介護休暇の 取得状況(知事部局等) ①部分休業 ②育児休業 ③介護休暇	1	/男性20人 ②女性202人 /男性54人	①女性131人 /男性18人 ②女性207人 /男性39人 ③女性27人/ 男性21人	/男性14人	/男性13人	/男性9人
	介護・看護を理由とする離職者数 〔就業構造基本調査〕	_			(次回調査は 2022年度)	女性27,600 人/男性 12,000人	女性82,000 人/男性 18,000人 (2012)
	事業所における介護休業利用状況の男女比		女性53.6% 男性46.4%	女性54.3% 男性45.7%	女性55.8% 男性44.2%	女性57.7% 男性42.3%	女性65.4% 男性34.6% (2016)
	子ども・子育て支援に取り組む事業者の認証事 業者数	553事業者 (6月1日時 点)	544事業者	(6月1日時 点)	541事業者		518事業者 (2016)
12	朝食・夕食を家族と食べている、又は一人ぐらし の方で昼食や夕食を仲間など複数で食べている 「共食」の回数 ①家族/②単身	_	①週9回 ②週2回	①週11回 ②週3回	①週9回 ②週3回	①週10回 ②週3回	①週10回 ②週3回 (2017)

# 重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

No.	項目	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
1	県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相 談件数		5,691件	5,698件	5,291件	4,874件	4,675件 (2016)
2	配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護件数	I	150件	176件	177件	182件	202件 (2016)
3	母子・父子自立支援員による相談件数		21,883件	20,273件	16,690件	15,896件	17,094件 (2016)
4	県営住宅における高齢者等に配慮した住宅数 (建替え・個別改善等の戸数)	23,959戸 (2021.6)	23,959戸	23,931戸	23,323戸	22,841戸	22,428戸 (2016)
5	「高齢者や障がい者が自立し、安心して生活できるような支援体制が整っていること」の満足度	_	7.7%	7.8%	9.1%	8.4%	6.2% (2016)
6	災害時通訳ボランティアの登録者数	227人 (2021.10)	240人	232人	230人	250人	231人 (2016)
7	思春期から妊娠適齢期の男女を対象にした健康 などに関する出前講座実施企業・団体数	_	19団体	83団体	97団体	65団体	64団体 (2016)

N	項目	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
8	「こころに不安や悩みのある人がいつでも相談できるなど、自殺を防ぐ社会づくりが行われていること」の満足度	_	6.8%	6.5%	6.7%	5.2%	5.2% (2017)
S	日ごろから健康に気をつけた規則正しい生活を 心がけている人の割合	_	73.9%	72.4%	69.6%	70.7%	71.2% (2016)

# 重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

No.	項目	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	男女の平等感 ①議会・行政等の政策決定の場で/②家庭生活で/③職場で/④学校教育の場で/⑤地域活動で(自治会・町内会、PTA、ボランティアなど)/⑥社会通念・慣習・しきたりなどで/⑦社会全体で [県民ニーズ調査(課題)]	ŀ	-	1	-	(次回調査は 2021年度)	②39.1% ③22.3% ④55.8% ⑤44.9% ⑥15.5% ⑦14.4% (2016)
2	保育士、保育教諭の数	ı	保育士 33,066人/ 保育教諭 3,065人	保育士 30,782人/ 保育教諭 2,694人	保育士 29,399人/ 保育教諭 1,483人	保育士 28,929人/ 保育教諭 1,459人	保育士 28,387人/ 保育教諭 1,182人 (2016)
3	かながわ子育て応援パスポートの施設数	3,588施設 (2021.6)	3,551施設 (2020.6)	3,499施設 (2019.6)	3,487施設	3,395施設	3,227施設 (2016)
4	放課後児童クラブの施設数	1,400施設	1,388施設	1,311施設	1,243施設	1,159施設	1,159施設 (2017)
5	就学前児童の保育・幼児教育の提供 ①認可保育所定員数	150,855人	148,110人	143,464人	139,463人	135,315人	135,315人 (2017)
	②家庭的保育	293人	310人	331人	348人	354人	354人 (2017)
	③認定こども園	230か所	211か所	187か所	140か所	100か所	100か所 (2017)
	④幼稚園の預かり保育	_	572か所	607か所	584園	560園	516園 (2016)
6	訪問介護サービス供給量	_	17,737,560 回/年	16,877,433 回/年	16,389,729 回/年	10,964,714 回/年	10,789,645 回/年(2016)
7	小規模多機能型居宅介護サービスの利用者数	_	6,124人/月	5,731人/月	5,489人/月	5,108人	4,582人 (2016)
8	認知症サポート医の養成人数(累計)	_	401人	387人	325人	255人	201人 (2016)

# 重点目標5 推進体制の整備・強化

No.	項目	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
1	男女共同参画基本計画の策定率 (対象: 県内19市・14町村)	市 100% 町村100%	市 100% 町村 85.7%	市 100% 町村 92.9%	市 100% 町村 85.7%	市 100% 町村 71.4%	市 100% 町村 71.4% (2016.12)

# 4 かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の

# 2019 (令和元) 及び2020 (令和2) 年度事業実績

※太枠、ゴシック体は、かながわ男女共同参画推進プラン(愛4次)における重点目標ごとの主な取組み事業

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
重点	見相	票1 ;	あらゆる	る分野におり	ける男女共	同参画		
施策	きのき	基本力	5向1	政策•方針	決定過程に	おける女性の参画		
1	<b>汝治</b> •	行政	分野に	おける政策	• 方針決定	過程への女性の参画		
1			もみらい 局		女性参画へ	政治分野における女性の参画を 促進するため、地方議会におけ る女性参画の意義について理解 を促進する。	割合について、情報提供した。 ・クオータ制について、調査研究	・県議会議員選挙における男女別候補者数等について、情報提供した。 ・クオータ制について、調査研究報告書(平成27・28年度)のホームページ掲載等による周知を行った。
2			福祉子 どもみら い局	共生推進本部 室	審議会等委 員への女性 の参画推進	男女の意見を政策形成の場へ 反映させるため、審議会等の委 員を男女の均衡がとれた構成と することを目指し、「第10次審議 会等の女性委員の登用計画」に 基づき、審議会等委員への女性 の登用を推進する。	・第10次「審議会等の女性委員の登用計画」を推進した。 ・審議会等における女性登用の 実態調査を実施した。	・第10次「審議会等の女性委員の登用計画」を推進した。 ・審議会等における女性登用の 実態調査を実施した。
3			もみらい	かながわ男女共同参画センター	画を促進する	政策の立案・方針決定の場への 女性の参画を促進するため、女 性の政策立案能力の向上等を 支援する講座を実施する。	女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施(参加者62名)	女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施【コロナにより中止】ミニ講座の動画を制作し、ホームページで公開(動画8本)
4				かながわ男女共同参画センター		当センターで実施した、社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」 (平成26年度まで「江の島塾」)の 受講者を対象に、事業の効果及 び受講者の社会参画状況を把 握し、今後の事業企画に役立て る。	基準日 毎年12月1日	社会参画状況調査の実施【コロナにより中止】
5			総務局	人事課		出産・育児というキャリアの大きな 節目にある職員が、自らのキャリ アプランについて考え、県職員と して復業後に前向きにキャリアを 歩むための気づきの機会とす る。	施 実施回数:2回	育児休業復業者支援研修の開催(2回実施予定)【コロナにより 中止】
6			総務局	人事課	管理職への	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に変にない。 育成支援・女性の割合の目標では、管理値を 令のでは、管理値を 令のではないる。 のではないる。 のではないる。 のではないる。 のではないる。 のではないる。 のではないる。 のではないる。 のではないる。 のではないる。 のではないる。 のではないる。 のではないる。 のではないる。 のではないる。 ではないる。 のではないる。 ではないない。 ではない。 ではないない。 ではないない。 ではないない。 ではないない。 ではないない。 ではないないない。 ではないない。 ではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 特定事業主(神奈川県)行動計 画策定・推進委員会議の開催	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議の開催
7			政策局	市町村課	性別によらない職員交流の 実施	定を図ることにより、市町村との職員交流を実施する。	る市町村の希望の照会から性別 要件を除外 ・これまで女性職員の受入実績	・県から派遣する交流職員に係る市町村の希望の照会から性別要件を除外 ・これまで女性職員の受入実績のない市町村に対する受入拡大の提唱

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
8	再掲	10		かながわ男女共同参画センター	女性人材情報等の提供	審議会などの女性委員の候補者 の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を発揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。	トの運用	かながわ男女共同参画支援サイトの運用
<b>2</b> E	見間に	こおけ	ける政策	፟፟፟፟・方針決定	過程への変	女性の参画		
9			どもみらい局	ター	画を促進するための人材育成	ス・バイアス(無意識の思い込み)」について学び、部下の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得する講座を実施する。また、県内企業の部長級の女性を対象に、経営の知識やスキルを学び、参加者間のネットワーク作りを行うセミナーを実施する。	施(第1回/36名、第2回/15名) ・女性を部下に持つ男性管理職向けセミナーの実施(第1回/40名、第2回/延期) ・女性トップマネジメント養成セミナー(30名)	<ul> <li>・女性を部下に持つ男性管理職向けセミナーの実施(第1回/18名)【第2回はコロナにより中止】</li> <li>・女性管理職育成セミナーの実施【コロナにより中止】</li> <li>・女性トップマネジメント養成セミナー 本セミナーの実施【コロナにより中止】、フォローアップ事業の実施(31名)</li> </ul>
10				かながわ男女共同参画センター	女性人材情報等の提供	審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を発揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。	トの運用	かながわ男女共同参画支援サイトの運用
11	再揭	3	,, , ,	かながわ男女共同参画センター	画を促進する	政策の立案・方針決定の場への 女性の参画を促進するため、女 性の政策立案能力の向上等を 支援する講座を実施する。	女性のための社会参画セミナー 「かなテラスカレッジ」の実施(参加者62名)	女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施【コロナにより中止】 ミニ講座の動画を制作し、ホームページで公開(動画8本)
12	再掲	14		かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援・団支援事業	トのさらなる拡大のため、応援団 員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、 男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施す	<ul> <li>・サポーター登録の推進(37名(令和2年3月31日時点))</li> <li>・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信(3社、2校参加)</li> <li>・女性の活躍応援サポータース</li> </ul>	・全体会議の開催【コロナにより中止】 ・啓発講座等の実施(6回/495名) ・かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,000部) ・女性の活躍応援サポーター登録の推進(41名(令和3年3月31日時点)) ・応援サポーター企業交流会(1回/14名) ・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団ウェブサイトの改修

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
施策	の基	基本ス	方向2	あらゆる分	野における	男女共同参画		
①女	性化	の活路	星の推進	<u> </u>				
13				共生推進本部 室	女性活躍推 進法による認 定取得業者 への加点	(えるぼし認定、プラチナえるぼ し認定)に関する基準に適合す る一般事業主に対して、県の競	企業に対するインセンティブ付 与のため、神奈川県競争入札参 加資格の認定(「建設工事業」及	女性活躍推進法第24条における女性活躍に積極的に取組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定(「建設工事業」及び「一般委託・物品」)において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、プラチナえるぼし認定、プラチナえるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点評価を行った。
14					の活躍応援 団支援事業	員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、 男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施す	・かながわ女性の活躍応援団団 員企業等担当者交流会の開催 ・かながわ女性の活躍応援団冊	により中止】 ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,000部) ・女性の活躍応援サポーター登録の推進(41名(令和3年3月31日時点)) ・応援サポーター企業交流会(1
15			産業労働局	雇用労政課	業	所や団体から、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募		「神奈川なでしこブランド」「なでしこの芽」「なでしこの種」の認定事業【コロナにより中止】SNS等を通じて、認定商品の広報を行った。
16			教育局	県立図書館	生涯学習情報の提供	県をはじめ、市町村や生涯学習 関係機関・団体の協働による、県 立図書館を拠点としたネットワー クにより生涯学習情報を提供し、 県民の生涯を通じた主体的な学 習活動を支援する。	県内の生涯学習関係機関において開催される生涯学習講座や	いて開催される生涯学習講座や 催し物等といった生涯学習情報
17	再掲	218	政策局	NPO協働推 進課	NPO活動へ の支援や情 報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	する相談、情報提供、説明会等 の開催(法人設立事務説明会7	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催(法人設立事務説明会5回開催・34名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会2回開催・17名出席)
②女	性化	の参画	画が進ん	しでいないか	分野への女	性の参画支援		
18			もみらい		の理工系分		l	・かながわ男女共同参画支援サイトに、国等の理工系女性のロールモデル情報等のリンクを貼ることによる情報提供を実施した。 ・ホームページ上で理工系キャリア支援講座の実施状況について情報提供した。

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
19				かながわ男女共同参画センター	ア支援講座 (旧「かながわ リケジョ・エン	女子中学生、高校生の理工系 望(理工系進学・就労、研究 職系進学・就労)を促進・支 がるともに、性別に関わら ともに、性別に 関わる ともに、性別に 関わる ともに を 世の 活躍 に 大 の は の 法 人 の 法 人 り の 法 り る が り る が り る が り る が り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り る と り と り		・進路説明会等を活用した出前講座の実施(3回/421名)
20	再掲	178	福祉子どの局		るライフキャリ	らわれず、個性と適性に応じた キャリア(生涯にわたる生き方)を 選択できるよう、大学等における ライフキャリア教育を支援する。	・高校生向け啓発冊子の改定 ・高校生・大学生向けに啓発冊子等を印刷、配布(高校生向け 80,000部/大学生向け 2,800部) ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣(派遣回数:2大学にて計5回) ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:2高校にて計3回) ・中学生向けプログラム・教材の企画・作成	
21	再掲	179	福祉子ど もみらい 局	共生推進本部室	男女共同参 画教育の推 進	識を育むため、男女共同参画教	んな子いるよね」を、横浜・川崎・	男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布した(29,600部作成、342校に配布)。
22	再掲	10		かながわ男女共同参画センター	女性人材情 報等の提供	審議会などの女性委員の候補者 の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の 情報及び様々な分野で能力を発 揮したい女性を支援するための 情報をインターネット等により提 供する。	トの運用	かながわ男女共同参画支援サイトの運用
23	再掲	6	総務局	人事課	の職域拡大と 管理職への	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する財産に関連している。目標値を令している。県女性職員の一番がある女性のもに、第一年を図るとともに、第一年を図るとともに、前のでは一年を図るとともに、前のでは一年を図るとともに、がののでは一年を図るとともに、がのからのでは一年を図るとともに、がののでは一年を図るとともに、がのからのでは一年を図るといる。といる。	び女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律に基づく特 定事業主(神奈川県)行動計画	
24	再掲	33	くらし安 全防災 局	消防保安課	女性消防団 員の加入促 進		催:体験イベントの開催(中止) ・消防団員加入促進リーフレット の作成(2020年度に延期)	・かながわ消防フェア2020の開催:体験イベントの開催【コロナにより中止】 ・消防団員加入促進リーフレットの作成 ・かながわ消防団応援の店登録制度の推進
25	再掲	34	くらし安 全防災 局	消防学校	消防分野に 関わる女性人 材の養成		消防職団員(女性を含む)教育の実施 ・消防職員特別教育 女性活躍 推進研修(令和2年2月18日(火) 28名) ・消防団員特別教育 女性消防 団員等活性化研修(令和2年2月 2日(日) 73名)	女性消防職団員の活躍推進のための特別教育の実施【コロナにより中止】

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
26	再掲	36	政策局	かながわ県民 活動サポート センター	災害救援ボランティア支援 人材の養成	災害救援ボランティアの活動を コーディネートする人材(女性を 含む)を育成する取組みを進め る。	「災害時ボランティア活動実践トレーニング」の開催 受講者数26名(全3回)	かながわコミュニティカレッジで「災害ボランティアコーディネーター養成講座」の開催 受講者数20名 (新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインで開催、全2回)
3農	農業な	や商コ	C業分類	野における	女性の参画	支援		
27			環境農政局	①農政課 ②農地課		役員等への女性の登用を促進	促進について市町村、関係機関へ周知 <実績>総合農協の役員443名 のうち女性47名 ②農業委員への女性登用促進 について市町村へ周知<実績	へ周知
28			環境農政局	農業振興課	女性の農業 進出促進支 援	改善・発展させるため、女性農業者の経営発展に資する研修を実施するほか、新たに開設するHPなどイメージアップを図り、女性の新規就農及び経営参画を促	(受講生23名) ・経営発展に必要な経費を補助するステップアップ支援事業の実施(8件) ・女性農業者支援のためのHP運営 ・就農に興味がある女性に対して農業を体験できるセミナー、ツアー等の実施(参加者のべ26	修会の実施(受講生12名) ・経営発展に必要な経費を補助するステップアップ支援事業の実施(8件) ・女性農業者支援のためのHP遺営 ・女性農業研修生受け入れ農家に対する支援の実施(3件) ・就農に興味がある女性に対して農業を体験できるセミナー、ツアー等の実施【コロナにより中
29			環境農 政局	農業振興課		及指導活動を通じての起業活動	及指導活動を通じての起業活動	関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画を推進
30			産業労働局	中小企業支援課	る女性の活動	上や、地域の振興発展を図るために、県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会が行う各種研修会などの広域的	動に対する助成 ・研修会・講習会等の開催 ・主張発表大会の実施(県商工 会女性部連合会)	県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会の活動に対する助成 ・研修会・講習会等の開催 【以下、コロナにより中止】 ・主張発表大会の実施(県商工会女性部連合会) ・会員大会の実施(県商工会議所女性会連合会)
<b>4</b> 财	」 方災分	う野へ	への女!	生の参画支	 援			
31			福祉子ど もみらい 局	共生推進本部   室	画の視点から 見た市町村等 の地域防災	県防災会議が災害対策基本法 第42条に基づく市町村地域防災 計画への修正報告を受けた場合 において、防災会議幹事として 助言を行う。	して、男女共同参画の視点から	随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から 見た助言を行った。
32			くらし安 全防災 局		所運営に向け た市町村の取	県避難所マニュアル策定指針を 参考に、市町村は男女のニーズ の違い等の男女双方の視点など に十分配慮する。		令和2年6月に「避難所マニュアル策定指針」を改定して内容を充実させ、感染症対策箇所を抜粋して「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を作成し市町村に示した。
33			くらし安 全防災 局	消防保安課	女性消防団 員の加入促 進			・消防団員加入促進リーフレット

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
34			くらし安 全防災 局	消防学校		女性消防職団員対象の特別教育を実施する。		女性消防職団員の活躍推進の ための特別教育の実施【コロナ により中止】
35			くらし安 全防災 局	総合防災センター	女性防災担 い手人材の育 成	女性を対象とした防災講座を開催する。	女性防災講座の開催 令和元年11月26日(火)、 30(土) 参加者:36人	女性を対象とした防災講座の開催【コロナにより中止】
36			政策局	かながわ県民 活動サポート センター	ンティア支援	災害救援ボランティアの活動を コーディネートする人材(女性を 含む)を育成する取組みを進め る。	「災害時ボランティア活動実践トレーニング」の開催 受講者数26名(全3回)	
施領	きの 基	基本ス	方向3	家庭•地域》	活動への男	!性の参画		
37			どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	育児の促進	支援に取り組む企業、NPO,行政 等が参加するコンソーシアムの 取組を通して、男性の家事育児 が十分なレベルで当たり前とな る社会環境の形成を推進する。	「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」において、定例会や情報発信等を実施。(定例会3回/133人、ワークショップ1回/22人、シンポジウム【コロナにより延期】、ウェブサイトの開設、リーフレットの作成(1,000部))	ノベーション・コンソーシアム」において、オンラインミーティングや情報発信等を実施。 ・定例会【コロナにより中止】 ・シンポジウム【コロナにより中止】 ・オンラインミーティングの実施(3回/32人) ・コンソーシアム通信の発行(3回)やTwitterによる情報発信・ウェブサイトの改修
38			福祉子 どもみら い局	次世代育成課	男性の育児参画の推進	父親の子育でに関する普及啓発 や情報提供等の支援など、男性 の育児参画を推進する。	間の取組みとして、引き続き父 親の育児参画の企画を募集し、	・かながわパパ応援ウェブサイト 「パパノミカタ」(かながわ版父子 手帳)による情報提供(企画レポート投稿回数 6回)
39	再掲	178	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	るライフキャリ	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	80,000部/大学生向け 2,800 部)	
40	再掲	71	①総務 局 ②福祉 子どもみ らい局	①人事課 ②共生推進本 部室		私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組みを推進する。	ボス宣言の実施②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発	①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。

通し	 再掲	再掲元 涌し	局名	所管所属名	   事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
番号  †	1 <del>1,</del> 147)	悪早	/FJ/口			ず木り11分	2019(17九)十尺爭未天順	2020 (1 2) 平反爭未天順

# 重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

# 施策の基本方向1 職業生活における活躍支援

1)3	女性の就業支援											
41			<b>産業労</b> 働局	雇用労政課	女性就業支 援事業	ニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施する。	<ul> <li>キャリアカウンセリング 相談件数:515件</li> <li>女性労働相談 相談件数:122件</li> <li>・女性弁護士相談 相談件数:46件</li> <li>・女性活躍推進に資する就業支援(キャリア・カフェ) 実施回数3回、参加者延べ290人</li> <li>・就職面接用スーツの貸出事業貸出件数:24件</li> </ul>					
42			産業労 働局	雇用労政課		仕事と育児の両立に悩む女性の 負担を軽減し、女性の就業継続 を支援する。	ウンセリング 実施回数174回、 参加者105人	<ul> <li>ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数 136回、参加者数 47人</li> <li>両立応援セミナー 実施回数3回、参加者数58人</li> </ul>				
43			産業労 働局	雇用労政課	女性起業支 援事業	能力を生かして起業を考える女性のスタートアップを応援するため、起業に関する現状や実例を学ぶ講座等の起業支援を実施する。	女性のための起業セミナー 実 施回数1回、参加者14人	事業廃止				
44			産業労働局	産業人材課	多様な能力開発の実施	業技術短期大学校において、新 たに職業に就く者等を対象とし	<ul> <li>・専門課程訓練:5コース 337人</li> <li>・普通課程訓練:14コース 332人</li> <li>・短期課程訓練:17コース 696人</li> <li>・在職者訓練:379コース 3,132人</li> <li>・在職者専門高度訓練:91コース 1,065人</li> </ul>	・普通課程訓練:14コース 317 人 ・短期課程訓練:17コース 629 人 ・在職者訓練:232コース 1,780 人【コロナにより一部コース中止】 ・在職者専門高度訓練:28コース 367人【コロナにより一部コー				
45	再掲	99	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	等への就業		ンター事業 ・就業支援講座等の実施(①パ ソコン教室37日間・延319名参	事業(市町村分) ○母子家庭等就業・自立支援センター事業				
46	再掲	117	福祉子ど もみらい 局	障害福祉課	労移行支援•	一般就労に向けた知識・能力の		就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用の一部を市町村に対して負担				

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
47	再揭	118	福祉子ど もみらい 局	障害福祉課		職場不適応により離職した者や 離職のおそれがある在職者な ど、就職や職場への定着が困難 な障がい者及び就業経験のない 障がい者に対し、就業及びこれ に伴う日常生活、社会生活上の 支援を行うことにより、障がい者 の職業生活における自立を図 る。	の設置・運営を、継続して実施した。(全障害保健福祉圏域8か 所に設置)	障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施(全障がい保健福祉圏域8か所に設置) ・支援対象者登録者数 5,719人・相談・支援件数 48,641件
48	再掲	131	福むらり	生活援護課	生活困窮者自立支援事業	員の資質の向上等に取り組む。 生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村在住の生活上の困難に直面している者に対し、地域において自立した生活ができるよう自立相談支援を実施する。	作成し、各市町村や関係機関に配布したほか、相談窓口案内用のカードを7,000枚作成し、町村の各窓口にでは立てはではではできる。・県内の生活困窮者自立を促した。・県内の生活困窮者自立を後のは、県内を10年のもでは、県内を10年の担当課長会議を10年のとは、県内各市の担当課長にのは、場合議を実施し、制度に対し、場合議を実施し、制度に対して、本人が抱える課題を把握し、本人が抱える課題を把握し、本人が抱える課題を把握し、本人が抱える課題を把握し、	配布したほか、相談窓口案内用のカードを3,500枚作成し、町村の各窓口にて自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。リコロナ対策のため、リモートにおり県内の生活困窮者自立をを10人生活困窮者を対象としたるではいる議を4回開催したほか、書面により県内各市の担当課人とはいる情報共有や支援を関する情報共有や支援を関する情報共有や支援を目出のネットワークづくりに取り組
49	再掲	128	産業労働局	雇用労政課	外国人労働 相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	おいてスペイン語・中国語、ベト	おいてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポル
50	再掲	62	産業労働局	雇用労政課	若者の就職支援	ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。	における39歳以下の方を対象とした相談等の実施。 ・キャリアカウンセリング(延べ利用者数7,038人) ・就職活動支援セミナー(8回実施、受講者延べ86人) ・保護者向けセミナー(1回実施、参加者延べ5人) ・多目的ルームを活用したグ	かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。 ・キャリアカウンセリング(延べ利用者数5,895人) ・就職活動支援セミナー(5回実施、受講者延べ83人) ・保護者向けセミナー(2回実施、参加者延べ31人) ・多目かルーク(176回実施、受講者延べ507人) ・職場体験(参加者数19人) ・職場体験(参加者数19人) ・就職情報・職業訓練情報の提供 ・職業適性診断など
51	再掲	63	<b>産業労働局</b>	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	における40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・総合相談(キャリアカウンセリング) ・専門相談(創業、年金税金など) ・適性診断 ・地域出張相談 ・再就職支援セミナーなど	<ul> <li>した相談等の実施</li> <li>・キャリアカウンセリング(総合相談)</li> <li>・専門相談(創業、年金税金など)</li> <li>・適性診断</li> <li>・地域出張相談</li> <li>・再就職支援セミナーなどシルバー人材センターの育成指</li> </ul>

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
52	再	122	産働	①雇業人材課		労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	促進 ・中小企業への個別訪問や企業 のニーズに合わせた出前講座: (個別訪問:1,081社、出前講座: 42回) ・障害者雇用促進に向けフォーラム(回数:1回、参加者数:352人) ・障がい者雇用のための企業: 102人) ・精神障がい者雇用企業支援計: 102人) ・精神障がい者雇用企業支援計: 49人) ・精神障害者職場指導員設置 助金(交付事業者:12事業者) 等(新規) ・障がい者解別のための企業的に対づがである。第一に対づがである。第一に対づがである。第一に対づがである。第一に対づがである。第一に対づがである。第一に対づがである。第一に対づがである。第一に対づがある。第一に対づがある。第一に対づがある。第一に対づがある。第一に対づがある。第一に対づがある。第一に対づがある。第一に対しては、第一に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	のニーズに合わせた出前講座: (個別訪問:697社、出前講座: 26回) ・障害者雇用促進に向けたフォーラム(令和2年度は中止) ・企業のはは中上クショップ(回数:1回、者雇用ワークショップ(回数:1回、者を関係を関係) ・精神障がい者雇用企業者数129 ・精神障害者では、参加者をできるが、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・精神では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

# ②育児等の基盤整備

# ※小柱全体が重点目標4一施策の基本方向3-①の再掲

# ③介護の基盤整備

# ※小柱全体が重点目標4一施策の基本方向3-①の再掲

# ④就業環境の整備

53	もみらい 共	7—	共同参画の 取組みの促	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組みを促進する。	出制度の実施(届出事業所626	県条例に基づく県内事業所の届 出制度の実施(届出事業所634 件)
54	もみらい 共	は同参画セン	る男女共同参 画」研修用教 材の提供		ついて一般向けの研修用教材 (Power Point版)を用意し、それ	「職場における男女共同参画」に加え、「職場におけるアンコンシャス・バイアス〜男女共同参画の視点から〜」の研修用教材を新規作成し、それぞれ希望に応じて提供
55	務局 ③④教 育局 室	②職員厚生課 ③教育局総務	シュアル・ハラ	セクシュアル・ハラスメントのない 職場づくりのために、必要な対策 を行う。	相談員による相談の実施	相談員による相談の実施
56	産業労働局	_,,,,,	労働者等の 雇用管理改		等労働法」等をテーマとして取り	労働講座において「コロナ禍の 労働問題」等をテーマとして取り 上げ実施
57	産業労   働局		のワークルー ル等の普及 啓発の実施		労働ハンドブック」を活用した、 高校生等を対象とする出前労働 講座の実施。(126回) ・高校生向け労働資料「知って おこう!働くときのルール」の作	・冊子「若者労働ガイド」や「若者労働ハンドブック」を活用した、高校生等を対象とする出前労働講座の実施。(63回) ・高校生向け労働資料「知っておこう!働くときのルール」の作成、配布【コロナにより中止】

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
58			産業労働局	雇用労政課	けるセクシュ アル・ハラスメ	ル・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、かながわ労働センター及び同支所において、職員や弁護士などにより労働相談を実施する。	・平成24年に開始したマザーズ ハローワーク横浜及び27年7月 に開始したマザーズハローワー ク相模原内における女性労働相 談を含め、各種労働相談を実施 ・女性労働相談:122件(マザーズ ハローワーク横浜・相模原内) ・街頭労働相談:572件 ・労働相談:572件 ・労働相談:7,586件 ・「職場のハラスメント相談強化月間」を設けて、特別相談会5回、 講演会を3回開催	件 ・街頭労働相談会における女性 労働相談コーナー【コロナにより 中止】 ・労働相談における女性からの
59			産業労 働局	雇用労政課		マタニティハラスメント、パタニ ティハラスメント などにより、働き づらくなることがないよう、職場 環境整備の推進や、風土の醸成を図る。	向けパンフレットのHP掲載	・妊娠期から復職までの労働関係法規を時系列で記載した企業向けパンフレットのHP掲載・働く女性の応援ハンドブックのHP掲載
60	再掲	14		かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援・団支援事業	女性が活躍する取組に積極的で、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍が大のため、応援団員らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講座が自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	・かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会の開催 ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,500部) ・サポーター登録の推進(37名(令和2年3月31日時点)) ・学生による応援サポーター企	・全体会議の開催【コロナにより中止】 ・啓発講座等の実施(6回/495名) ・かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,000部) ・女性の活躍応援サポーター登録の推進(41名(令和3年3月31日時点)) ・応援サポーター企業交流会(1回/14名) ・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団ウェブサイトの改修
<b>⑤</b> ₹	テ定し	った家	t業へ <i>0.</i>	)支援				
61			産業労 働局	雇用労政課	多様な働き方の促進	少子高齢化等による労働力需給の変化を踏まえ、意欲と能力を持って個々人がライフステージにあわせた様々な働き方を選択できる職場環境づくりについて講座等を開催する。	をテーマとして取り上げ実施 ・働き方改革企業担当者交流会 実施回数6回、参加者222人	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
62			産業労働局	雇用労政課	若者の就職支援	正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。	<ul> <li>キャリアカウンセリング(延べ利用者数7,038人)</li> <li>・就職活動支援セミナー(8回実施、受講者延べ86人)</li> <li>・保護者向けセミナー(1回実施、参加者延べ5人)</li> <li>・多目的ルームを活用したグ</li> </ul>	における39歳以下の方を対象と した相談等の実施。 ・キャリアカウンセリング(延べ利 用者数5,895人)

通し 再排番号 再排	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
63		産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援		シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施・総合相談(キャリアカウンセリング)・専門相談(創業、年金税金など)・適性診断・地域出張相談・再就職支援セミナーなどシルバー人材センターの育成指導	した相談等の実施 ・キャリアカウンセリング(総合相談) ・専門相談(創業、年金税金など) ・適性診断 ・地域出張相談 ・再就職支援セミナーなど シルバー人材センターの育成指
         	基本	方向2	働き方改革	の推進と親	fたなワークスタイルの <b>倉</b>	]造	
			働き方改革		行たなワークスタイルの倉	<b>」造</b>	
			と多様な働き	き方の促進 時間的制約 のある職員へ の職場環境の	ワーク・ライフ・バランスを確保し、 男性職員の子育てや介護等へ の参加促進なども進め、時間的 制約のある職員が働きやすい環 境の整備を図る。	・時間的制約のある職員が働き やすい職場環境の整備に向け た、時差出勤制度の周知等の取	・時間的制約のある職員が働き やすい職場環境の整備に向け た、時差出勤制度の周知等の国 組みの実施 ・職員の柔軟で多様な働き方を 推進するため、在宅等勤務(テ ワーク)を実施

|子の看護休暇制度の定着の促

く、働きがいのある」職場環境を

い県民サービスの提供を目指

つくり、職員一人ひとりのパ

進を図る。

|県職員の働き||笑いがあふれるような「働きやす

|①:「働き方改革推進本部」にお |①:「働き方改革推進本部」にお

|いて、長時間労働の是正等に向 |いて、長時間労働の是正等に向

行った。

けた取組みを実施

・令和2年度取組方針に基づく

|取組(業務改善の推進、長時間

労働の是正、職員の未病改善、

|職場環境の整備等)を推進した。

|・新型コロナウイルス関連事業へ

注力するため、全ての事業の中 止・廃止を前提とした見直しを

けた取組みを実施

フォーマンスを向上させ、ワーク・職場環境の整備等)を推進した。

ライフ・バランスの実現と、質の高・働き方改革推進本部(4回)及

・令和元年度取組方針に基づく

取組(長時間労働の是正、業務

改善の推進、職員の未病改善、

|び調整部会(6回)を開催した。

総務局

66

行政管理課

方改革の推

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績			
70			<b>産業労</b> 働局	雇用労政課	テレワーク導入促進事業	柔軟で多様な働き方の選択肢を 広げ、ワーク・ライフ・バランスを 促進するため、テレワーク体験 セミナーの開催やアドバイザー 派遣により、テレワークを導入す る中小企業等を支援する。	・テレワーク体験セミナー 実施回数4回、参加者30人 ・テレワーク導入支援に関するア ドバイザー派遣 派遣実績:5社	・テレワーク体験セミナー 実施回数4回、参加者67人     ・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣 派遣実績:10社     ・イベント等における体験・PR コーナー 実施回数:2回     ・テレワークの導入のためのマニュアルの配布:6,000部     ・テレワークを導入する企業を対象とした経費の補助 交付決定数:1,624件			
②同	ので支援のための取組み促進										
71			局	①人事課 ②共生推進本 部室	イクボスの推 進	私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組みを推進する。	ボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動 画」を県ホームページで公表す ることにより県内企業等へのイク	①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。			
72			教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	プローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭の教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従	内容を紹介する家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」を発行し、家庭教育に関する情報共有を行った。 ・県と締結事業者のロゴが入ったポスターを2,000部作成し、県機				
73	再掲	13	福祉子ど もみらい 局	共生推進本部室	女性活躍推 進法による認 定取得業者 への加点	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定、プラチナえるぼ し認定)に関する基準に適合す る一般事業主に対して、県の競 争入札参加資格者認定におい て加点評価を行う。	企業に対するインセンティブ付 与のため、神奈川県競争入札参 加資格の認定(「建設工事業」及 び「一般委託・物品」)において、	女性活躍推進法第24条における女性活躍に積極的に取組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定(「建設工事業」及び「一般委託・物品」)において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、プラチナえるぼし認定、プラチナえるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点評価を行った。			
74	再掲	37	もみらい	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	支援に取り組む企業、NPO,行政	クショップ1回/22人、シンポジウム【コロナにより延期】、ウェブサ	「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」において、オンラインミーティングや情報発信等を実施。・定例会【コロナにより中止】・シンポジウム【コロナにより中止】・オンラインミーティングの実施(3回/32人)・コンソーシアム通信の発行(3回)やTwitterによる情報発信・ウェブサイトの改修			
75	再掲	64	総務局	人事課	のある職員へ	の参加促進なども進め、時間的	・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅勤務(テレワーク)を実施	・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅等勤務(テレワーク)を実施			
76	再掲	65	①総務 局 ②企業 局 教 局	②企業局総務	休業·介護休	い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進する	活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組みの実施	①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組みの実施。①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組みを実施			
77	再掲	66	総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	笑いがあふれるような「働きやすく、働きがいのある」職場環境をつくり、職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、ワーク・ライフ・バランスの実現と、質の高い県民サービスの提供を目指す。		・令和2年度取組方針に基づく取組(業務改善の推進、長時間労働の是正、職員の未病改善、職場環境の整備等)を推進した。・新型コロナウイルス関連事業へ注力するため、全ての事業の中止・廃止を前提とした見直しを行った。			

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
78	再掲	38	福祉子ど もみらい 局	次世代育成課	男性の育児 参画の推進	父親の子育てに関する普及啓発 や情報提供等の支援など、男性 の育児参画を推進する。	間の取組みとして、引き続き父親 の育児参画の企画を募集し、参	・かながわパパ応援ウェブサイト 「パパノミカタ」(かながわ版父子 手帳)による情報提供(企画レ ポート投稿回数 6回)
79	再掲	198	福祉子ど もみらい 局	次世代育成課		県条例に基づき、子育て支援の 取組みを進める企業の認証制度 に取り組む。	支援を制度化している事業者を 県が認証し、その取組みを登録・ 公表することにより、仕事と子育	従業員のための子ども・子育て 支援を制度化している事業者を 県が認証し、その取組みを登録・ 公表することにより、仕事と子育 ての両立が可能な職場環境の 整備を図った。(R2年度認証件 数…7件)
80	再掲	42	産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の 負担を軽減し、女性の就業継続 を支援する。		<ul><li>・ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数 136回、参加者数 47人</li><li>・両立応援セミナー 実施回数3回、参加者数58人</li></ul>
81	再掲	61	産業労働局	雇用労政課	多様な働き方の促進	少子高齢化等による労働力需給の変化を踏まえ、意欲と能力を持って個々人がライフステージにあわせた様々な働き方を選択できる職場環境づくりについて講座等を開催する。	をテーマとして取り上げ実施 ・働き方改革企業担当者交流会 実施回数6回、参加者222人	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
82	再掲	68	産業労働局	雇用労政課	方改革(ワー ク・ライフ・バラ	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切にする働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスへの取組を応援するためのさまざまな情報を提供する。	「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト) の運営 ○九都県市の共同取組み 8月7日(水)に九都県市が率先	○県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営 ○九都県市の共同取組み 8月1日(水)に九都県市が率先して一斉退庁を実施 ○企業支援・中小企業働き方改革相談会【コロナにより中止】
83	再掲	69	産業労働局	雇用労政課	調和(ワーク・	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組む。	実施回数6回、参加者222人 ・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営 〇九都県市の共同取組み	・県ホームページ内における「か
84	再掲	70	産業労 働局	雇用労政課	テレワーク導入促進事業	促進するため、テレワーク体験セミナーの開催やアドバイザー派	実施回数4回、参加者30人・テレワーク導入支援に関するア	・テレワーク体験セミナー 実施回数4回、参加者67人 ・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣 派遣実績:10社 ・イベント等における体験・PR コーナー 実施回数:2回 ・テレワークの導入のためのマニュアルの配布:6,000部 ・テレワークを導入する企業を対象とした経費の補助 交付決定数:1,624件

通し番号	再掲	再掲元 通し 局名 番号	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績					
重点	点目標		共同参画の同	面から見た個	建やかで安心な暮らし							
施第	を の 基	基本方向1	あらゆる暴	力の根絶								
1)酉	①配偶者等からの暴力防止/②配偶者等からの暴力被害者への支援 85 福祉子 共生推進本部 配偶者等から 配偶者暴力防止法に基づき策 「かながわDV防止・被害者支援「かながわDV防止・被害者支援」											
85		福祉子 どもみ い局		の暴力総合	配偶者暴力防止法に基づき策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」を着実に推進するともに、配偶者等からの暴力被害者を迅速、適切に支援するため、市町村における取組みへの支援、配偶者暴力相談支援とンターにおける相談・一時保護体制の充実強化、被害者の自立支援拠点体制の整備等を行う。	プラン」(H30改定)に則した取組みの実施した。	「かながわDV防止・被害者支援 プラン」(H30改定)に則した取組 みを実施した。					
2)31	 □罪初	せま者等に	対する支援									
86			·ど ①共生推進本	フィッキング)		人身取引被害者の一時保護、支 援の充実	人身取引被害者の一時保護、支 援の充実					
87		福祉子 もみらい 局		児童に対する 性的虐待防 止対策の推 進	児童に対する性的虐待防止対策を推進する。	<ul><li>・児童に対する性的虐待の被害確認の実施。</li><li>・面接者の養成研修を実施(1回)。</li><li>・被害児童の心理的ケアを実施。</li></ul>	<ul><li>・児童に対する性的虐待の被害確認の実施。</li><li>・面接者の養成研修を実施(1回)。</li><li>・被害児童の心理的ケア</li></ul>					
88		くらし第 全防災 局		犯罪被害者 等への支援の 提供	警察・民間支援団体と連携・協力 し、犯罪被害者等へのきめ細か な支援を提供する。		・かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、犯罪被害者等への総合的な支援の提供・犯罪被害者等への総合相談・弁護士による法律相談・臨床心理士等によるカウンセリング・生活資金貸付・一時的な住居の提供等・付添い支援					
89		くらし多 全防災 局			犯罪被害者等への支援を行う人 材の育成を実施する。	・犯罪被害者等支援ボランティア 養成講座(上級)の開催 ・支援ボランティアの募集・管理・ 育成	養成講座(上級)の開催【コロナ					
90		くらし安全防災局	_	犯罪被害者等への理解の促進		・市町村と協働して、犯罪被害者等理解促進協働講座を開催 ・大学、事業所等における、犯罪被害者等への理解を促進するための犯罪被害者等の講演やDV Dを活用した犯罪被害者等理解促進講座を実施 ・犯罪被害者等支援キャンペーンを実施	等理解促進協働講座の開催【コロナにより中止】 ・大学、事業所等における、犯罪被害者等への理解を促進するた					
91		くらし劣 全防災 局		性犯罪・性暴 力の被害者 への相談体 制の充実	性犯罪・性暴力の被害者等に対し、適切な時に適切な支援をワンストップで受けられるよう、かならいん(かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター)における24時間365日対応の電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援などを行う。	電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援等を 実施	ワンストップ支援センターとして、 電話相談のほか、面接相談、医 療機関等への付添い支援等を 実施					

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
92			安全 (全) (金) (金) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	①くらし安全 交通課 ②共生 ③青少年 ③青少年 (JKビジ保 (AV出演 要)	ルトビデオ出 演強要問題・ 「JKビジネス」 問題等対策	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する取組	ゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト)の周知③:青少年保護育成条例に基づく「JKビジネス」営業への立入調査・指導の実施④:「JKビジネス」営業で働く18歳未満の少年に対する積極的な補導活動の推進・関係法令に基づく積極的な立入調査の実施・教育・啓発の強化・相談体制の充実	啓発 ④:「JKビジネス」営業で働く18 歳未満の少年に対する積極的な
93			警察本部	警務課	犯罪被害者等への支援	殺人、強盗、強制性交等の身体 犯事件や死亡事故等の重大な 交通事故事件の被害者等に対し て、事件事故発生の初期段階よ り、精神的・経済的負担や不安 の軽減を図るための被害者支援 活動を実施する。	い ・刑事手続きや各種支援制度の 説明 ・捜査過程における要望・意見の	・捜査活動や病院等への付き添い ・刑事手続きや各種支援制度の 説明 ・捜査過程における要望・意見の 聴取 ・心理員によるカウンセリングの 実施
94			警察本部	警務課	体との連携に よる犯罪被害	犯罪被害者を総合的に支援するため、神奈川県、NPO法人神奈川被害者支援センターと連携して「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営している。また、関係機関・団体との緊密な連携により、効果的な支援活動を推進するため、警察本部において神奈川県被害者支援連絡協議会を構築している。	会第22回定期総会を開催して、 関係機関・団体と連携した被害 者支援の強化を図った。(12機 関18団体66会員)	神奈川県被害者支援連絡協議会第23回定期総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催し、関係機関・団体と連携した被害者支援の強化を図った。(12機関18団体66会員)
95			警察本部	捜査第一課	性犯罪対策	性犯罪捜査において、女性警察官を積極的に活用するとともに、 被害者等の心情に配慮した対応 を行う。	積極的に活用した。 ・性犯罪被害に関する電話相談 を実施した。	・性犯罪において女性警察官を 積極的に活用した。 ・性犯罪被害に関する電話相談 を実施した。 ・性犯罪被害者の初診料等の公 費負担を行った。 ・県警捜査員に対し、性犯罪被 害者への対応等に関する各種 教養を実施した。
96			警察本部	各種相談窓口(警務課)	県警広報啓発活動の推進		地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施し、相談窓口を広く県民に知らしめ、広報啓発活動の推進に努めた。	・県警本部庁舎正面脇の電光掲示板に被害相談窓口を表示。 ・かながわ県民センター1階において、県、県警、民間被害者支
97			警察本部	各種有 ( )		110番、悪質商法110番、電車内	談受理を行った。 【相談受理件数】 ・少年相談(保護センターでの受理件数のみに変更) 931件 ・ユーステレホンコーナー 254件 ・子ども安全110番 52件 ・悪質商法110番 169件	警察本部の各相談窓口での相談受理を行った。 【相談受理件数】 ・少年相談(保護センターでの受理件数のみ) 783件 ・ユーステレホンコーナー 377件 ・子ども安全110番 52件 ・悪質商法110番 286件 ・電車内痴漢等迷惑行為相談所 (相談所での受理件数のみに変更) 252件 ・性犯罪110番 193件 ・暴力団からの不当要求拒絶コール 281件 ・交通相談センター2,973件

通し番号	再揭	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称		2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
98	再掲		もみらい	①③共生推進本部室 ②女性相談所	業の実施	防止法」等に基き、家庭環境の	3-	①、②一時保護、自立支援の実施 ②民間団体に委託し、困難を抱えた若年被害女性等からの相談を受け付けるとともに、未然防止のための夜間見回り等のアウトリーチ支援や、一時的な居場所の提供を行った。

# 施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援

## ①ひとり親家庭に対する支援

	とり親家庭に対	9 公文版				
99	福祉子どり	子ども家庭課	等への就業	談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	事業(市町村分) 〇母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施(①パソコン教室37日間・延319名参加、②マネープランセミナー2日間・延21名参加)・就業相談員の配置	ソコン教室41日間・延297名参
100	福祉子ど もみらい 局	子ども家庭課	ひとり親家庭 等への経済 的支援の充 実	ひとり親家庭等の経済的自立と 生活意欲の助長を図るため、母 子家庭等の母、父子家庭の父、 児童又は寡婦に対し、福祉資金 の貸付や医療費の助成を行う。	<ul><li>ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 実施市町村 33市町村</li><li>・母子父子寡婦福祉資金の貸付 826件</li></ul>	<ul><li>・ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 実施市町村 33市町村</li><li>・母子父子寡婦福祉資金の貸付656件</li></ul>
101	福祉子ど もみらい 局	子ども家庭課		ひとり親家庭を対象とした各種支援策を周知するため、ひとり親家庭へ配布するリーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」を作成する。	配布し、各支援策の周知を図っ	以下の機関よりひとり親家庭へ配布し、各支援策の周知を図った。(16,000部配布予定) ・各市町村ひとり親家庭福祉主管課 ・公共職業安定所 ・県保健福祉事務所 ・県関係各課
102	福祉子ど もみらい 局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援情報の提供	ひとり親家庭を対象とした総合的な支援情報を提供するポータルサイト「カナ・カモミール」を運営する。		ポータルサイト「カナ・カモミール」でのひとり親家庭への総合的な支援情報提供
103	福祉子ど もみらい 局	•	ひとり親家庭 SNS相談事業 の実施	111111111111111111111111111111111111111	SNS相談窓口の運営	ひとり親家庭SNS相談事業を実施した。
104	県土整 備局	公共住宅課	帯の県営住	世帯が、より多く県営住宅へ入居	父子世帯は、新築住宅で7倍、 あき家で5倍、抽選における当選	一般の申込者と比較して、母子・ 父子世帯は、新築住宅で7倍、 あき家で5倍、抽選における当選 率を優遇する。

通し再番号	再掲元 再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
2高	齢女性(	に対する	5支援				
105		福祉子ど もみらい 局	地域福祉課		県社会福祉協議会が実施する 判断能力が不十分な高齢者や 知的障がい者等の日常的な金 銭管理や福祉サービスの利用の ための支援に係る費用の一部を 補助する。	金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業を実施した。 ・利用者数 844名 ・相談援助件数 39,425件 ・契約締結審査会 8回 ・実施主体(市町村社協)への巡	<ul> <li>・利用者数 873名</li> <li>・相談援助件数 41,898件</li> <li>・契約締結審査会 8回(書面1回、オンライン1回)</li> <li>・実施主体(市町村社協)への巡</li> </ul>
106		福祉子ど もみらい 局	地域福祉課	フリー推進事業		<ul><li>・色覚障がい当事者によるカラー バリアフリー相談事業の実施 4 件</li></ul>	
107		福祉子ど もみらい 局	地域福祉課	アフリー街づくり条例推進体制整備事業	神奈川県みんなのバリアフリー 街づくり条例に基づく実効性の ある取組みを協議する場として、 県内事業者の代表や関係団体、 学識経験者等で組織するバリア フリー街づくり推進県民会議を開 催する。また、同会議を中心とし て条例の普及啓発を図る。	コーナー参加者数延べ1,449人 スタンプラリー達成者数262人	<ul> <li>・バリアフリー街づくり推進県民会議 1回</li> <li>・バリアフリーフェスタかながわの開催【コロナにより中止】</li> <li>・バリアフリー街づくり賞の実施【コロナにより中止】</li> </ul>
108		福祉子どもみらい局	高齢福祉課	の充実	地域包括ケアシステムの中核機関として地域包括支援センターの設置・運営を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、NPO・ボランティア等と協働を進めるなど地域での支え合いを推進し、地域ケア体制を充実する。	事業として ・広域的地域ケア会議:地域に おける医療と介護の連携におけ る課題等の情報交換と検討を 行った。	
109		福祉子どもみらい局	高齢福祉課	業の推進	高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業を支援する。 ○権利擁護業務(包括的支援事業)・成年後見制度の活用促進・老人福祉施設等への措置の支援・高齢者虐待への対応 ○任意事業・成年後見制度利用支援事業・地域自立生活支援事業	介護相談員派遣等事業の実施 (市町村)	成年後見制度利用支援事業、 介護相談員派遣等事業の実施 (市町村)
110 再	5掲 63	産業労働局	雇用労政課	I .		<ul> <li>総合相談(キャリアカウンセリング)</li> <li>専門相談(創業、年金税金など)</li> <li>適性診断</li> <li>地域出張相談</li> <li>再就職支援セミナーなど</li> </ul>	における40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング(総合相談) ・専門相談(創業、年金税金など) ・適性診断 ・地域出張相談 ・再就職支援セミナーなどシルバー人材センターの育成指
111		県土整備局	住宅計画課	宅における高 齢者に配慮し た住宅の整備		・市町村が公営住宅において国 の交付金等を活用した住戸の改 善等を行う際に、技術的な助言 等の支援を行った。	

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
112			県土整 備局	住宅計画課	の推進	は、不動産店や居住支援団体等	て、2019(R元)年度末時点において260戸の登録を行うとともに、 県民への情報提供を行った。 ・住宅政策及び福祉政策で、居住支援に携わる市町村職員が、居住支援に関する業務における知識習得と意識強化等を図るための講座を実施した。(2回、52名参加)	・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録について大手不動産事業者と交渉することなどにより順調に増加し、目標を上回る9,530戸の登録があり、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図った。 ・住宅セーフティネット制度をはじめとした住宅政策及び福祉政策に携わる県及び市町村職員等を対象とした居住支援の意識強化等を図るための講座開催【コロナにより中止】
113			県土整 備局	公共住宅課	県営住宅に おける高齢者 に配慮した住 宅の整備	高齢者等に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	・建替団地1団地32戸、個別改善(手すり設置等の設備改善)4団地512戸の整備を行った。	・建替団地1団地12戸の整備を行った。
114			県土整備局	公共住宅課	健康で安心して住み続けられる「健康団	県営住宅を活用して多世代が居住し、高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを行い、高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生する。	・健康団地に取り組む団地住民を対象とした講習会等の開催	・高齢者支援の場として空き住戸の整備を行った。 ・団地住民を対象とした講習会の開催【コロナにより中止】
3個	章がし	いのま	ある女性	上に対するえ	支援			
115	再掲	107	福祉子ど もみらい 局	地域福祉課	アフリー街づ	神奈川県みんなのバリアフリー 街づくり条例に基づく実効性の ある取組みを協議する場として、 県内事業者の代表や関係団体、 学識経験者等で組織するバリア フリー街づくり推進県民会議を開 催する。また、同会議を中心とし て条例の普及啓発を図る。	スタンプラリー達成者数262人	<ul> <li>・バリアフリー街づくり推進県民会議 1回</li> <li>・バリアフリーフェスタかながわの開催【コロナにより中止】</li> <li>・バリアフリー街づくり賞の実施【コロナにより中止】</li> </ul>
116	再掲	105	福祉子ど もみらい 局	地域福祉課	日常生活自立支援事業	県社会福祉協議会が実施する 判断能力が不十分な高齢者や 知的障がい者等の日常的な金 銭管理や福祉サービスの利用の ための支援に係る費用の一部を 補助する。	金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業を実施した。 ・利用者数 844名 ・相談援助件数 39,425件 ・契約締結審査会 8回 ・実施主体(市町村社協)への巡	<ul> <li>・利用者数 873名</li> <li>・相談援助件数 41,898件</li> <li>・契約締結審査会 8回(書面1回、オンライン1回)</li> <li>・実施主体(市町村社協)への巡</li> </ul>
117			福祉子ど もみらい 局	障害福祉課	労移行支援•	一般就労に向けた知識・能力の	援の利用に係る費用の一部を市	就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用の一部を市町村に対して負担
118			福祉子ど もみらい 局	障害福祉課		離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図	の設置・運営を、継続して実施した。(全障害保健福祉圏域8か 所に設置)	障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施(全障がい保健福祉圏域8か所に設置)・支援対象者登録者数 5,719人・相談・支援件数 48,641件
119			福祉子ど もみらい 局	障害福祉課		る。 障がい児者の自立した生活や課題の解決に向けた適切なサービス利用を図るため、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行うサービス等利用計画の作成や、その後のモニタリング(必要な見直しなど)を支援する。	サービス等利用計画の作成やモニタリングに要する費用を給付す	

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
120			福祉子ど もみらい 局	障害福祉課			町村に対し、負担金を交付 ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・生活介護等	町村に対し、負担金を交付 ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・生活介護等
121			福祉子ど もみらい 局	障害福祉課		地域で生活する障がい者にとって、最も身近な活動拠点となる地域活動支援センターに対し、その機能をより積極的に果たせるようにするため、市町村を通じて補助する。	化事業(障害者地域生活支援事業費補助(市町村統合補助)の 一部) 2 市町村障害者福祉事業推進	1 地域活動支援センター機能強化事業(障害者地域生活支援事業費補助(市町村統合補助)の一部) 2 市町村障害者福祉事業推進補助金(障害者地域活動支援センター事業)
122				①雇用労政課②産業人材課		障がい者の職域拡大を図り、就 労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	促進 ・中小企業への個別訪問や企業 のニーズに合わせた出前講座 (個別訪問:1,081社、出前講座 (個別訪問:1,081社、出前講座 (個別訪問:1,081社、出前講座 (個別訪問:1,081社、出前講座 (個別訪問:1,081社、出前講座 (国別訪問:1,081社、出前講座 (国別訪問:1,081社、出前講座 (国別:102人)・障害雇用促進に向けフォラ22人 (回数:1回、参加者数:352人)・障がい者雇用のための企業計:102人)・精神障害者職場指導員設者 (新規)・精神障害者職場指導員業者 (新規)・精神のための名の第(の表別の表別では、一次の作成(8,500部)・では、12事業者 (国数:3回、参加者数計:39人)・では、12事業に対し、154間における職業には、154間における職業には、154間に対して、154間に対して、154間に対して、154間に対して、154間に対しに対し、15	26回) ・障害者雇用促進に向けたフォーラム(令和2年度は中止) ・企業向け障がい者雇用ワークショップ(回数:1回、参加者数14人) ・精神障がい者雇用企業支援セミナー(回数:2回、参加者数129人) ・精神障害者職場指導員設置補
123			県土整 備局	公共住宅課		障がい者に配慮した県営住宅の 建替や改善を進める。	・個別改善(手すりの設置等の設備改善)4団地512戸の整備を 行った。	・整備実績なし
124			県土整 備局	住宅計画課	宅における障 がい者に配慮		善等を行う際に、技術的な助言	・市町村が公営住宅において国 の交付金等を活用した住戸の改 善等を行う際に、技術的な助言 等の支援を行った。
49	人国人	人女性	生に対す	ける支援				
125			もみらい			民間団体と連携し、配偶者暴力相談支援センターで多言語によるDV相談を実施する。	7ヶ国語(英語、中国語、韓国・ 朝鮮語、スペイン語、ポルトガル 語、タガログ語、タイ語) による DV相談を実施	7ヶ国語(英語、中国語、韓国語・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語)によるDV相談を実施。
126			国際文化観光	国際課	多言語情報 の提供	必要な行政情報を多言語や、やさしい日本語で、情報紙やインターネットなどにより提供する。 ・外国籍県民のための多言語情	奈川」の発行・年3回発行・発行部数:1回あたり20,300部・対応言語:英語ほか5言語・配布場所:県機関・市町村等約800箇所○県が提供する多言語情報をホームページに随時掲載	○多言語情報紙「こんにちは神奈川」の発行・年3回発行・発行部数:1回あたり20,300部・対応言語:英語ほか5言語・配布場所:県機関・市町村等約800箇所○県が提供する多言語情報をホームページに随時掲載

通し 再掲番号	再掲元 通し 局名 番号	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
127-	国際文化観光局	国際課	外国籍県民相談の実施	外国籍県民の生活を支援するため、相談・助言、情報提供を行う。	・実施場所:地球市民かながわ プラザ、川崎県民センター、県央 地域県政総合センター ・対応言語:英語、中国語、韓 国・朝鮮語、スペイン語、ポルト	○外国籍県民一般・法律相談 ・実施場所:地球市民かながわ プラザ、川崎県民センター、県央 地域県政総合センター ・対応言語:英語、中国語、韓 国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語(実施場所により対応言語が異なる) ・実績:1,313件 ○外国籍県民教育相談 ・実施場所:地球市民かながわプラザ ・対応言語:中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語 ・実績:1,362件
127-2	国際光	国際課	外国籍県民情報支援の実施	運営し、各種事業を実施する。また、災害時等において緊急情報	の運営 ・実施場所:かながわ県民センター13階・対応言語:英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、タイ語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語〇外国籍県民を支援する人材を	の運営 ・対応言語:11言語、問合せ対応件数:13,185件 ○外国籍県民支援人材育成研修の実施:7回 ○希少言語等専門人材の確保・育成 ○一般通訳支援事業の実施・通訳派遣件数:331件、通訳協
128	産業労働局	雇用労政課	外国人労働 相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	おいてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人	おいてスペイン語・中国語、ベト
⑤生活团	困窮者等のほ	自立に向け	た支援			
129	福祉子どもみらい局	①③共生推進 本部室 ②女性相談所	業の実施	関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基き、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。	3-	①、②一時保護、自立支援の実施 ③民間団体に委託し、困難を抱えた若年被害女性等からの相談を受け付けるとともに、未然防止のための夜間見回り等のアウトリーチ支援や、一時的な居場所の提供を行った。
130	福祉子ど もみらい 局	女性相談所	女性電話相 談の実施	日常生活上、様々な問題を抱える女性のための電話相談業務を実施する。	「女性電話相談室」相談受付	「女性電話相談室」相談受付
131	福祉子どもみらい局	生活援護課	生活困窮者自立支援事業		配布したほか、相談窓口案内用のカードを7,000枚作成し、町村の各窓口にて自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。・県内の生活困窮者自立支援制度に係る従事者向けの研修の担当課長会議を5回から9回に増やすとともで、県内各市の担当課長会議を実施し、制度にの担当書会議を実施し、制度にの担当書会議を実施し、制度にのは、場方の担当課長会議を実施し、制度に対して、本人が抱える課題を把握し、本人が抱える課題を把握し、本人が抱える課題を把握し、	作成し、各市町村や関係機関に配布したほか、相談窓口案内相談窓口を引力にを3,500枚作成し、町村の各窓口にでは、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
614	生的、	マイノ	リティ()	LGBT等)に	対する支援	· 爱		
132			①祉み③医④労留とい康局業局		協働事業の 推進	て理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を	かる県内人権担当者や関係者、 関係機関等との調整及びチラシ 配布等(③:団体作成のリーフ レット600部を64ヶ所へ1回配布) ②:行政との意見交換(9月3日 子ども・若す支援連携会議(平 子ども・若す支援連携会議(平 が出難を有する若者の社会参加・ 就労支援のための課題・連携 策等について、意見交換を実施。地域の困難を有する若も が出所。地域の困難を有する若者 が出所。地域の困難を有する若者 が出所。 少したキャリアカウンセリングを実施。(相談	就労支援事業の広報にかかるチラシ配布等 ②事業は令和元年度で終了。青少年センターで実施する指導リーでをでの講師依頼や、神奈川県子ども若者支援連携会議におり、ないで連携。 ③LGBT団体としての助言、協力等の依頼で連携。 ③LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報にかかる場内人権担当者や関係者、関係機関等との調整及びチラシ配布等 ④LGBTの若者を対象としたキャ
133			福祉子 どもみら い局	共生推進本部室		めた、人権がすべての人に保障 される地域社会の実現のため、 性的指向、性自認に関する正し	<ul> <li>・派遣型個別専門相談として相談員の派遣 36件</li> <li>・当事者向け交流会の開催 23回</li> <li>・企業向け研修の実施 2回</li> <li>・児童福祉施設の職員向け研修の実施 2回</li> <li>・宿泊施設向け研修の実施 5回(4社)</li> </ul>	事業を実施した。 ・派遣型個別専門相談として相 談員の派遣 15件
134			福祉子どもみらい局	①青少年センター②青少年課	子ども・若者総合相談事業	かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)における電話、来所及びSNSによる相談を実施する。	いて電話、来所及びSNSによる相談を実施。 なお、SNSによる相談については、10月から実施。	含めて、子ども・若者の悩みにつ
135			健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業		性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについての電話相談において対応。性的マイノリティに関する相談1件。	含めて、子ども・若者の悩みにつ
136			教育局	総合教育センター	教育相談事業	電話、来所、Eメールによる相談への対応	様々な悩みや問合せについて、 電話相談は6,924件、来所相談 は5,078件、Eメール相談は85件	電話相談は5,415件、来所相談
137	再掲	190	教育局	行政課	人権教育指 導者養成研 修講座の実 施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	村教育委員会に所属する指導 主事、社会教育主事、事務職員 及び人権教育研究校の教職員	
138	再掲	191	教育局	行政課	人権教育研 修講座の実 施	人権問題に対する正しい理解を 深めるために校長、副校長、教 頭、人権教育担当者等に研修を 実施する。	<ul><li>・県立学校人権教育研修講座</li><li>・県立学校人権教育スキルアップ研修講座</li><li>・県市町村人権教育担当者研修会</li></ul>	<ul><li>・県立学校人権教育研修講座</li><li>・県市町村人権教育担当者研修会</li><li>・県立学校人権教育スキルアップ研修講座【コロナにより中止】</li></ul>

通し番号	再掲  趙	掲元 到し 局名 F号	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
施策	後の基準 でんしゅう	本方向3	生涯を通じ	た健やかて	生き生きとしたくらしの支	泛援	
1)\$	女性の位	建康に対す	する支援				
139		健康医療局	医療課		ハイリスクの妊婦から新生児までに対応する高度な救急医療体制を確保するため、県内を6ブロックに分けて周産期救急医療システムを整備するとともに、システムに参加する受入病院の運営費に対して助成する。		・周産期救急医療システムの安定的な運用
140		健康医療局	健康増進課	生涯を通じた女性の健康相談等の充実	年期等の女性のライフステージ に応じた健康に関する相談を実 施するとともに、不妊・不育に関 する相談体制を整備する。また、 健康状態に応じて的確な自己管	<ul><li>一般相談 随時629件 専門相談 21回 53件 集団指導 46件 3775人</li><li>・専門医及び助産師による不妊・ 不育専門相談の実施</li></ul>	保健福祉事務所 R2年 一般相 談 542件 専門相談17回 34件 集団指導 16回 1086人 不妊・不育専門相談センター 年27回開設 総数104回
141		健康医	健康増進課	<b>妊娠•</b> 出 <b>亲</b> 筌	<ul><li>・県ホームページにおける「妊娠</li></ul>	(年27日開設)	対面面接16回 オンライン面接 22回 電話相談66回 ・望まない妊娠等相談事業(妊
141		療局	() () () () () () () () () () () () () (	/	SOSかながわ」の運営により、思いがけない妊娠に関する相談窓口等の情報提供を行う。 ・妊娠・出産の正しい知識の啓発	施 「妊娠SOSかながわ」電話相談 (毎週水曜・木曜) 実人数145 件 延べ件数156件 ・妊娠・出産の正しい知識に関する啓発の実施。 特設サイト「丘の上のお医者さん」による情報提供 特設Webサイト「丘の上のお医者さん」のアクセス数 7,595,756件	振SOSかながわ)の実施 電話相談(毎週水曜・木曜): 実人数115件 延べ件数145件 LINE相談(令和2年7月5日~ 10月4日の日曜、月曜): 相談件数59件 ・妊娠・出産の正しい知識に関す
142		健康医療局	健康増進課		妊娠・出産に関する知識の普及 啓発と、それらを踏まえたトータ ルのライフプランの構築を支援 するために、各保健福祉事務所 において、高校、大学や企業な どにおける講演会を開催する。	保健福祉事務所・センター(8	啓発と、それらを踏まえたトータルのライフプランの構築を支援 するために、各保健福祉事務所
143		健康医療局	健康増進課	未病女子対策推進事業	若い世代を中心に、痩せすぎや、女性特有のがんの増加など、女性の健康課題に対する関心を呼び起こすため、普及啓発イベントの開催やインターネット等による普及啓発を行う。		啓発イベント「かながわ女性の健康 未病改善フェア」の開催【コロ
144		健康医療局	がん・疾病対策課		がんを早期発見するために、が ん検診の受診促進などの普及啓 発やがん検診従事者の研修を 行う。	<ul> <li>・がん検診受診を普及啓発するリーフレットの作成・配布(50,000部)</li> <li>・乳がん検診を普及啓発するイベントの実施(ピンクリボンかながわ2019共催)</li> <li>・がん検診従事者研修の実施(3回)</li> <li>・がん対策推進員制度の運用(2,451人)</li> <li>・がん検診企業研修(17回)</li> </ul>	部) ・がん対策推進員制度の運用 ・がん検診企業研修(全12回) ・県公式のLINEアカウント「新型

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
	再掲	150	スポーツ 局	スポーツ課		スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。 ・3033運動の推進 ・県民スポーツ月間の設定、関連事業の実施など	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。
146	再掲	151	健康医療局	健康増進課	未病対策普 及啓発事業	健康寿命の延伸に向けた未病 改善の取組を促進するため、未 病センターの設置促進やイン ターネット等による普及啓発等を 行う。	の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 ・未病チェックシートの公開	<ul><li>・「かながわ未病改善ナビサイト」 の運営等、未病改善に関する普 及啓発を実施</li><li>・未病チェックシートの公開</li><li>・未病センターの認証 累計71か 所</li></ul>
147	再掲	152	健康医療局	がん・疾病対策課	自殺対策事業	「かながわ自殺対策計画」に基 づき総合的な自殺対策を推進す る。	<ul><li>・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催 地域部会3回開催</li><li>・自殺対策に係る庁内会議1回 開催</li></ul>	<ul> <li>かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催(書面開催)</li> <li>地域部会3回開催(書面開催)</li> <li>自殺対策に係る庁内会議1回開催(書面開催)</li> </ul>
148	再揭	153	健康局	精神保健福祉センター	自殺対策事業	自殺対策事業を実施する。	(自殺対策)の実施 ・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン) 9/10 伊勢原駅2階コンコース等 3,000部配付 ・自殺対策講演会の開催 9/21 伊勢原市中央公民館 115名参加 ○かかりつけ医うつ病対応力・クートをの実施 261名受講をといるがわ自殺対策推進センター事業の実施・ゲートキーパー養成研修 16,693名養成 ○多職種による包括相談会の実施 22組29名 ○こころ・つなげよう電話相談事	(自殺対策)の実施 ・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン)中止 ・自殺対策講演会中止 代替として小冊子いきるを支えるメッセージ3,000部配架 ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修中止 ○かながわりであるが、一下であるを支えの実施 ・ゲートキーがあるを表現である。ではよう電話相談会の実施 ・ころの電話相談(フリーダイヤル対応)8,371件
149	再掲	154	健康医 療局	精神保健福祉センター	電話相談事業		県の全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)9時から21時まで(受付20時45分まで)8,310件。 ・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16	県の全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)9時から21時まで(受付20時45分まで)8,371件・「依存症電話相談」は、依存症
②男	見性(	の健康	東に対す	ける支援				
150			スポーツ 局	スポーツ課		スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。		スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。
151			健康医 療局	健康増進課	未病対策普 及啓発事業	健康寿命の延伸に向けた未病 改善の取組を促進するため、未 病センターの設置促進やイン ターネット等による普及啓発等を 行う。	の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 ・未病チェックシートの公開	<ul><li>・「かながわ未病改善ナビサイト」 の運営等、未病改善に関する普 及啓発を実施</li><li>・未病チェックシートの公開</li><li>・未病センターの認証 累計71か 所</li></ul>
152			健康医 療局	がん・疾病対 策課	自殺対策事業	「かながわ自殺対策計画」に基 づき総合的な自殺対策を推進す る。	<ul> <li>かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催地域部会3回開催・自殺対策に係る庁内会議1回開催</li> </ul>	<ul> <li>かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催(書面開催)地域部会3回開催(書面開催)・自殺対策に係る庁内会議1回開催(書面開催)</li> </ul>

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
153			健療局医	精神保健福祉センター	自殺対策事業	トワーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺対策推進センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会な	(自殺対策)の実施 ・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン) 9/10 伊勢原駅2階コンコース等 3,000部配付 ・自殺対策講演会の開催 9/21 伊勢原市中央公民館 115名参加 ○かかりつけ医うつ病対応力停の実施 261名受講をといるがわ自殺対策推進センター事業の実施 ・ゲートキーパー養成研修 16,693名養成 ○多職種による包括相談会の実施 22組29名 ○こころ・つなげよう電話相談事	(自殺対策)の実施 ・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン)中止 ・自殺対策講演会中止 代替として小冊子いきるを支えるメッセージ3,000部配架 ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修がおりまがである。 上研修がおりまがですがあります。 上研修がおりまがですがですがあります。 とびりの事業の実施・ゲートキーがよるを表します。 も、18組24名 のようではいるではいるでは、までは、18組24名 のこころ・つなばよう電話相談会の実施・ころの電話相談(フリーダイヤル対応)8,371件
154			健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	県の全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)9時から21時まで(受付20時45分まで)8,310件。 ・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16	・「こころの電話相談」は、神奈川県の全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)9時から21時まで(受付20時45分まで)8,371件・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16時30分まで(祝日を除く)326件
31	イズ	、・性!	感染症	等に対する	支援			
155			健康局	医療危機対策本部室	エイズ対策促進事業		・青少年エイズ・性感染症予防講演会:中学・高校にて開催し予防啓発を図った ・地域エイズ予防啓発事業:各保健福祉事務所・センターを中を中心として、地域に根ざした予防啓発して、地域に根ざした予防啓発を図った。エイズ歯科診療推進事業:医療体制の推進を図った(神奈川県を野産が開発を選出のでは、一年の一十年では、一十年では、一十年では、一十年では、一十年では、一十年には、十年には、一十年には、一十年には、十年には、十年には、十年には、十年には、十年には、十年には、十年には、	感染予防を推進するため、かながわレッドリボン運動、青少年、青少年イズ・性感染症の予防講演、県県の発生では、県内の出いのでは、中では、東京の大きが、東方のでは、まりのでは、東方のではでは、東方のでは、東方のでは、東方のでは、東方のでは、東方のでは、東方のでは、東方のでは、東方のでは、東方のではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは
156			健康医療局	医療危機対策 本部室	及びエイズに 関する相談事	HIV感染の予防及び早期発見や、感染者及びその家族の社会的・精神的問題を軽減するため、即日検査事業やカウンセリングを実施し、HIV・検査相談体制の充実を図る。	数:1ヵ所(特定非営利活動法人 AMDA国際医療情報センター 委託)	的・精神的問題を軽減するため、即日検査事業やカウンセリングを実施し、HIV・検査相談体制
157			教育局	保健体育課	導・エイズ教	性に関する指導・エイズ教育について研修し、教育の指導力の向上を図る。	関する研修講座の開催	・性に関する指導・エイズ教育に 関する研修講座の開催【コロナ により中止】

通し 再番号 再	再掲元 再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
<b>④</b> 「人	、生100歳	<b>责</b> 時代」	に向けた取	組み			
158		政策局	いのち・未来 戦略本部室	「人生100歳時代の設計図」推進事業	から大人まで生き生きと充実した人生を送ることができるよう、県が市町村、大学、民間企業、NPO等と連携し、「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを行う。	【ネットワーク参画ででは、2018年のは、2018年度(91団体)、2018年度(91団体)、16団体)、16団体)、16団体)、10回体のプロジェクト】 ・「カッツログログロジェクト】 ・「カッツログログロジェクト」 をでは、10回で	ワークの指とまれプロジェクトの実施】 ・子どもに学びの計13件の影響によりになど、計13件の影響とまれのいまりほとのですったとのです。 ・2020年度(102団体)※111団体は、アロジェクトがあいまとのです。 ・2020年度(102団体)がは、一次でのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
159		政策局	かながわ県民 活動サポート センター	かながわボランタリー活動推進事業		<ul><li>・ボランタリー活動補助金事業の実施</li><li>・ボランタリー活動奨励賞事業の実施</li></ul>	実施
160		政策局	かながわ県民 活動サポート センター	1	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取組みを行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	•主催講座 20講座実施 •連携講座 16講座実施	・主催講座 16講座実施 (新型コロナウイルス感染拡大の ため一部講座を中止) ・連携講座 14講座実施 (新型コロナウイルス感染拡大の ため一部講座を中止) ・特別講座 1講座実施
161		産業局	産業振興課	シニア起業家支援事業	ア層による起業を積極的に生み出していくため、シニアを対象としたビジネスコンテスト等を開催する。	者:53名) ・ビジネスプランコンテストの開催 (応募申込み件数:70件)	中止 シニア層からの起業に関する相
162		教育局	高校教育課		学校の教育力の向上を図り、生徒一人ひとりに目の行き届いた教育支援を推進するため、専門的・実践的な知識を有する民間企業経験者や豊富な社会経験を有する地域人材などを活用する。	サポートティーチャー等の配置	スクールキャリアカウンセラー等 の配置

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
163			教育局	生涯学習課	県立社会教 育施設の取 組み	多様化・高度化する県民の学習 ニーズに応えるため、金沢文庫 や生命の星・地球博物館などの 県立社会教育施設において、各 施設の機能と特色をいかした講 座を実施するなど、生涯学習を 推進する。	県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座等を実施した。	県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座等を実施した。 なお実施の可否は、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて判断し、実施する場合は感染防止対策に万全を期した上で実施した。
164			教育局	県立図書館	時代」を支え	「人生100歳時代の設計図」における「学び直し」の視点から県立図書館の強みを生かした施策展開をする。	加の機会に必要となるコミュニケーション力を養う講座①大人の社会科:仕事に活きる"聴く力"講座(入門編)②大人の社会科:仕事に活きる"聴く力"講座(技術編)を開催した。また、「学び直し」にかかる資料は、「自分に相応しいテーマを見つける」ための資料として、各分野の課題や最新状況が判るよう	で楽しむ、博物館・美術館・図書館」を配信した。 また、「学び直し」にかかる資料は、「自分に相応しいテーマを見つける」ための資料として、各分
165	再掲	178	福祉子どり		るライフキャリ	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・高校生・大学生向けに啓発冊 子等を印刷、配布(高校生向け 80,000部/大学生向け 2,800 部)	
166	再揭	63	産業労 働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	における40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・総合相談(キャリアカウンセリング) ・専門相談(創業、年金税金など) ・適性診断 ・地域出張相談 ・再就職支援セミナー など	シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施・キャリアカウンセリング(総合相談)・専門相談(創業、年金税金など)・適性診断・地域出張相談・再就職支援セミナーなどシルバー人材センターの育成指導

## 重点目標4 男女共同参画社会実現に向けた意識改革と基盤整備

# 施策の基本方向1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革

# ①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

167		福祉子ど もみらい 局	共生推進本部 室	ける男女共同 参画社会実 現のための施	が社会に与える影響は極めて大きいため、男女共同参画社会の	メディアに対し、男女共同参画に関する理解や自主的取組みを促すなど、働きかけを強化することについて、国へ提案を行った。	関する理解や自主的取組みを促すなど、働きかけを強化すること
168			かながわ男女共同参画センター	画施策推進	かながわ男女共同参画センター の事業及び各市町村の事業に ついて情報や、事業を進める上 での悩みを共有することにより、 効果的な事業展開を推進すると ともに、県と市町村並びに市町 村相互の連携強化を図る。	男女共同参画施策推進者研修・ 会議の実施(1回/28名)	男女共同参画施策推進者研修・会議の実施(コロナウイルス感染症拡大防止のため研修は中止・会議は書面開催)
169		–	かながわ男女 共同参画セン ター		男女共同参画の今日的課題解 決の手がかりとなる課題につい て、男女共同参画社会の実現を 推進するため、講演会等を実施 する。	男女共同参画フォーラムの実施(主催:藤沢市/106名)	男女共同参画フォーラムの実施【コロナにより中止】

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
170				かながわ男女共同参画センター	男女共同参 画研修用教 材の提供	市町村や学校等において、男女 共同参画について理解を深め、 男女共同参画に向けた取組みを 進めることのできる研修用教材を 提供する。	けと高校生向けの研修用教材 (powerpoint版)を用意し、それぞ	男女共同参画について一般向けと高校生向けの研修用教材 (powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。
171	再揭	14			かながわ女性の活躍応援・団支援事業	女性が活躍する取組に積極的で、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍が接団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援の関係や、啓発講座への講座で、関性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍に変したがわったがお女性の活躍に変した。	子の作成(5,500部) ・サポーター登録の推進(37名(令和2年3月31日時点)) ・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信(3社、2校参加) ・女性の活躍応援サポータース	・全体会議の開催【コロナにより中止】 ・啓発講座等の実施(6回/495名) ・かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,000部) ・女性の活躍応援サポーター登録の推進(41名(令和3年3月31日時点)) ・応援サポーター企業交流会(1回/14名) ・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団ウェブサイトの改修
172	再掲	217		かながわ男女共同参画センター	地域における啓発活動の促進	地域における男女共同参画社会の実現に向けて市町村やNPO等と連携して、地域の実情に応じた事業を実施する。		男女共同参画推進市町村連携 事業の実施(市町村と調整の上 実施)(6回/143人)
②男	月女之	共同多	参画の理	里解を深め <sub>・</sub>	るための情	報収集∙提供		
173			福祉子ど もみらい 局	共生推進本部 室	画に配慮した	行政自らが行う広報や県民に提供する刊行物等について、人権や男女共同参画の観点から適切な表現をするように配慮する。	表現がされるよう、行政刊行物を	
174				かながわ男女共同参画センター		男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民の利用に供する。	含めた情報提供 ・インターネットを利用した蔵書	・男女共同参画などに関する行政資料等の収集、整理、貸出を含めた情報提供・インターネットを利用した蔵書検索や資料・交流コーナー情報の提供
175					共同参画セン ターだより「か な テ ラ ス レ	男女共同参画についての情報と、かながわ男女共同参画センターの事業等を掲載した広報誌「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信する。	だより「かなテラスレポート」を作	かながわ男女共同参画センター だより「かなテラスレポート」を作 成し、ホームページ上で発信(年 4回)
176					画に関する調	男女共同参画の推進を図るため、当センターや関係部局、市町村等の施策や事業に必要なデータの提供や、男女共同参画社会を推進するための課題解決に向けた調査研究・情報発信を行う。	シティ・データベース」の作成・公表 ・男女共同参画に関する調査研究の実施及び報告(「パパと会社のIKUKYU GUIDE(育休ガイ	表 ・男女共同参画に関する調査研
177	再掲	170		かながわ男女共同参画センター	男女共同参 画研修用教 材の提供	市町村や学校等において、男女 共同参画について理解を深め、 男女共同参画に向けた取組みを 進めることのできる研修用教材を 提供する。	けと高校生向けの研修用教材 (powerpoint版)を用意し、それぞ	男女共同参画について一般向けと高校生向けの研修用教材 (powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。

世   再掲  道	掲元 通し <b>局名</b> 番号	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
施策の基準	本方向2	子ども・若者	皆に向けた	意識啓発		
①子ども・	若者に向け	ナた男女共				
178	福祉子 どもみら い局	共生推進本部 室	るライフキャリ ア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・高校生・大学生向けに啓発冊 子等を印刷、配布(高校生向け 80,000部/大学生向け 2,800 部)	・高校生・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校及び中学校教員向けリーフレットの作成 ・大学向け外部講師派遣、高校向け出前講座、中学校向け出前講座、中学校向け出前講座の実施【コロナにより中止】
179	福祉子ど もみらい 局	共生推進本部 室	画教育の推 進	識を育むため、男女共同参画教		んな子いるよね」を、横浜・川崎・
180	福祉子 どもみら い局		シー講座の開催	人権の尊重や固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から主体的に読み解き、評価する能力の向上を図るための講座を実施する。	メディアリテラシー講座(中高生 向け)の実施(7回/1,516名)	メディアリテラシー講座(中高生 向け)の実施(1回/136名)
181	*** * * * * * * * * * * * * * * * * * *	かながわ男女共同参画センター	普及啓発事 業	今後の働き方を考えてもらう機会 とするため、「かながわ女性の活 躍応援団」と連携して啓発講座 等を実施する。		中学校で「ジェンダー平等について考える」講座の実施(1回/26名)
182	福祉子どもみらい局	青少年課	情報閲覧防 止等対策の 促進	青少年保護育成条例では、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧すること等を防ぐため、青少年の携帯電話等にフィルタリングの設定を促進するための規定を設けており、事業者への指導や保護者等への周知啓発を実施する。	青少年保護育成条例に基づく、携帯電話販売店、インターネットカフェ等への立入調査、指導等の実施・広報啓発 条例周知用リーフレット等の作成・配布、社会環境健全化推進街頭キャンペーンにおける資料配布等	の実施 ・広報啓発 条例周知用リーフレット等の作 成・配布
183	教育局	高校教育課	の推進 [生徒向け]	生徒の望ましい勤労観・職業観を育てるとともに、生徒一人ひとりが、固定的な性別役割にとらわれず、個性と適性に応じて進路を選択できるよう、各校ごとのキャリア教育実践プログラムや就業体験などの体験活動の充実を進めるとともに、かながわキャリア教育体験発表会の開催などの取組みを通じて、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。	育の推進 ・就業体験活動の拡充 ・「県立高等学校等進路指導説明会」の開催 ・「かながわキャリア教育体験発表会」の開催	・全県立高校におけるキャリア教育の推進 ・「県立高等学校等進路指導説明会」の書面開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、就業体験活動の中止、及び会議は書面開催とした
184	教育局	生涯学習課	重要性への 理解を深める ための支援	資質や能力を培う「家庭」の教育 力の充実のための学習資料を発	付 ・内容 思春期の特徴、子どもと 保護者の関係、保護者の役割等 ・配付対象 中学新入生の保護	ンドブック すこやか」の作成と配付 ・内容 思春期の特徴、子どもと 保護者の関係、保護者の役割等

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
185		m V	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙啓発事業	各種選挙が公正かつ適正に行われるように、選挙人、特に若年 層の政治意識を高めるために行う。	点の応募があった。 ・県ホームページ内「18歳選挙権	<ul> <li>・児童・生徒を対象としたポスターコンクールの実施。1,189点の応募があった。</li> <li>・県ホームページ内「18歳選挙権特設ページ」による啓発を行った。</li> </ul>
186	再掲	54	., . ,	かながわ男女共同参画センター	る男女共同参 画」研修用教	市町村職員等が職場における男 女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組 みを進めることのできる研修用教 材を提供する。	ついて一般向けの研修用教材 (Power Point版)を用意し、それ ぞれ希望に応じて提供	「職場における男女共同参画」に加え、「職場におけるアンコンシャス・バイアス〜男女共同参画の視点から〜」の研修用教材を新規作成し、それぞれ希望に応じて提供
② 学	之校理	見場に	こおける					
187			教育局	行政課	スクール・セクハラ防止対策		<ul> <li>・県立高等学校(全日制・定時制・通信制)、県立中等教育学校(後期課程)、県立特別支援学校(高等部)のすべての生徒を対象に、アンケートを実施。</li> <li>・県立学校人権教育校内研修会に対する支援</li> <li>・外部講師への報償費の負担、講師の派遣</li> </ul>	・スクール・セクハラ相談窓口による相談の実施 ・教職員向け啓発資料の配付 ・児童・生徒向け啓発資料の配付 ・児童・生徒向け啓発用チラシ を配付 ・教育実習生向け啓発用チラシ を配付 ・県立学校掲示用の啓発ポス ターを配付 ・県立等学校(全日制・定時制・県立高等学校(全日制・定時制・通信制)、県立中等教育支援 学校(高等部)のすべての生徒を対象に、アンケートを実施。 ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援 ・外部講師への報償費の負担、 講師の派遣【コロナにより講師の派遣は中止】
188			教育局	行政課	人権教育の 推進	人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校・地域等において、より充実した人権教育が推進できるよう人権教育の指導者を養成することを目的とした人権教育指導者養成研修講座を実施し、その中に「女性の人権について」というテーマを設ける。また、県立学校人権教育校内研修会に対し、講師の派遣などの支援を行う。	・県立学校人権教育スキルアップ研修講座 ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援 外部講師への報償費の負担、講師の派遣(県立学校172校対象) ・人権教育ハンドブックをホームページに掲載し研修会等で活用	・県立学校人権教育スキルアップ研修講座【コロナにより中止】 ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援 外部講師への報償費の負担、 講師の派遣(県立学校169校対象)【コロナにより講師の派遣は中止】 ・人権教育ハンドブックをホームページに掲載し研修会等で活用する。 県立学校掲示用の啓発
189			教育局	行政課		教職員の意識啓発と男女共同参画教育を実践する上での課題解決を図るため、男女共同参画教育についての研修を行う。	<ul><li>・県立学校人権教育研修講座</li><li>・県立学校人権教育スキルアップ研修講座</li></ul>	<ul><li>・人権教育指導者養成研修講座</li><li>・県立学校人権教育研修講座</li><li>・県立学校人権教育スキルアップ研修講座【コロナにより中止】</li><li>・県市町村人権教育担当者研修会</li></ul>
190			教育局	行政課	人権教育指 導者養成研 修講座の実 施	人権教育の推進を図るための指 導者を養成する研修を実施	主事、社会教育主事、事務職員	県教育局及び教育機関、市町 村教育委員会に所属する指導 主事、社会教育主事、事務職員 及び人権教育研究校の教職員 を対象に開催
191			教育局	行政課	人権教育研 修講座の実 施	人権問題に対する正しい理解を 深めるために校長、副校長、教 頭、人権教育担当者等に研修を 実施する。	<ul><li>・県立学校人権教育研修講座</li><li>・県立学校人権教育スキルアップ研修講座</li><li>・県市町村人権教育担当者研修会</li></ul>	<ul><li>・県立学校人権教育研修講座</li><li>・県市町村人権教育担当者研修会</li><li>・県立学校人権教育スキルアップ研修講座【コロナにより中止】</li></ul>
192			教育局	高校教育課	い名簿の導入	学校での活動全般にわたり、男 女平等・人権尊重の基盤に立っ た人間形成を図るため、性差に よらない名簿の導入を進める。		全ての学校で「性差によらない名 簿」を導入

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
193			教育局	総合教育センター	男好の名	の啓発を図り、学校においてそ の推進に役立てるため、男女平 等教育に係る研修講座を実施		教育」をオンライン(オンデマンド型)にて実施 (受講対象者
194			教育局	総合教育センター	教育相談の実施	者の悩みや教育上の課題について、助言や情報の提供、カウンセリング、コンサルテーション、医療相談等を通して、教育的・心理的な支援を実施	学校訪問等で受け、計12,876件に対応	育相談を電話、来所、Eメール、 学校訪問等で受け、計9,288件 に対応 •24時間子どもSOSダイヤルは 1,826件に対応 •コンサルテーションとして、学校 訪問を26校で実施
195			教育局	総合教育センター	キャリア教育 の推進 [教員向け]	県立学校及び中等教育学校において、固定的な性別役割にとらわれることなく、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育てるキャリア教育プログラムの充実を図るため、キャリア・シチズンシップ教育に係る教員研修を実施	修講座」の実施	「キャリア・シチズンシップ教育研修講座」(全1回、半日日程)の実施(受講対象者 高・中等教育の総括教諭または教諭、各課程1人) 148名受講
				育児·介護 <sup>:</sup>	等の基盤整	<b>E備</b>		
196	児	等のを	ま盤整位	<b>備</b>   共生推進本部	講成・フォー	子育て期の親が、育児を心配す	• 「 退 が 実 協 才 ス 事 業 ( 講 応	・「県が実施する事業(講座、
130			もみらい局		ラム等におけ	ることなく講座・フォーラム等に参加できるよう、託児の設置を促進するため、「県が実施する事業における託児に関する方針」の周知を行うとともに、実施状況等について把握・周知する。	フォーラム等) における託児に関する方針」の周知を行った。	フォーラム等)における託児に関する方針」の周知を行った。 ・託児室設置状況調査を実施した。
197			福祉子 どもみら い局	次世代育成課		待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援する。	き保育環境の整備を推進してい	
198			福祉子ど もみらい 局	次世代育成課		県条例に基づき、子育て支援の 取組みを進める企業の認証制度 に取り組む。	支援を制度化している事業者を	従業員のための子ども・子育て 支援を制度化している事業者を 県が認証し、その取組みを登録・ 公表することにより、仕事と子育 ての両立が可能な職場環境の 整備を図った。(R2年度認証件 数…7件)
199			福祉子ど もみらい 局	次世代育成課	に対応した保 育サービスの	保育ニーズの多様化に対応するため、保育所が行う延長保育、病児保育などの保育サービスの拡充を図る。	わらず、すべての子育て家庭や 子どもに対する子育て支援を充 実するため、地域子ども・子育て 支援事業を実施する市町村が地 域のニーズに合った事業を円滑	子どもに対する子育て支援を充 実するため、地域子ども・子育て 支援事業を実施する市町村が地

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
200			福祉子ど もみらい 局	次世代育成課	放課後児童 対策の充実	保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童等に放課後の居場所を提供する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施推進する経費を市町村に対して助成する。		放課後児童クラブを設置・運営している市町村に対し、放課後児童クラブの運営費助成を行った。
201			福祉子という。	次世代育成課	めとした子育	児保育など各分野のスペシャリス	・保育士・保育所支援センターの 運営等	者があった。
202			福 社 み ら り 局	次世代育成課	策の推進	け皿を確保するともに保育の・ 質のこども園に加え、新たにるを図るため、新要に加え、新要は一部では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個	支援事業費補助の実施により、保育事業と地域型保育を図支援の連携が立率の向上を図支援の連携が立った。 ・低年輔助の多くを解り、最近のののでは、最近ののでは、最近ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	児の待機児童解消を図った。 ・賃貸物件において保育所等の 運営を行う場合、都市部など局 地的に賃借料の実勢価格と公 定価格の額が乖離している地域 について、その乖離分を補助し、 安定的な運営に資した。 ・引き続き保育所の緊急整備等
203			福祉子 どもみら い局	次世代育成課	育・保育の提	の一部を負担する。 ・病気や病後の児童を保護者が 家庭で保育できない場合に病 院・保育所等の付設スペースで 預かるための施設整備や事業に 取り組む市町村に対して補助す	費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するよう支援した。 ・病児保育事業を行うために必要な施設整備等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図った。	・子ども子育て支援法に基づき、 市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するよう支援した。 ・病児保育事業を行うために必要な施設整備等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図った。
204			健康医 療局	医療課	院内保育の推進	看護職員等の子育てを支援することにより、看護職員等の就業の継続や再就職の促進を図るため、院内保育事業運営費のうち、保育士等の給与費の一部を補助する。		•補助対象:日赤、厚生連、共済組合、学校法人、医療法人等 •補助件数:122施設

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績
205			産業労 働局	雇用労政課	家事支援外 国人受入事 業	女性の活躍促進や家事支援 ニーズへの対応等の観点から、 国家戦略特別区域制度を活用して、外国人家事支援人材の試行 的受入れを行う。		「第三者管理協議会」において、 事業が適正に行われるよう事業 実施の確認、監督等を行った。
206			福祉子ど もみらい 局	私学振興課	私立幼稚園 等の地域開 放事業の促 進	地域との連携を深めるため、保 護者に対する教育相談事業や 地域とのふれあい交流事業など を行う私立幼稚園等に対し補助 する。		地域開放を実施する私立幼稚園等に対して補助した。
207			福祉子ど もみらい 局	私学振興課	私立幼稚園 等の預かり保 育の促進	保護者の保育ニーズに応えるため、預かり保育を実施する私立 幼稚園等に対し補助することに より、保護者及び私立幼稚園等 の経費負担の軽減を図る。		預かり保育を実施する私立幼稚 園等に対して補助した。
21	└── <b>├</b> 護(	L の基類	└─── 盤整備					
208			福祉子 どもみら い局	地域福祉課	介護支援専 門員の業務 の支援	続的に研修を実施することにより、その資質の向上を図る。また、地域包括ケアシステムの構	程 I 7回/専門研修課程 II 12回 ・主任介護支援専門員研修及び 主任介護支援専門員更新研修	回
209			福祉子 どもみら い局	地域福祉課	訪問介護員 の養成	介護員養成研修を行う民間事業 者等の指定を行い、研修の受講 機会を確保することにより、養成 に努める。また、研修の指定に あたっては、一定の基準に基づ く研修事業者の指定や指定事業 者の指導を通じて、質の高い人 材の養成を目指す。	指定 ・初任者研修の実施 380回 ・初任者研修修了者数 4,481名	<ul> <li>初任者研修事業者及び研修の指定</li> <li>初任者研修の実施 443回</li> <li>初任者研修修了者数 4,646名</li> <li>生活援助従事者研修事業者及び研修の指定</li> <li>生活援助従事者研修の実施</li> <li>1回</li> <li>生活援助従事者研修修了者数</li> <li>14名</li> </ul>
210			福祉子 どもみら い局	高齢福祉課	老人福祉施 設等の整備	人口の高齢化が急速に進行し、 在宅での介護が困難な高齢者 の増加が見込まれる中、老人福 祉施設等を着実に整備するた め、特別養護老人ホーム、介護 老人保健施設等の民間老人福 祉施設等の整備に対し助成す る。	<ul><li>特別養護老人ホームの整備</li><li>介護老人保健施設の整備</li></ul>	<ul><li>特別養護老人ホームの整備</li><li>介護老人保健施設の整備</li></ul>
211			福祉子ど もみらい 局	高齢福祉課	高齢者虐待防止の取組みの推進	高齢者虐待の相談や事実確認、養護者の支援等の対応に関わる市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所の職員を対象に、より専門的かつ実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施する。	(年2回)	虐待防止関係職員研修の実施 (年1回) ※オンライン開催
212			福祉子ど もみらい 局	高齢福祉課	援センター職	地域包括支援センターに配置される職員を対象に、事業実施に必要な知識・技術を修得するための研修を実施する。		地域包括支援センター(初任者・ 現任者)研修の実施
213			福祉子ど もみらい 局	高齢福祉課	の推進	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実する。	ター」による電話相談の実施(相	「かながわ認知症コールセン ター」による電話相談の実施 (相談件数1,032件、開設日数 155日)

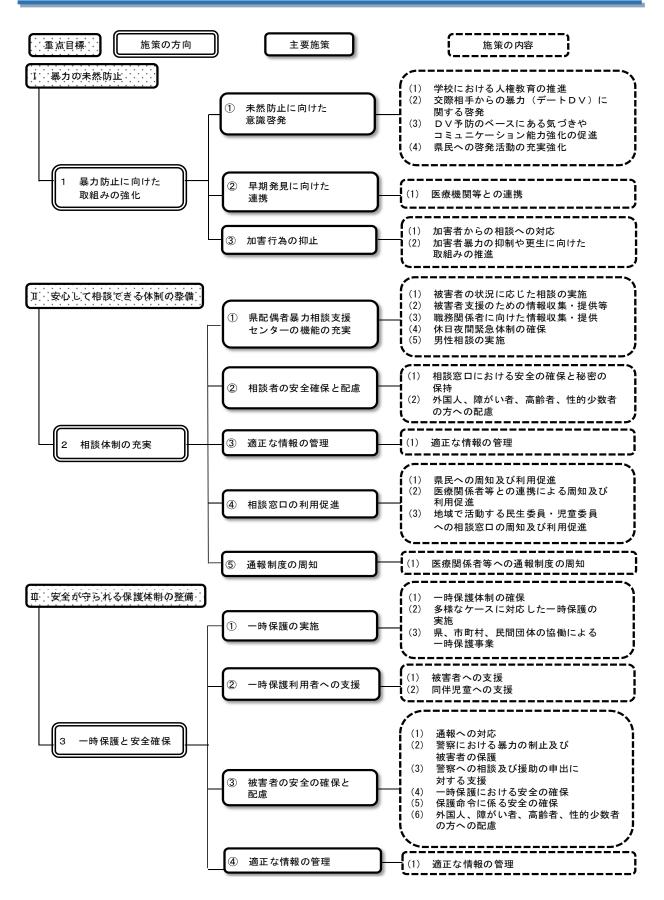
		715-						
通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	   所管所属名 	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
214			福祉子ど もみらい 局	高齢福祉課	認知症高齢 者地域対策 事業	家庭における介護負担を軽減するため保健福祉事務所では、認知症高齢者やその家族に対して、医師や保健師が専門性を活用した相談や訪問指導を行う。	<ul><li>・認知症疾患相談・訪問・支援事業の実施</li><li>・専門職派遣事業の実施</li></ul>	・認知症疾患相談・訪問・支援事業の実施・専門職派遣事業の 実施
215			福祉子ど もみらい 局	高齢福祉課	地域支援事 業交付金の 交付	高齢社会の進展に対応して、要 支援・要介護状態になることを予 防・軽減等するため、地域支援 事業として介護予防事業や家族 介護支援、日常生活支援のため の事業を推進するとともに地域に おける包括的・継続的マネジメン ト機能を強化していく。	<ul><li>・地域支援事業の実施主体である市町村に対する地域支援事業交付金の交付</li></ul>	<ul><li>・地域支援事業の実施主体である市町村に対する地域支援事業交付金の交付</li></ul>
216	再掲	190	教育局	行政課	人権教育指 導者養成研 修講座の実 施		村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員	県教育局及び教育機関、市町 村教育委員会に所属する指導 主事、社会教育主事、事務職員 及び人権教育研究校の教職員 を対象に開催
重点	に目れ	票5	推進体	制の整備・				
 施第	きの!	基本ス	 方向1	 多様な主体	との協働			
217				かながわ男女 共同参画セン ター	•		男女共同参画推進市町村連携 事業の実施(市町村と調整の上 実施)(22回/1,140人)	男女共同参画推進市町村連携 事業の実施(市町村と調整の上 実施)(6回/143人)
218			政策局	NPO協働推 進課	NPO活動へ の支援や情 報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。		NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催(法人設立事務説明会5回開催・34名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会2回開催・17名出席)
219	再掲	31	福祉子ど もみらい 局	共生推進本部室	画の視点から 見た市町村等 の地域防災	県防災会議が災害対策基本法 第42条に基づく市町村地域防災 計画への修正報告を受けた場合 において、防災会議幹事として 助言を行う。		随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。

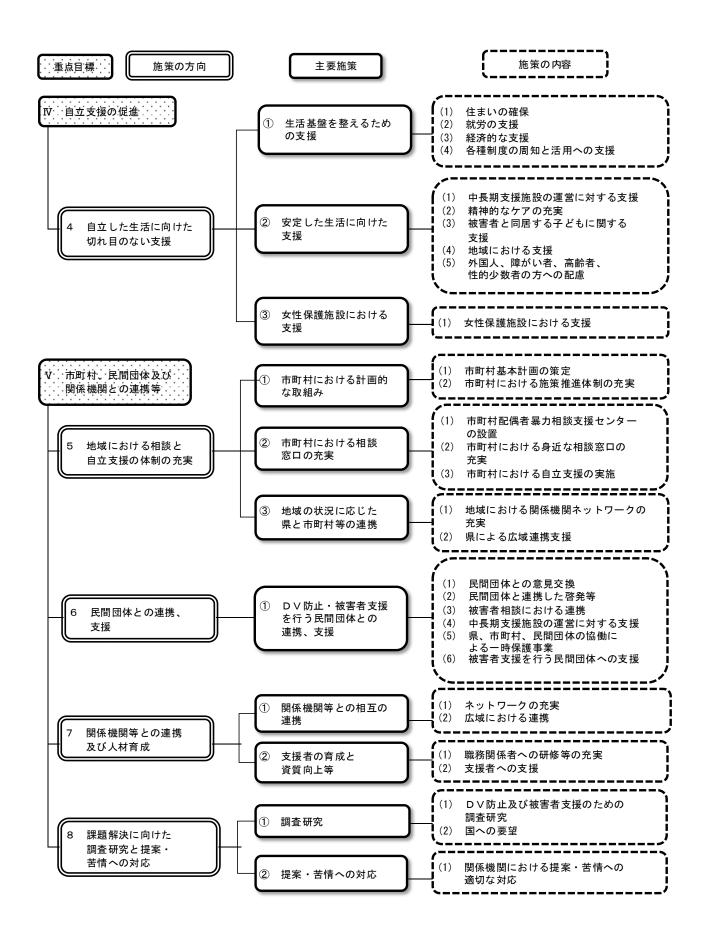
通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020 (R 2) 年度事業実績
221	再掲	14			かながわ女性の活躍応援・丁支援・東業	女性が活躍する取組に積極的で、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍が変しため、応援団」が多加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	<ul> <li>・全体会議の開催</li> <li>・啓発講座等の実施(21回/1,753名)</li> <li>・かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会の開催</li> <li>・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,500部)</li> <li>・サポーター登録の推進(37名(令和2年3月31日時点))</li> <li>・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信(3社、2校参加)</li> <li>・女性の活躍応援サポーターステップアップセミナー&amp;交流会(1回/21名)</li> </ul>	・全体会議の開催【コロナにより中止】 ・啓発講座等の実施(6回/495名) ・かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,000部) ・女性の活躍応援サポーター登録の推進(41名(令和3年3月31日時点)) ・応援サポーター企業交流会(1回/14名) ・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団ウェブサイトの改修
222	再掲	168		かながわ男女共同参画センター	画施策推進		男女共同参画施策推進者研修・ 会議の実施(1回/28名)	男女共同参画施策推進者研修・ 会議の実施(コロナウイルス感染 症拡大防止のため研修は中止・ 会議は書面開催)
223	再掲	159	政策局		かながわボラ ンタリー活動 推進事業	「かながわボランタリー活動推進基金21」を活用した事業による支援を通して、公益を目的とした事業に自主的に取り組むボランタリー団体等の活動を推進する。	・ボランタリー活動補助金事業の	・協働事業負担金事業の実施 ・ボランタリー活動補助金事業の 実施 ・ボランタリー活動奨励賞事業の 実施 ・ボランタリー団体成長支援事業 の実施
224	再掲	160	政策局	かながわ県民 活動サポート センター	コミュニティ・ カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取組みを行うボランティアやNP O等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	•主催講座 20講座実施 •連携講座 16講座実施	<ul> <li>・主催講座 16講座実施 (新型コロナウイルス感染拡大の ため一部講座を中止)</li> <li>・連携講座 14講座実施 (新型コロナウイルス感染拡大の ため一部講座を中止)</li> <li>・特別講座 1講座実施</li> </ul>
225	再掲	15	産業労働局	雇用労政課		神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、アを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」「なでしこの麺」として認定する事業を実施する。	・「なでしこの芽」認定件数:0件・「なでしこの種」認定件数:0件	「神奈川なでしこブランド」「なでしこの芽」「なでしこの種」の認定事業【コロナにより中止】 SNS等を通じて、認定商品の広報を行った。
226	再掲	72	教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	プローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭の教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従	内容を紹介する家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」を発行し、家庭教育に関する情報共有を行った。 ・県と締結事業者のロゴが入ったポスターを2,000部作成し、県機	庭教育に関する情報共有を行った。 ・県は締結事業者のロゴが入っ
施第	気を	基本ス	方向2	男女別統計	ーーー 十の促進		1	
227			福祉子 どもみら い局	共生推進本部 室	ジェンダー統計の推進	実施にあたっては可能な限り男 女別データ把握できるよう努め るよう、国や県庁内に働きかけ	ジェンダー統計に係る庁内及び 他都道府県に対する実施状況 調査を踏まえ、国へ、性別情報 の取扱いに関するガイドラインを 策定し、全国調査を行う際はこ れに基づき実施することを要望 した。	ジェンダー統計の推進のため、 引き続き国へ、性別情報の取扱 いに関するガイドラインを策定 し、全国調査を行う際はこれに 基づき実施することを要望した。

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019(R元)年度事業実績	2020(R 2)年度事業実績			
施領	施策の基本方向3 進行管理										
228			福祉子ど もみらい 局			年次報告書等によるプラン進捗 状況を公表する。	男女共同参画の県の取組みや 進捗状況を取りまとめた年次報 告書を作成し、神奈川県男女共 同参画審議会に報告するととも に、県民に公表した。	男女共同参画の県の取組みや 進捗状況を取りまとめた年次報 告書の作成、神奈川県男女共同 参画審議会への報告及び県民 への公表【コロナにより中止】			
229			福祉子 どもみら い局		女共同参画		県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、かながわ男女 共同参画推進プラン(第4次)及 び市町村男女共同参画施策状 況調査の結果に基づき、取組促 進を働きかけた。	に基づき、取組促進を働きかけ			
230	再掲	53		かながわ男女 共同参画セン ター	共同参画の 取組みの促 進(条例届	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組みを促進する。	県条例に基づく県内事業所の届 出制度の実施(届出事業所626 件)	県条例に基づく県内事業所の届 出制度の実施(届出事業所634 件)			

### IV かながわDV防止・被害者支援プランの推進状況

#### かながわDV防止・被害者支援プランの体系





#### かながわDV防止・被害者支援プランの進捗状況と評価 2

- ○2022年3月に実施した調査に基づき作成しており、その時点での最新の実績値を記載しています。
- ○「2019・2020年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の末尾の[]内に記載されている数字は、「かながわDV防止・被害者支援プラン の2019及び2020年度事業実績 | (P62~88)の事業の通し番号です。

#### 【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価】

- 類型の異なる暴力が組み合わさったDV、避難をせず在宅のまま立て直しを図る被害者等の多様化した DV被害者や、LGBTのDV被害者に対する対応についての検討も今後必要である。
- 目標が具体化・数値化されておらず、県民ニーズ調査結果のデータもないため評価が難しかった。評価を しやすくするという観点から、次期プランの数値目標の作り方や調査の実施時期等を検討する必要がある。
- ○コロナ禍での対応を強化すべきであるが、SNSを活用したDV相談の拡充やDV被害の気づきを促す車内 広告による広報などの取組は一定程度評価できる。

#### 重点目標 1 暴力の未然防止

の県の主な取 組み[事業実績 の通し番号〕

2019・2020年度 ○学校等において、交際相手からの暴力の防止に資するよう、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念 に基づく教育の取組みを行いました。[1]

> ○DV及びデートDV被害防止のための啓発冊子や窓口案内カードを作成し、関係機関のほか県内中学校・高校 で配布するとともに、DV被害を防止する啓発講座(2019年度4回、2020年度3回実施)を実施しました。〔2,4,6,8,9〕

> ○被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、啓発まんがを作成し(2019)、公共交 通機関などを活用して周知広報を行いました(2020)。[5]

#### 【「重点目標 I 暴力の未然防止」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- 学校において、若い頃からDVについて教育しているのは非常に評価できるが、SNS上の交際における 暴力等、多様化するDV被害に係る啓発も検討していく必要がある。
- 対象者別に啓発の達成度合を明確に示すべき。  $\circ$

#### 重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備

の県の主な取 組み[事業実績 の通し番号〕

2019・2020年度 ○配偶者暴力相談支援センターにおいて、専門相談や多言語相談を含むDV被害者相談を実施するとともに、自 立支援のための相談や適切な情報提供を行いました。[14,15,16,18]また、休日夜間等、時間外の緊急相談の体制 を確保し、男性に対する相談も実施しました。[22,23,24,25,26,27]

- ·DV相談:2019年度5,698件、2020年度5,691件
- ○県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修等で関係者向けに相談窓口における安全確保に関する情 報交換・情報提供を実施しました。[30]
- ○外国籍被害者向けの啓発リーフレットの作成・配布や多言語相談を実施するとともに、障がい者等に対しても、適 切な関係機関についての情報提供を行うなどの対応を行いました。[31]
- ○DV相談窓口の案内カードについて、県施設、市町村のみならず、各警察署、病院等に配布しました。[36]
- ○公共交通機関やLINE・Twitter公告等を活用し、相談窓口の周知を行いました(2020)。
- ○外出自粛や経済状況悪化による失業等で家族が家にいる時間が多くなり、電話での相談が難しい方への支援を 充実させるため、SNSを活用したDV相談窓口を週2日から週4日に拡大しました(2020)。[38]
  - ・かながわDV相談LINE:2019年度346件、2020年度2,245件

#### 【「重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- コロナ禍により神奈川県を含め全国的にDV相談件数が増加している中で、配偶者暴力相談支援セン ターで受け付けたDV相談件数が直近であまり伸びていないことについて考察し、被害者を支援するための施 設という位置づけに立って、施策に課題がないか検討すべき。
- SNSを含め、様々な形でDV相談に対応していることは評価できる。

#### 重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備

2019・2020年度 の県の主な取 組み[事業実績 の通し番号)

- 時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護(2019年度176件、2020年度150件)を行いました。〔42〕

○市町村、県警及び民間団体と連携し、休日夜間を含めた受入体制及び一時保護体制の確保に努めました [43,44,45]また、必要に応じて一時保護委託を行うなど、子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外 国人被害者等、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行いました[46]。さらに、県、市町村、民間団体間で協 定を締結して行う三者協働一時保護も併せて実施しました。[48]

○一時保護利用者に対して、看護師及び心理判定員による健康面や心理面のケアを行うとともに、同伴児童を伴う 利用者に対しては、保育士及び教育指導員による日中保育や学習機会の提供を行いました。[49,50,55]また、児 童相談所と連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努め、必要に応じて児童相談所の一時保護の活用を図 りました。[58]

○相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供を依頼するなどの被害者の安全確保に 努め、通報内容によっては児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供や、市町村に通報する等し、 連携して対応しました。[60,62,63]また、警察とも緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めました。 [69]さらに、被害者に対し保護命令制度について説明を行い、申立ての際に安全に制度利用できるよう助言、相談 を行いました。[72]

#### 【「重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- 〇 一時保護施設は秘匿により安心・安全が確保されているが、若年女性の利用促進のため、携帯電話の使 用の可否については検討する必要がある。
- DV相談件数が増加する一方で、一時保護件数は減少傾向にある原因を分析し、抜本的な改善につなげ るべき。

#### 重点目標IV 自立支援の促進

の県の主な取 組み[事業実績 の通し番号〕

2019・2020年度 ○民間団体等との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保のための適切な情報収集及び情 報提供を行いました。[85]就労支援については、相談窓口での県・市町村の制度やハローワークを活用するため の情報提供を行うとともに、母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施しました。[89,90,91]また、関係機関と連 携し、生活保護が必要な被害者に対して申請に基づき適切な保護を実施した一方、扶養義務者に対し扶養の可能 性を調査する際には、被害者の安全確保の観点から配慮の上、支援を実施しました。[94]

> ○一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行うとともに、連絡 会議(2019年度2回、2020年度2回)を開催し、情報共有など連携に努めました。[104,105]同伴児童に対する支援 については、児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、心のケ アを行い[110,111,112,113,114]、併せて入学検定料や入学料等の減免をしたり、転校先等の情報を厳重に取扱う などの配慮を行いました。〔118,119,120〕

> ○女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行いま した。[133]また、非常勤心理士を配置した、被害者や同伴児童・同伴者への心理的な支援や、退所者支援事業担 当職員による退所者への支援を実施しました。[134,135]

#### 【「重点目標IV 自立支援の促進」の進捗に関する男女共同参画 審議会の評価】

○ 一時保護中に離婚など次の段階に進むための支援体制を検討してほしい。

#### 重点目標V 市町村、民間団体及び関係機関との連携等



2019·2020年度 ○県内市町村のDV主管課長会議や地域DV対策情報交換会議等で情報提供・情報交換を行い、市町村の基本 の県の主な取 計画策定及び市町村の庁内外の連携を支援しました。[137,138]また、市町村相談員対象の研修や事例検討会等組み[事業実績]を実施し、市町村の被害者相談窓口の充実を図りました。[144,145,146,147]

> ○被害者支援に取り組んでいる民間団体との意見交換会・連携会議の開催や、民間団体職員を対象とした研修を 実施し連携を強化するとともに、団体の行う自立支援活動等に対する補助を行いました。[179,181,182,185]

> ○DV対策推進会議を開催(2019年度1回、2020年度中止)し、関係機関・関係団体とDV対策について議論し連携 を強化しました。[187]また、女性問題研修会や事例検討会及び県警と共同で「DV被害者支援のための県警・行 政連携ワークショップ」を開催するなど、支援者の資質向上と連携強化に取組みました。[202,203]

○相談・一時保護の現状やアンケート結果を踏まえて、LINE相談窓口の充実等施策に反映させました。〔207〕ま た、DV防止や男性被害者支援及び加害者対応プログラム等について、国へ要望を行いました。[210,211,212]

#### 【「重点目標V 市町村、民間団体及び関係機関との連携等」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- O DV施策における県の重要な役割である広域対応について、しっかりと取り組むことが必要である。
- コロナ禍におけるワクチン接種時のDV被害者対応については、迅速に市町村と連携しており評価でき る。

#### <参考>数値日標の達成状況

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2023年度 実績値	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	DVプラン 策定時 (年度)
	1	夫婦間における次のような行為を 暴力と認識する人の割合							
		①「平手で打つ」【身体的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	87.7% (2017)
		②「何を言っても長時間無視し続ける」【精神的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	59.3% (2017)
		③「大声でどなる」【精神的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	64.1% (2017)
		④「生活費を渡さない」【経済的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	61.3% (2017)
		⑤「交友関係や電話を細かく監視 する」【社会的暴力】	100% (2022)	-	_	_	-	(次回調査は 2022年度)	23.4% (2017)
		⑥「いやがっているのに性的な行 為を強要する」【性的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	82.2% (2017)
	2	恋人同士の間で起こる暴力を 「デートDV」ということについての 周知度							
		①全年代	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	26.1% (2017)
		②10•20代	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	39.1% (2017)
	3	DV被害者相談窓口の周知度	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	77.5% (2017)
	4	男性向けDV被害者相談窓口の周 知度	100% (2022)	-	-	_	-	(次回調査は 2022年度)	37.2% (2017)
	5	DV防止や被害者支援に関する基本計画の策定市町村数 (対象:県内19市・14町村)	33市町村 (2023)	-	-	31市町村	30市町村	29市町村	27市町村 (2017)

### 3 かながわDV防止・被害者支援プランの 2019(令和元)及び2020(令和2)年度事業実績

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
重	点目	標:	I 暴	力の未然	 然防止			
施	<b>策</b> σ	)方[			に向けた取組みの			
	• •	5策(			こ向けた意識啓発			
		)内?		******	おける人権教育の推			
1			教育局	①行政課 ②行政課	学校等において、暴力はどんな場合でも人権侵害であるということについての教育を推進します。	学校等において、交際相手か	·人権教育指導者養成研修講座(1回) ·県立学校人権教育校内研修	からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回)・県立学校人権教育校内研修会(3校)・県立学校人権教育校内の野発を配付した。②生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した。②生徒向けデートDV防止を掲載した。②生徒向けが一トDV防止を掲載した。②生徒向は影響では、1000円では、100円では
施台	ニュニュ (音の) (音の) (音の) (音の) (音の) (音の) (音の) (音の)	)内?	▽(2)	·	<u> </u>  手からの暴力(デー	<u> </u> トD\/) に関する啓発		発を行った。
2			①②福 祉子ど もみら い局	①共生推進本部室 ②かながわ 男女共同参 画センター ③行政課	かながわ男女共同参画センター等は、中学生・高校生向けの交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発資料を配布するほか、メディアリテラシー講座等と合わせてデートDV防止啓発講座を実施するなど、若年者向け事業を強化するとともに、相談窓口を周知します。		を、県内の中学2年生に配布した。 ②・デートDV(交際相手からの暴力)予防啓発冊子を作成し、県内の高等学校(高校1年生)等に配布した。・デートDV防止啓発講座を実施した。 ③生徒向けデートDV防止啓	らの暴力防止に関する啓発冊
3			教育局	行政課	県立高校において、教職員に向けて、交際相手からの暴力 (デートDV)を含む人権研修 を実施します。	教職員に向けて、交際相手からの暴力をテーマとした人権研修を実施する。		各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回)

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
施	策の	)内?	字(3)	DV予队	方のベースにある気で	づきやコミュニケーシ	ョン能力強化の促進	
4			どもみ		かながわ男女共同参画センターは、DVの発生しない幸せな家庭を築くために必要な、向き合うべき課題への気づきやコミュニケーション能力の身につけ方に関する啓発冊子の発行やトレーニング・セミナーなどを進めます。	もに、「アサーティブコミュニ ケーション能力トレーニング」 や「アンガーマネージメントセミ ナー」、「メンタル回復トレーニ	子を作成 2020年度にかけて 県内市町村(戸籍担当課)、警 察暑、保健センターなどに送	DV発生予防のための啓発冊子を配布した。
施	策の	)内?	字(4)	県民へ	の啓発活動の充実	<b>強化</b>		
โว			福祉子とらい局	共生推進本部室	人権男女共同参画課等は、認知度が低い「精神的暴力」等を以下、精神的暴力」例を収集・分析した結果を活用した啓発・明本でを発展をできた。 DV防止を発展を発展をできた。 DV防止を発展を表しまり、、のV防止を発展を表しまり、、の場所を必要を表しまり、、の場所を必要を表しまり、、の場所を必要を表しまり、、の場所を必要を表しまり。 の場所を対しまり、の場所を対しまり、の場所を対しまりの場所を表しまり。 の場所を対しまりの場所を対しまり。 DV はいるのは、 DV はいるの	等への理解のため、身体的暴力を除く暴力について実例を	収集した事例をもとに精神的 暴力等の気づきを促す啓発ま んがを制作し、県内大学等に 配布するとともに、インターネットでの周知啓発を行った。	被害者・加害者のみならず広く 県民に精神的暴力等の気づき を促すため、公共交通機関な どを活用して啓発まんがの周 知広報を行った。
6			どもみ	かながわ男女共同参画センター	人権男女共同参画課等は、認知度が低い「精神的解力」例を への理解のため、相談実用した。 収集・分析した結果、県内大学等へ配布するほか、DV防止を発冊子を作成し、県内大学の作成・配布、多言語DV相談を開した。 発冊子や窓口案内カードの窓口案内がにより、県民への暴力により、県民への暴力により、県民への暴力に改善を発活動の充実に努めの情を発活す。なお、インター県民に努め活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	カード、多言語DV相談窓口 案内リーフレット等の作成・配 布及びインターネットの活用な どにより、暴力防止の周知啓 発を実施する。	案内カード等を作成し、県内 市町村(福祉、相談窓口等)、 警察署、公立図書館、医療機	DV被害防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館、医療機関等で配布した。また、外国籍県民向けに、多言語DV相談窓口の案内リーフレットを作成し、出入国在留管理庁、警察署等で配布した。
7			くらし 安全防 災局	くらし安全 交通課	人権男女共同参画課等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を貼内大学等へ配布するほか、DV防止等の作成・配布、多言語DV相談窓口案内カードの作成・配布などにより、、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	被害者を含めた犯罪被害者についての理解の増進を図ります。	害者等支援キャンペーン」を実	「犯罪被害者等支援キャンペーン」の実施【コロナにより中止】 県内1箇所において「犯罪被害者等支援パネル展」を実施した。
8			どもみ		かながわ男女共同参画センターは、女性向けDV気づき講座や男性向けDV防止啓発講座など、DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等を開催し、DVについて広く県民に周知するなど、啓発活動の充実に努めます。	る講座等の実施による、啓発 活動の充実(女性向けDV気 づき講座・男性向けDV防止啓	DV被害を防止する啓発講座 を実施した。(4回実施)	DV被害を防止する啓発講座を実施した。(3回実施) 第4回DV気づき講座(茅ケ崎会場)【コロナにより中止】
9			どもみ	男女共同参 画センター	かながわ男女共同参画セン	DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)について理解を深めるための啓発を行う。	①DV被害防止啓発冊子「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」を作成し配布した。 ②面前DVについて、精神的暴力等啓発まんがに記載し、県内大学等に配布するとともに、インターネットでの周知啓発を行った。	①DV被害防止啓発冊子 「パートナーからの暴力に悩ん でいませんか」等を作成・配 布。これを活用し必要に応じて 面前DVについても周知啓発 を行った。 ②面前DVについて記載した 啓発まんがの周知広報を公共 交通機関などを活用して行うと ともに、研修や情報交換の場 で、面前DVについて理解を深 めた。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績				
主	要施	5策(	2 早	期発見	こ向けた連携							
施針	<b>策σ</b>	)内?	容(1)	医療機	関等との連携							
10	再揭	39	どもみ	かながわ男 女共同参画 センター	医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。	DV防止啓発冊子や窓口案内 カード等を作成し、県立病院 や市町村立病院等の医療機 関に配布した。	DV防止啓発冊子や窓口案内 カード等を作成し、県立病院 や市町村立病院等の医療機 関に配布した。				
主	要施	5策(	3 加	害行為の								
施釒	施策の内容(1) 加害者からの相談への対応											
11	再揭	27	どもみ		DVに悩む男性のための相談 を実施します。	DVに悩む男性のための相談 を実施する。	DVに悩む男性相談を実施した。 た。 DVに悩む男性相談;59件	DVに悩む男性相談を継続して実施した。 DVに悩む男性相談;58件				
施針	策 <i>σ</i> .	 )内?	字(2)	加害者	└────────────────────────────────────	 こ向けた取組みの推	· 進					
12			_ ` ′		警察は、加害者に対して指導 警告を行う際には、加害行為 をしていることの自覚を促すな ど、事態の沈静化を図るよう努 めます。		事態の沈静化を図る観点から、加害者に対して加害行為をしていることの自覚を促し	事態の沈静化を図る観点から、加害者に対して加害行為をしていることの自覚を促した。必要に応じて、親族等に連絡し、監督を依頼した。				
13	再揭	211		共生推進本 部室	加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。	地方公共団体及び民間団体	いて国へ要望した。	加害者対応プログラムなど加 害者対策の具体化等について 国へ要望するとともに、他団体 等の取組状況の把握に努め た。				
重	点目	標]	Ⅱ 安	心して相	」 目談できる体制の整仮	」 <b>生</b> 用						
施釒	<b>策</b> σ.	)方[	句2	相談体	制の充実							
主	要施	5策(	① 県	配偶者	暴力相談支援センタ・	一の機能の充実						
施卸	策 <i>σ</i> .	)内?	容(1)		の状況に応じた相談							
14			どもみ	①かながわ 男女共同参 画センター ②女性相談 所	被害者支援のための相談を実施します。	被害者支援のための相談を実施する。	DV被害者相談を実施した。 DV相談 5,698件	被害者支援のための相談を継続して実施した。 DV相談 5,691件				
15			どもみ			法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施する。	専門相談を実施した。 法律相談 75件 精神保健相談 17件 メンタルケア 27件 (DV関係相談件数)	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を継続して実施した。 法律相談 71件 精神保健相談 6件 メンタルケア 23件 (DV関係相談件数)				
16			どもみ	かながわ男 女共同参画 センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	外国籍被害者向け多言語相 談を実施した。 多言語相談件数 638件	外国籍被害者向け多言語相 談を継続して実施した。 多言語相談件数 518件				
17	再揭	198		共生推進本 部室	被害者への相談・支援に対応 する職員の資質向上のため、 被害者の状況に応じたきめ細 かな対応を実施するための体 制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。		県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質 向上のため、勤続年数3年末 満程度の初任女性相談員向 けに、初任女性相談員前 (基礎)を実施した。				

通し 番号	再揭	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
施領	策の	)内?	字(2)	被害者	支援のための情報場	又集•提供等		
18			福祉子 どもみ らい局	男女共同参	収集し、被害者や市町村・福 祉事務所、民間団体等に提供	ターにおける自立支援等の情		相談窓口等において自立支援 のための相談や適切な情報提 供を行った。
19			どもみ	①共生推進 本部室 ②かながわ 男女共同参 画センター ③女性相談 所	います。		ホームページを活用して、DV に関する周知啓発や県DVセ ンター・市町村の相談窓口等 について情報提供を実施した。	ホームページ・インターネット 広告・LINE・Twitter広告、地 域情報誌等を活用して、DVに 関する周知啓発や県DVセン ター・市町村の相談窓口等に ついて情報提供を実施した。
20			どもみ			保護命令の申し立てに関する 助言や書面作成を行う。	保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行った。	保護命令の申し立てに関する 助言や書面作成を行った。
施領	策の	)内?	字(3)	職務関	係者に向けた情報場			
21			福祉子 どもみ らい局	本部室	町村・福祉事務所、民間団体 等へ提供します。	DVに関する情報を収集し、国 等作成マニュアル・資料等、市 町村・福祉事務所、民間団体 等への情報提供を行う。		県内市町村のDV対策主管課 長会議等の場や職務関係者 からの問い合わせに対し、情 報提供等を行った。 国作成マニュアル、調査報告 書等を市町村等に配布した。
施賃	策の	)内?	字(4)	休日夜	間緊急体制の確保			
22			どもみ	女共同参画	談の体制を確保し、警察等と	休日夜間等、時間外の緊急相 談の体制を確保し、被害者の 緊急相談に対応する。		休日夜間のDV相談を実施した。 た。 土日9:00~17:00 平日夜間17:00~21:00
23			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	休日夜間等、時間外の緊急相 談の体制を確保し、警察等と の緊密な連携・協力のもとに、 被害者の緊急相談に対応しま す。	のもとに、休日夜間緊急対応 を実施する。		夜間宿直体制による対応を行い、休日・夜間における緊急対応人員の確保に努めた。
24			県警察 本部	人身安全対 策課		警察本部及び警察署における 体制の確立	体日夜間にかかわらず、体制 を確立し対処した。	体日夜間にかかわらず、体制 を確立し対処した。
25			どもみ	女共同参画	民間団体と連携し、休日夜 間等、時間外における被害 者相談を実施します。	I riadi vii ii viani a i iii	た。	週末ホットライン相談を継続して実施した。 週末ホットライン相談 310件
施針	策の	)内?	字(5)	男性相	  談の実施			
26			福祉子 どもみ		男性被害者相談を実施しま	男性被害者相談を実施する。	男性被害者相談を実施した。 973件	男性被害者相談を継続して実施した。 1,075件

通し 番号	再揭	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
27		III 3	どもみ		DVに悩む男性のための相談 を実施します。	DVに悩む男性のための相談 を実施する。	DVに悩む男性相談を実施した。 た。 DVに悩む男性相談;59件	DVに悩む男性相談を継続して実施した。 DVに悩む男性相談; 58件
		<b>五策</b> (			安全確保と配慮			
	策σ.	)内?	容(1)		口における安全の研			
28			どもみ	女共同参画	相談窓口における、相談者の 安全とプライバシーの確保に 努め、相談者が安心して相談 ができる環境を整備します。	相談窓口における、相談者の 安全とプライバシーの確保に 努め、加害者が窓口に来ること も想定し、安全確保の対策を 必要に応じ実施する。	警備員の配置により安全確保を行った。 被害者の来所相談は入退室にも注意し面接室を使い実施した。	警備員の配置により安全確保 を行った。 被害者の来所相談は入退室 にも注意し面接室を使い実施 した。
29				人身安全対 策課	相談窓口における、相談者の 安全とプライバシーの確保に 努め、相談者が安心して相談 ができる環境を整備します。	被害者等が相談しやすい環境 の整備(配偶者からの暴力の 特性に関する理解)	被害者等の安全の確保及びプライバシー保護に配慮して対応した。	被害者等の安全の確保及びプライバシー保護に配慮して対応した。
30			どもみ	本部室 ②かながわ	相談窓口における、相談者の 安全とプライバシーの確保に 努め、相談者が安心して相談 ができる環境を整備します。	会議・研修などの機会を捉え て、関係者向けに安全確保に 関する情報交換・情報提供等 を実施する。	県内市町村のDV対策主管課 長会議・行政職員研修など、 会議・研修の機会を捉えて、関 係者向けに安全確保に関する 情報交換・情報提供を実施し た。	県内市町村のDV対策主管課 長会議・行政職員研修など、 会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する 情報交換・情報提供を実施した。
施賃	<b>策</b> σ.	)内?	容(2)	外国人	、障がい者、高齢者	、性的少数者の方へ	の配慮	
31			どもみ		言葉や文化の違いにより孤立 しやすく在留資格など複雑な 課題を抱えていることがある外 国人の被害者や、DVがより潜 在化しやすい傾向にある障が い者や高齢者、性的少数者の 方等に対して、本人の意向や 障がい等を確認しながら、適切 な対応をするよう配慮します。	性的少数者等に適切な対応ができるよう、各種相談窓口の周知を行う。	8言語による外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発 リーフレット、学生向け「超カンタンデートDVの基礎知識」を 作成し、県内市町村、警察署、	を行った。障がい者等に対して も、相談対応の中で障がい者 等であることがわかった場合に は、適切な関係機関について
32	再揭	16	どもみ	女共同参画 センター	言葉や文化の違いにより孤立 しやすく在留資格など複雑な 課題を抱えていることがある外 在化しやすい傾向にある障が い者や高齢者、性的少数者の 方等に対して、本人の意向や 障がい等を確認しながら、適切 な対応をするよう配慮します。	よる被害者相談を実施する。	外国籍被害者向け多言語相 談を実施した。 多言語相談件数 638件	民間団体に委託し、外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。
33	再揭	37	国際文化観光局	国際課	言葉や文化の違いにより孤立 しやすく在留資格など複雑な 課題を抱えていることがある外 国人の被害者や、DVがより潜 在化しやすい傾向にある障が い者や高齢者、性的少数者の 方等に対して、本人の意向や 障がい等を確認しながら、適切 な対応をするよう配慮します。	多言語相談窓口の啓発への協力	県HPへの掲載や、チラシの配 布等を行い、相談窓口の啓発 を行った。	
34	再揭	76	福祉子どもみらい局	女性相談所	しやすく在留資格など複雑な		被害者の状況に応じて、適切な対応をするよう配慮した。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討し、適切な対応をするよう配慮を行った。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
主	要施	策(	3 適	正な情報	吸の管理			
施	策の	)内?	字(1)	適正な	情報の管理			
35			祉子ど もみら い局 ③県警	男女共同参 画センター ②女性相談	体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に	相談者の情報流出を防止する 体制を確立し、相談者及び職 員や民間団体スタップ等の安 全を確保するため、適正な情報管理を図る。 被害者等が相談しやすい環境 の整備(被害者等に係る情報 の保護)	①②相談票の取扱い等について適正な情報管理に努めた。 ③被害者等の個人情報について、加害者に知られないよう配慮するなど、取扱いに十分留意した。	①②公務員としての守秘義務に努めるとともに、相談票の取扱い等について個人情報の適切な管理に努めた。被害者等の個人情報については、第三者に知られないよう配慮するなど、本人に安心をもって相談してもらうように配慮を行った。 ③被害者等の個人情報について、加害者に知られないよう配慮するなど、取扱いに十分留意した。
主	要施	策	4 相	談窓口の	の利用促進			
施	策 <i>σ</i> .	)内?	字(1)		の周知及び利用促送	<u>隹</u>		
36			どもみ	かながわ男女共同参画センター		県の被害者相談窓口リーフレット等の配布やインターネット等の配用により、相談窓口の周知を行う。	みならず、各警察署、病院等に配布した。また、リーフレット「かなテラスD V相談窓口のご案内」のほか、DVに悩む女性向けの啓発冊子、8言語による外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発リーフレット、学生向け「超カンタン デートDVの基礎知識」を作成し、県内市町村、警察署、公立図書館ほか関係機	みならず、各警察署、病院等に配布した。 また、リーフレット「かなテラスD V相談窓口のご案内」のほか、 DVに悩む女性向けの啓発冊 子、8言語による外国籍県民向
37			国際文化観光局	国際課	県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。	多言語相談窓口の啓発への 協力	県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。	県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。
38			どもみらい局	部室	SNSを活用した相談など、若 年者が利用しやすい相談環境 について検討を行います。	を開設し、若年者や電話をかけることが難しい方が利用しやすい相談環境を整備する。	かながわDV相談LINE 相談 件数346件	・外出自粛や経済状況悪化に よろ失業等で家族が家にいる 時間が多くなり、電話での相談 が難しい方への支援を充実さ せるため、SNSを活用したDV 相談窓口を週2日から週4日に 拡大した。 ・公共交通機関やLINE・ Twitter広告等を活用し、相談 窓口の周知を行った。 ・かながわDV相談LINE 相 談件数2,245件
	策の	)内?	字(2)			る周知及び利用促進		Draft I Skaw III a charactach
39			どもみ らい局	女共同参画 センター	引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。	カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。
	策の	)内?	字(3)			児童委員への相談窓		
40				共生推進本 部室	童委員へ相談窓口を周知し、	地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知する。	必要に応じて、DV相談窓口の案内カード等を民生委員・ 児童委員に送付した。	必要に応じて、DV相談窓口の案内カード等を民生委員・ 児童委員に追加送付した。

通し 再掲番号		所管部局	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
留写	番号	5) 活	  報制度(		2		
<u>- 安</u>				グ周州  係者等への通報制	年の国知		
世来 () 41	ソバイ				爻♥ノブ同プロ   医療関係者等に対する情報提	DV防止政務冊子や密口家内	DV防止政務冊子の密口安内
11		どもみ		度の周知を図ります。	供を実施する。	カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。
重点目	∃標I	Ⅱ安	全が守る	られる保護体制の整	備		
施策の	り方「	句3	一時保	護と安全確保			
主要が	色策(	<u>1</u> ) –	·時保護(	の実施			
施策の	り内容	字(1)	一時保	:護体制の確保			
42		福祉子 どもみ らい局	女性相談所	市町村や民間団体と連携し、 一時保護が必要な被害者に対 して、本人の意思を尊重し、迅 速かつ適切な一時保護を実施 します。	市町村や民間団体と連携し、 迅速かつ適切な一時保護を実施する。		一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護を行った。
43		福祉子	女性相談所	警察との緊密な連携・協力のも	休日夜間の支援体制と人員を	警察との緊密な連携を図りな	警察との緊密な連携を図りな
		どもみ らい局		とに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	確保し、一時保護に対応する。	がら、一時保護に適切に対応 した。併せて、移送に関して は、警察署の理解・協力により 実施した。	がら、一時保護の適切な対応 に努めた。併せて、移送に関し ては、警察署の理解・協力を 得ることによって実施を行っ た。
44			人身安全対 策課	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	被害者等の保護措置	関係機関と連携し、休日夜間 における被害者等の一時保護 の措置を執った。	関係機関と連携し、休日夜間 における被害者等の一時保護 の措置を執った。
45		福祉子 どもみ らい局	女性相談所	休日夜間の受入れ体制など、 被害者を適切に一時保護する 体制を確保します。	休日夜間の受入体制及び一 時保護体制を確保する。	夜間宿直体制による対応を 行った。また、休日日中の人員 を増やし、緊急対応人員の確 保に努めた。	休日夜間の受入体制及び一 時保護体制の確保に努めた。
 拖策 <i>0</i>	 D内?	字(2)	多様な	<u> </u> ケースに対応したー	<u> </u> 時保護の実施		
46	1		女性相談所	子どもを同伴する被害者や母	子どもを同伴する被害者や母	一時保護委託を活用するな	一時保護委託事業所と連携
		どもみ らい局		国語による支援が必要な外国 人の被害者等、被害者の状況 に応じた一時保護を実施しま す。	国語による支援が必要な外国 人の被害者等について、一時 保護委託を活用するなど、被 害者の状況に応じた一時保護 を実施する。	ど、被害者の状況に応じた環境で一時保護を行った。	し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。
47		福祉子 どもみ らい局	女性相談所	障がいのある被害者や高齢者 等、様々な配慮を必要とする 被害者に対し、適切な施設の 活用に努めます。	障がいのある被害者や高齢者 等、様々な配慮を必要とする 被害者に対し、被害者の状況 に応じた一時保護委託を実施 する。	被害者の状況に応じて、適切に一時保護委託を実施した。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。
 拖策 <i>σ</i>	 D内3	字(3)	   県、市I	 町村、民間団体の協	 働による一時保護事	   <b> </b>	
48	- 1 3 1	福祉子	共生推進本	県、市町村、民間団体による	県、市町村、民間団体による	県内市町村と協定を締結して	県内市町村と協定を締結して
		どもみ らい局		三者協働一時保護の充実に 努めます。	三者協働一時保護を実施する。	実施した。	実施した。 必要に応じて施設のメンテナ ンスを実施した。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
主	要施	5策(	2 –	·時保護	利用者への支援			
施	策 <i>σ</i> .	)内?	字(1)	被害者	への支援			
49			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	看護師や心理判定員を配置 し、被害者の健康面や心理面 のケアを行います。	看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを実施する。	や心理判定員による被害者の	女性相談所において、看護師 や心理判定員による被害者の 健康面や心理面のサポートを 行った。
50			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	保育士による日中保育や預か り保育を実施する。	保育士による日中保育や預かり保育を行った。	保育士による日中保育や預かり保育を行った。
51			福祉子 どもみ らい局		保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	民間団体が行う同伴児童の保育への補助を行う。	民間団体に対して、同伴児童保育への補助を行った。	民間団体に対して、同伴児童保育への補助を行った。
52			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。	祉事務所への情報提供、及び	
53			国際文化観光局	国際課	民間団体との連携や、県の通 訳派遣事業を活用し、外国人 被害者の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介	県内の公的機関等及び外国 籍県民等からの依頼に基づく 通訳支援(紹介)を行った。 (362件)	県内の公的機関等及び外国 籍県民等からの依頼に基づく 通訳支援(紹介)を行った。 (331件)
54			福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者の個々の状況に応じ、 県、市町村、民間団体の連携 によるケースカンファレンスを 行い、支援方針を決めます。	被害者の個々の状況に応じ ケースカンファレンスを実施 し、支援方針を決定する。	被害者本人・関係機関でケースカンファレンスを実施し、被害者の意向を踏まえた支援方針の決定を行った。	被害者本人・関係機関でケースカンファレンスを実施し、被害者の意向を踏まえた支援方針の決定を行った。
施	策σ	) )内?	字(2)	日 日 日 日 日 日	 .童への支援			
55			福祉子 どもみ らい局		教育指導員を配置し、より適切	教育指導員を配置し、同伴児 童への学習の機会を提供す る。	学習の機会を提供した。	学習の機会を提供した。
56			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	心理判定員を配置し、同伴児 童の心理的ケアの充実を図り ます。	心理判定員を配置し、同伴児 童の心理的サポートを図る。	心理判定員による心理面のサポートを行った。	心理判定員等による心理面の サポートを行った。
57			福祉子 どもみ らい局			<b>వ</b> .	女性相談所、児童相談所との 連絡会に出席。	女性相談所、児童相談所との 連絡会に出席。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
58			どもみ	所	DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、兄中スカ シファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	女性相談所と児童相談所との 連絡会やケースカンファレンス を実施するなど、連携して同伴 児童への支援を実施する。	①ケースの事情に応じた連携を図り、支援を行なった。 連絡会を開催して、連携強化を図った。 ②保護者の女性相談所入所 にあたり、必要に応じて児童の 一時保護等を行うなどの連携 を図った。	①児童相談所と連携を図り、 児童の安全安心に配慮した支 援に努め、必要に応じ児童 相談所の一時保護の活用を 図った。 児童相談所との連絡会を開催 して、連携強化を図った。 ②個々の状況を見極め、必要 に応じて医学的見地からの助 言を求めたり、心理面接を行う 等の支援を実施した。
59			どもみ らい局	女性相談所	一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同 件児童が利用しやすい環境の 整備に努めます。	一時保護施設における、同伴 児童が利用しやすい環境の整 備を行う。		プレイルームや学習室の維持 管理と環境整備に努めた。
主	要旅	策(	3 被	害者の	安全の確保と配慮			
施:	策 <i>σ</i>	)内?	字(1)	通報へ	の対応			
60			どもみ		談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相 被窓口の情報の提供を依頼す るとともに、被害者からの相談 に対応し、緊急性が高い場合 は、警察と連携して、被害者の 安全の確保に努める。	の情報提供(市町村や警察の DV相談窓口等)を依頼するな ど、被害者の安全確保に努め	は、通報者に対して被害者への情報提供(市町村や警察の DV相談窓口等)を依頼するな
61			県警察 本部	人身安全対 策課	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。		言動等を引き出し、危険性等 を判断した。	被害者等から加害者の具体的 言動等を引き出し、危険性等 を判断した。 被害者等の安全確保のための 措置を最優先に講じた。
62			どもみ		齢者虐待又は障がい者虐待が 疑われる場合には、児童虐待 防止法、高齢者虐待防止法又 は障害者虐待防止法に基づき	通報の内容から児童虐待、高 齢者虐待又は障がい者虐待が 疑われる場合には、必要に応 じ市町村に通報を行うなど、市 町村と連携し通報に対応す る。	合、通報者に対して被害者へ の児童虐待・障がい者・高齢	相談窓口に通報があった場合、通報者に対して被害者への児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供を依頼した。
63				人身安全対 策課	通報の内容から児童虐待、高 齢者虐待又は障がい者虐待が 疑われる場合には、児童虐待 防止法、高齢者虐待防止法又 は障害者虐待防止法に基づき 市町村に通報を行うとともに、 市町村と連携して被害者の支 援を行います。		事案に応じ市町村に通報等 し、連携して対応した。 被害者の人権を尊重し、対応 した。	事案に応じ市町村に通報等 し、連携して対応した。 被害者の人権を尊重し、対応 した。
施	策σ	)内?	字(2)	警察に	おける暴力の制止及	び被害者の保護		
64			県警察 本部	人身安全対 策課	警察は、通報等により暴力が 行われていると認めるときは、 暴力の制止にあたるとともに、 応急の救護を要すると認めら れるときは被害者を保護しま す。	被害者等の保護措置の徹底	かに避難させた。避難できない	被害者等を安全な場所へ速や かに避難させた。避難できない 場合には、被害者等の身辺の 警戒等の措置を行った。
65			県警察 本部	人身安全対 策課	警察は、被害者の状況に応 じ、加害者を検挙するほか、加 害者への指導警告を行うなど 暴力による被害の発生を防止 するための措置を講じます。		事件化又は加害者に対して指導警告を行った。	事件化又は加害者に対して指 導警告を行った。
施	策 <i>σ</i>	)内?	字(3)	警察へ	の相談及び援助の呼	申出に対する支援		
66			県警察 本部	人身安全対 策課	警察は、被害者の負担を軽減 し、かつ、二次的被害が生じる ことのないよう配慮するととも に、被害防止を念頭に置いた 適切な措置を講じます。		被害者の心情等を理解し対応 する。 活用できる制度・自衛手段等 について、教示した。	被害者の心情等を理解し対応 する。 活用できる制度、自衛手段等 について、教示した。

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
67			県警察 本部	人身安全対 策課	警察は、身体に対する暴力を 受けている被害者から、被害を 自ら防止するための援助を受 けたい旨の申出があり、その申 出を相当と認めるときは、国家 公安委員会規則で定める必要 な援助を行います。		被害者の所在地が加害者に特定されないための必要な対応を行った。	被害者の所在地が加害者に 特定されないための必要な対 応を行った。
施	策 <i>σ</i> .	)内?	字(4)	一時保	護における安全の確	*************************************		
68				保健福祉事 務所	被害者の安全のため、相談窓口等から一時保護施設まで被害者に同行します。	被害者の同行支援	安全確保のため同行支援を実施した。	安全確保のため同行支援を実施した。
69	再揭	43	福祉子 どもみ らい局	女性相談所		休日夜間の支援体制と人員を 確保し、一時保護に対応す る。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護に適切に対応した。併せて、移送に関しては、警察署の理解・協力により実施した。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めた。併せて、移送に関しては、警察署の理解・協力を得ることによって実施を行った。
70	再揭	44		人身安全対 策課	警察との緊密な連携・協力のも とに、休日夜間における被害 者の一時保護に対応します。	被害者等の保護措置	関係機関と連携し、休日夜間 における被害者等の一時保護 の措置を執った。	関係機関と連携し、休日夜間 における被害者等の一時保護 の措置を執った。
71			どもみ	本部室	被害者の安全を最優先に置き つつ、一時保護の間、被害者 の利便を必要以上に制限する ことがないような環境づくりにつ いて、国の調査研究及び検討 会の動向などを注視しながら 検討します。	う通信機器の利用制限について、それぞれの被害者の状況 に応じた環境を提供することが	①通信機器の利用制限について、国の調査やあり方検討会等の情報収集を行い、女性保護施設のワーキングチームで検討を行った。 ②通信機器の利用制限にかかる国の調査研究に協力した。	①通信機器の利用制限について、国の調査やあり方検討会等の情報収集を行った。 ②通信機器の利用制限について、国の調査やあり方検討会等の動きを踏まえながら、引き続き検討を行っていく。
施	策 <i>σ</i> .	)内?	字(5)		令に係る安全の確保			
72			祉もい③察 警部	男女共同の世界を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現の一般を表現していません。	について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、関係機関と連携を図りながら、安全の確保に関する助言等を行います。	関係機関への連絡 被害者との連絡体制の確立と 情報提供	説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度利用できるように助言、相談を行った。 ③被害者に対して、保護命令制度について説明した。 裁判所からの書面提出請求に、回答した。 速やかに被害者と連絡をとり、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。	説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度利用できるように助言、相談を行った。裁判所から書面提出を請求された際には速やかに回答を行った。③被害者に対して、保護命令制度について説明した。引きに、回答した。発令後、速やかに被害者と連絡をとり、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。
73				人身安全対 策課	警察は、加害者に対して保護 命令違反が罪に当たることを 認識させ、保護命令が確実に 遵守されるよう指導警告等を行います。	加害者に対する指導警告	加害者に対して、保護命令の 趣旨及び保護命令違反が罪 に当たることを認識させ、保護 命令が確実に遵守されるよう 指導警告を行った。	加害者に対して、保護命令の 趣旨及び保護命令違反が罪 に当たることを認識させ、保護 命令が確実に遵守されるよう 指導警告を行った。
74			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	は、裁判所から保護命令の発	市町村、警察との連携による、	数は1件であった。	る申立書の作成は1件であった。
75				人身安全対 策課	配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	親族等との連絡体制の確立と情報提供	被害者の親族等に対して、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。	被害者の親族等に対して、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
施	策σ	)内?	字(6)	外国人	、障がい者、高齢者	、性的少数者の方へ	の配慮	
76			福祉子 どもみ らい局		言葉や文化の違いにより孤立 しやすく在留資格など複雑な 課題を抱えていることがある外 国人の被害者や、DVがより潜 在化しやすい傾向にある障が い者や高齢者、性的少数者の 方等に対して、本人の意向や 障がい等を確認しながら、適切 な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、 性的少数者等に対し、本人の 希望や状況に応じた適切な対 応をするよう配慮する。	被害者の状況に応じて、適切な対応をするよう配慮した。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を 行う等も検討し、適切な対応を するよう配慮を行った。
77	再掲	52	福祉子 どもみ らい局	女性相談所	民間団体との連携や、県の通 訳派遣事業を活用し、外国人 被害者の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通 訳派遣事業を活用し、外国人 被害者の支援を行う。	外国籍被害者支援として、外 国籍被害者支援を行う民間団 体の通訳等の人材の活用、福 祉事務所への情報提供、及び 民間団体への一時保護委託を 行った。	外国籍被害者支援として、外 国籍被害者支援を行う民間団 体の通訳等の人材の活用、福 祉事務所への情報提供、及び 民間団体への一時保護委託を 行った。
78	再掲	53	国際文化観光局	国際課	民間団体との連携や、県の通 訳派遣事業を活用し、外国人 被害者の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介	県内の公的機関等及び外国 籍県民等からの依頼に基づく 通訳支援(紹介)を行った。 (362件)	県内の公的機関等及び外国 籍県民等からの依頼に基づく 通訳支援(紹介)を行った。 (331件)
79	再揭	62	どもみ	女共同参画 センター	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が 疑われる場合には、児童虐待 防止法、高齢者虐待防止法と基づ 市町村に通報を行うとともに、 市町村と連携して被害者の支援を行います。	齢者虐待又は障がい者虐待が 疑われる場合には、必要に応 じ市町村に通報を行うなど、市	相談窓口に通報があった場合、通報者に対して被害者への児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供を依頼した。	相談窓口に通報があった場合、通報者に対して被害者への児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供を依頼した。
80	再掲	63	県警察 本部	策課	通報の内容から児童虐待、高 齢者虐待又は障がい者虐待が 疑われる場合には、児童虐待 防止法、高齢者虐待防止法又 は障害者虐待防止法に基づき 市町村に通報を行うとともに、 市町村と連携して被害者の支 援を行います。		事案に応じ市町村に通報等 し、連携して対応した。 被害者の人権を尊重し、対応 した。	事案に応じ市町村に通報等 し、連携して対応した。 被害者の人権を尊重し、対応 した。
81	再掲	46	福祉子 どもみ らい局	女性相談所	子どもを同伴する被害者や母 国語による支援が必要な被害 者等、被害者の状況に応じた 一時保護を実施します。	子どもを同伴する被害者や母 国語による支援が必要な外国 人の被害者等について、一時 保護委託を活用するなど、被 害者の状況に応じた一時保護 を実施する。	一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた環境で一時保護を行った。	一時保護委託事業所と連携 し、被害者の状況に応じた適 切な一時保護を行った。
82	再掲	47	福祉子 どもみ らい局	女性相談所	障がいのある被害者や高齢者 等、様々な配慮を必要とする 被害者に対し、適切な施設の 活用に努めます。	障がいのある被害者や高齢者 等、様々な配慮を必要とする 被害者に対し、被害者の状況 に応じた一時保護委託を実施 する。	被害者の状況に応じて、適切に一時保護委託を実施した。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。
		<b>地策</b> (			服の管理			
	策 <i>σ</i>	)内?			情報の管理	かつせの 中田寺 いいっち	①棒却の煙神の焼きさ豆	①ハ数日の中の光型なる。
83			①子み局② 編せい 祭本 祭本	所	被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報管理に努めます。	全とプライバシーを確保するた	①情報の管理の徹底を図った。 ②被害者等に係る情報の保護 に配慮した。	①公務員の守秘義務を含め、 適正な情報管理に努めた。 ②被害者等に係る情報の保護 に配慮した。
84			福祉子 どもみ らい局 ④県警	男女共同参 画センター ②女性相談	職員や民間団体スタッフ等の 安全を確保するため、関係部 署も含めた適正な情報の管理 に努めます。	職員や民間団体スタッフ等の 安全を確保するため、適正な 情報管理を図る 支援者等の関係者の安全の 確保	①相談に関する情報について 適正な管理を行った。 ②民間団体や職務関係者に かかる情報の管理の徹底を 図った。 ③随時、市町村や民間団体へ の情報管理の徹底を呼び掛けた。 ④被害者を支援している者等 に係る情報の保護に配慮し た。	①相談に関する情報について 適正な管理を行った。 ②公務員の守秘義務を含め、 適正な情報管理に努めた。 ③随時、市町村や民間団体へ の情報管理の徹底を呼び掛けた。 ④被害者を支援している者等 に係る情報の保護に配慮し た。

通し番号	再掲	再掲元 通し 所管部局 番号 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
重	点目		立支援の	 の促進			
施	策の	方向4	自立し	た生活に向けた切れ	,目のない支援		
			活基盤	を整えるための支援			
	策の	内容(1)	住まい				
85		祉子ど もみら い局 ③健康	男女共同参 画センター ②女性相談	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	被害者が安心して生活できる 住まいの確保について、情報 の収集、提供により自立を支 援する。 情報の収集、提供による相談 対応	①相談者から住居についての相談を受けたときは、関係機関等の情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。 ③関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。	相談を受けたときは、市・福祉事務所の女性相談窓口等の情報提供を行った。②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。③関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。
86		健康医療局	保健福祉事 務所	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	た民間住宅の利用支援	全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度の活用実績はなかった。	全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度の活用実績はなかった。
87		県土整備局	住宅計画課	民間団体との連携を図りなが ら、被害者が安心して生活でき る住まいの確保について、情 報を収集・提供し、自立を支援 します。	(以下、「要配慮者」という。)の	要配慮者の入居支援に協力 的な不動産店等に対して「新 たな住宅セーフティネット制 度」の周知を図る講座を実施 することにより、要配慮者の入 居を拒まない住宅の登録について働きかけを行うとともに、当 該登録情報を提供することに より、要配慮者の支援を行っ た。	要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度について、「新たな住宅セーフティネット制度」の周知を図る講座の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施は見送り、ホームページ等で周知を図った。
88		県土整備局	公共住宅課	県営住宅における、被害者の 住まいの確保に努めます。	・県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の 優遇を行う。 ・DV被害者については、県営 住宅募集において単身者でも 応募可能とする。	I .	県営住宅の抽選において母子 及び父子世帯の当選率の優 遇を行った。
施	策の	内容(2)	就労の	支援			
89		どもみ			就労支援について、情報の収集、提供により自立を支援する。	の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努	①相談窓口として県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。
90		福祉子どもみらい局		被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。	母子家庭等就労支援事業(母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援等) ターにおける就業支援等) 母子家庭自立支援給付金等 による、職業訓練のための支援	母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談626 件、就業支援講習会13回	母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談936 件、就業支援講習会17回
91		産業労働局	産業人材課	被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。	職業技術校等における職業訓練	職業技術校で実施する訓練及 び民間教育訓練機関等に委 託して実施する訓練の一部 に、母子家庭の母等を対象と したひとり親家庭優先枠を設 定し、受講生を募集した。優先 枠での入校者はそれぞれ17名 と85名であった。	び民間教育訓練機関等に委 託して実施する訓練の定員の 約一割に、母子家庭の母等を 対象としたひとり親家庭優先枠 を設定し、受講生を募集した。
92		①福祉 子どらい 局②健康 医療局	②保健福祉 事務所	生活保護を受給している被害 者のための就労支援を実施し ます。	生活保護受給者等就労自立 促進事業		福祉事務所とハローワークが 連携し、就労・自立に一定程 度以上の意欲がある生活保護 受給者等に、個々の状況や ニーズ等に応じた就労支援を 実施した。

通し番号	再揭	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
施	策の		字(3)	経済的	な支援			
93			福祉子 どもみ	①かながわ 男女共同参	経済的な自立に向けた支援に 関する情報を収集し、被害者 に助言等を行います。	情報の収集、提供による経済 的な自立に向けた支援を行う。	①相談窓口として経済的自立に向けた支援に関する情報を 提供するとともに具体的な助言を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。	①相談窓口として経済的自立 に向けた支援に関する情報を 提供するともに具体的な助言 を行った。 ②福祉事務所との連携に努 め、適切な情報収集及び提供 に努めた。
94			子ども	①生活接護 課 ②保健福祉 事務所	福祉事務所において、生活保護の円滑な運用を行います。	福祉事務所は、生活保護が必要な者に対して適切に保護を実施する。 被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して 扶養の可能性を調査する際の 方法や範囲等に関し、被害者 の安全確保の観点から配慮 し、円滑な運用を行う。	①各福祉事務所に対し、生活保護が必要な者に対しては、適切に保護を実施することで、必要な調査について、被要な調査について、被要な調査について、被必要な調査について、被必要な可能をするよう、会議や監査において周知した。②各機関とも連携し、生活保護が必要な者に対しては、本人の申請に基づきの生活保護の実施した。といるは、というでは、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで	①各福祉事務所に対し、生活保護が必要な者に対しては、適切に保護を実施することや、必要な調査について、被要な調査について、被要な調査について、被必要な調査について、被必要な配慮をするよう、会議や監査において周拠目と、大き適切な保護が必要な者に対して、実施した。 おいらと生活保護の申請を受け、扶養義務者に対した。 というとは、方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮のうえ、支援を実施した。
95			し安全 防災局 ②福祉 子ども	①くらし安全交通課 全交通課 ②かながは同時 ののでは、 ののでも。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	犯罪被害者を支援する給付金 制度に関する情報提供を行い ます。(国の制度)		トステーションにおける相談窓	①かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談窓口において犯罪被害者支援給付金制度の情報を提供した。②相談窓口として、必要に応じ、犯罪被害者支援給付金制度の情報を提供する態勢をとっていたが、実績はなかった。③申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めた。
96			どもみ	男女共同参 画センター	被害者の経済的支援のため に、社会福祉協議会貸付金や 民間団体の貸付基金等の活 用について、被害者に助言等 を行います。	被害者の経済的支援のため に、貸付金等の活用につい て、情報の収集、提供による相 談対応を行う。	①相談窓口として各種貸付制度の情報を提供した。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。	①相談窓口として各種貸付制度の情報を提供した。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。
施	策 <i>σ</i> .	)内?	字(4)	各種制	度の周知と活用への			
97			どもみらい局	男女共同参画センター②女性相談所	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うととして、必要な証明書等を発行します。	のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行する。	ターとして手続きに必要な証明 書の発行を行った。 ②証明書の発行は迅速かつ 正確な事務処理に努めたとと もに、関係機関への適切な情 報提供に努めた。	についての相談・情報提供を 行うほか、申し出によりDVセン ターとして手続きに必要な証明 書の発行を行った。 ②証明書の発行については迅速かつ、適切な情報提供を行 うとともに、必要に応じて関係 機関に確認を行う等正確な事 務処理に努めた。
98			健康医療局		社会保険など、被害者の自立 のための各種手続きについ て、個人情報の保護や被害者 の安全確保への慎重な配慮を 行いながら情報提供を行うとと もに、必要な証明書等を発行 します。	国民健康保険の手続きに関して、制度の周知に努める。	国民健康保険法に基づいて行う指導・助言等を、国民健康保 険を運営する市町村等(保険 者)に対して実施することによ り、保険者を通じて制度の周知 に努めた。	り、保険者を通じて制度の周知
99			どもみ	男女共同参 画センター	被害者が法律的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や 法律扶助制度に関する情報提 供を行います。	の収集、提供による相談対応	①相談者が法律的な支援を受けられるよう、法テラスや法律 扶助制度の情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。	①相談者が法律的な支援を受けられるよう、法テラスや法律 扶助制度の情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、法テラスの活用等適切な情報提供に努めた。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
100				男女共同参 画センター	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	置がとられていることなどについて必要な情報収集を行うとと	①②住民基本台帳の閲覧や警察への捜索願等の扱いに関し、被害者を保護する観点から措置がとられていることなどについて必要な情報収集を行った。 ①相談窓口として被害者に対し、住所等の情報管理、住民基本台帳閲覧制限等の制度についての情報を提供した。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。	
101			政策局	市町村課	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	基本台帳からの情報に基づき 行う事務処理について、適切 に行われるよう、関係機関から	行う事務処理について、適切	行う事務処理について、適切 に行われるよう、関係機関から
102			教育局	高校教育課	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	等について、特に厳重に情報	各県立高校等において、被害 者の同伴児の転校先等の情 報を厳重に管理した。	各県立高校等において、被害 者の同伴児童の転校先等の 情報を厳重に管理した。
103			教育局	教育事務所	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校 て、被害者の同伴児童の転校 先等について、個人情報の厳 重な取扱に配慮しつつ円滑な 運用に努める	等について、情報管理に係る	管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱に配慮しつつ円滑な運用に努めた。
_		策			活に向けた支援			
104	策0.	)内容	<b>学(1)</b> 福祉子	<b>中長期</b>	支援施設の運営に対	対する支援 一時保護後の自立に向けて中	ステップハウスを運営する民間	中長期支援施設を運営する民
				部室		長期支援施設を運営する民間		間団体へ補助を行った。
105			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	Mr. 1 (4 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)	2 2 2 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。(2回)
施卸	策 <i>σ</i> .				なケアの充実			
106			福祉子 どもみ らい局		精神的なケアなど、民間団体 が実施する自立支援活動を支 援します。		民間団体の自立支援活動へ補助を行った。	民間団体の自立支援活動へ補助を行った。
107			どもみ	女共同参画		心理士によるメンタルケアを実施する。	メンタルケア実施; 27件	継続して実施 メンタルケア 実施; 23件
108			どもみ	かながわ男 女共同参画 センター		自助グループ立ち上げを支援 する。	自助グループ支援; 40件	継続して実施 自助グルー プ支援;8件

通し番号	再揭	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
109			どもみ		の情報提供に努めます。	被害者のためのカウンセリング 等を行う医療機関等の情報の 収集、提供による相談対応を 行う。		相談窓口として医療機関についての情報収集及び情報提供を行った。
施卸	策の	)内?	字(3)	被害者	と同居する子どもに	関する支援		
110			どわみ	男女共同参 画センター		子どもの心のケアについて、適 切な相談窓口の情報提供による相談対応を行う。		①相談窓口として児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報を提供した。 ②子どもの心身の状況などの情報提供に努め、児童相談所や市町村児童相談窓口との情報の共有を図った。
111			福祉子 どもみ らい局	児童相談所	児童相談所や市町村児童相 談窓口、学校やスクールカウン セラー等との連携した相談によ り、子どもの心のケアに努めま す。	相談対応	DVによる心理的虐待の相談 受付件数487件であり、児童の 状況に応じて学校等との連携 を行なった。	DVによる心理的虐待の相談 受付件数472件であり、児童の 状況に応じて学校等との連携 を行なった。
112			教育局	子ども教育支援課	児童相談所や市町村児童相 談窓口、学校やスクールカウン セラー等との連携した相談によ り、子どもの心のケアに努めま す。	クールソーシャルワーカー等に	スクールカウンセラー及びス クールソーシャルワーカーによ る相談等を行った。	スクールカウンセラー及びス クールソーシャルワーカーによ る相談等を行った。
113			教育局	学校支援課	セラー等との連携した相談によ	クールソーシャルワーカーによ	シャルワーカーによる相談等を	談を18,921回、スクールソー
114			教育局	総合教育センター		総合教育センターに配置されている臨床心理の専門家等による相談対応		
115			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	子どもを同伴している被害者に 対し、母子生活支援施設の広 域連携を活用し支援に努めま す。		必要な方については、福祉事	必要な方については、福祉事務所に必要性を働きかけたり、 利用の促進を図ったが、通知
116			福祉子 どもみ らい局		子どもを同伴している被害者に 対し、母子生活支援施設の広 域連携を活用し支援に努めま す。	母子生活支援施設の広域利 用の促進を図る。	母子生活支援施設の広域利 用の促進を図った。	母子生活支援施設の広域利 用の促進を図った。 (令和2年度における県保健福 祉事務所の県外施設への広 域入所措置件数:11件)
117			健康医療局	保健福祉事 務所	対し、母子生活支援施設の広	福祉事務所は、児童及び妊産 婦の福祉に関する事項の相談 や必要な調査、母子生活支援 施設における保護の適切な実 施を行う。	婦の福祉に関する事項の相談	婦の福祉に関する事項の相談 や必要な調査、母子生活支援

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
118			教育局	財務課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	別居中で実質的に年収が低い場合等へ配慮した円滑な運用	【入学検定料、入学料、修業年限超過者の授業料について製造者の授業料について製造者者の授業料について登録入所者、保護受給護者の関果民所規則の額を合算したは全所の領導を合うした。また、民民税所得割の額を合うには全所の関連を持ち、10円間が表別ののでは全所の関連を持ち、10円間が表別ののでは全所のののでは全所のののでは、10円間が表別ののでは、10円間が表別ののでは、10円間が表別ののでは、10円間が表別のでは、10円間が表別のでは、10円間が表別のでは、10円間が表別のでは、10円間が表別のでは、10円間が表別のでは、10円間が表別のでは、10円間が表別のでは、10円間が表別である。10円間がある。10円間がある。10円間がある。10円間がある。10円間がある。10円間がある。10円間がある。10円間がある。10円間がある。10円間がある。10円間がある。10円間がある。10円間が	市町村民税所得割の額を合算した額が85,500円未満の場合は半額を免除した。 【授業料について】 令和2年度の保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円(年収約910万円)未満の世帯に対し、授業料の負担をなすために就学支援金を支給した。(令和2年7月以降。それ以前は前年度どおり。)【標準額×6%一市町村民税の調整控除の額※ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額※ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算 【高校生等奨学給付金について】 生活保護受給世帯又は保護者の県民税所得割の額を合算した
119					教育委員会や学校は、被害者 の子どもの転出入等の手続き や授業料の免除制度等の活 用について、適切な情報提供 に努めます。	等について、特に厳重に情報の管理を行う	各県立高校等において、被害 者の同伴児の転校先等の情 報を厳重に管理した。	各県立高校等において、被害 者の同伴児童の転校先等の 情報を厳重に管理した。
120			教育局	教育事務所	教育委員会や学校は、被害者 の子どもの転出入等の手続き や授業料の免除制度等の活 用について、適切な情報提供 に努めます。	て、被害者の同伴児童の転校 先等について、個人情報の厳	管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱に配慮しつつ円滑な運用に努めた。	管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱に配慮しつつ円滑な運用に努めた。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
121			福祉もらい局	私学振興課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	別居中で実質的に年収が低い場合等へ配慮した円滑な運用	ついて】 「就学支援金」「学費補助金」の申請により授業料が軽減される世帯(保護者(親権者)の「県民税所得割及び市町村民額以下)について、手徒きを周知し、補助金を交付した。私立小中学校等に通う児童生徒への経済支援(年収400万円未満の世帯を対象とする)に補助金を交付した。 【高校生等奨学給付金について】 平成26年4月以降に高等学校等に入学した生徒を扶護受給世帯村民税所得割及び市町村民税所得割及び市町村民税所得割及び市町村民税所得割し、高に、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、大工、	し、補助金を交付した。 私立小中学校等に通う児童生 徒への経済支援(年収400万 円未満の世帯を対象とする)に ついても、手続きを周知し、補助金を交付した。 【高校生等奨学給付金について】 平成26年4月以降に高等学校 等に入学した生徒を扶養している生活保護受です。 平成26年4月以降に高等学校 等に入学した生徒を扶養している生活保割の資額非課税世帯 に引き変により非課税世帯 (家計急変によりま課税相し、 家計急変によりま課税相し、 なった世帯を含む)に対し、手 続きを周知し、返還不要の給 付金を支給していなければ原則 として保護者(両親)の収入とし
122			福祉子 どもみ らい局	子ども家庭課	児童扶養手当など各種制度に 関する情報提供を行うとともに 円滑な運用に努めます。	児童手当における広域連携	からの情報提供が123件あり、	DV被害者の居住する自治体 からの情報提供が162件あり、 配偶者の居住する自治体との 連携を図った。
123			どもみ	男女共同参		行う。	相談窓口として各種制度に関する情報を提供し、証明書の発行にあたっては、迅速かつ 正確な事務処理に努めた。	相談者に対して各種制度に関する情報提供を行った。また、 証明書の発行にあたっては、 迅速かつ正確な事務処理に努めた。
124			療局	務所	円滑な運用に努めます。	ついて、情報提供等。 福祉事務所は、児童及び妊産 婦の福祉に関する事項の相談 や必要な調査、母子生活支援	等、児童及び妊産婦の福祉に 関する事項の相談や必要な調	貸付け、児童手当の支給等について、情報提供をするともに連絡、調整を行い、住民票を 異動することなく施設入所や居 宅設定したものに対しては、住
施 125	策の	)内?	<b>学(4)</b> 福祉子		おける支援 新たな地域で自立生活を始め	被害者が新たな地域で自立生	短加東黎所を終古古經1を	福祉事務所と連携し、協議を
			どもみ らい局		る場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。	活を始める場合、他の都道府県等との連携を行う。		行うとともに、後方支援を行った。
126			どもみ	男女共同参 画センター	自立生活を始める被害者の 生活面や心身面の相談を総 合的に受け止めるなど、自 立に向けた支援を行いま す。	自立に向けた支援として、相談を実施する。		①DV被害者の自立に向けた 生活面や心身面についての相 談を行った。 図福祉事務所と連携し、相談 等を行う等相談者の情報の共 有に努めた。
127				保健福祉事 務所	自立生活を始める被害者の 生活面や心身面の相談を総 合的に受け止めるなど、自 立に向けた支援を行いま す。	町村と県保健福祉事務所との 連携	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、 連携して相談・支援を行った。	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、 連携して相談・支援を行った。

通し番号	再揭	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
128			健康医療局	保健福祉事 務所	各種制度の手続きなどを行う 際は、必要に応じて、県・市町 村の担当職員、民間団体のス タッフが被害者に同行します。	被害者の同行支援	行政機関等へ同行支援を行った。	行政機関等へ同行支援を行った。
129			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	各種制度の手続きなどを行う 際は、必要に応じて、県・市町 村の担当職員、民間団体のス タッフが被害者に同行します。	各種制度の手続きなどを行う 際の同行支援の実施に努める	支援の実施機関に依頼した。	必要な各種制度案内等を福祉 事務所と協議し、引き続き支援 の実施機関に依頼を行った。
130			福祉子 どもみ らい局		各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。		民間団体に対して、同行支援への補助を行った。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。
131			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	一時保護施設を退所し、地域 で生活する被害者のためのサポート相談を実施します。	一時保護後に地域で自立生 活することについて相談を実 施する。	一時保護利用者に、福祉事務 所と連携し、相談等を行った。	一時保護利用者に、福祉事務 所と連携し、相談等に努めた。
施统	策 <i>σ</i> .	)内?	字(5)	外国人	、障がい者、高齢者	、性的少数者の方へ	の配慮	
132	再揭	76	福祉子 どもみ らい局	女性相談所			被害者の状況に応じて、適切な対応をするよう配慮した。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討し、適切な対応をするよう配慮を行った。
主	要施	策(	③ 女	性保護	施設における支援			
施	策 <i>σ</i> .	)内?	字(1)	女性保	護施設における支援	<u>로</u>		
133			福祉子 どもみ らい局	共生推進本 部室	就労支援や退所者支援などに より自立に向けた支援を行いま す。	女性保護施設における就労支 援事業を実施する。	者の個々の能力、適性等を考	女性保護施設において、利用 者の個々の能力、適性等を考 慮しながら、就労に結びつける ための支援を行った。
134				共生推進本 部室	就労支援や退所者支援などに より自立に向けた支援を行いま す。	女性保護施設における退所者支援を実施する。	退所者支援事業担当職員を指定し、退所者支援を実施した。	退所者支援事業担当職員を指定し、退所者支援を実施した。
135				共生推進本 部室	被害者や同伴児童・同伴者の 心身の回復と自立に向け、環 境の充実に努めます。		非常勤心理士を2名配置し、心理的な支援を実施した。	非常勤心理士を2名配置し、心理的な支援を実施した。
136				共生推進本 部室		被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、女性保護施設の環境を整備する。	平成26年に整備した障がい者 用居室や母子用居室を利用し て障がい者や母子の受け入れ に対応した。	室を利用して、障がい者や母

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績		
重	点目	標	小市	町村、民	<b>に間団体及び関係機</b>	関との連携等				
		)方[			おける相談と自立支					
_		五策(			おける計画的な取組	<u>み</u>				
	策 <i>σ</i>	)内?	<b>字(1)</b>		基本計画の策定	士m++77/4 元英細 E 入業 />	日本土町社のDV-大笠細巨人	由土町社のDVA 英細 E 人		
137			催祉子 どもみ らい局	部室	市町村は、DV防止や被害者の支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。		県内市町村のDV主管課長会議での情報提供等により、プラン策定の支援を行った。			
施	-   -   -   -   -   -   -   -   -   -									
138			福祉子どもみ	共生推進本 部室	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等		DV防止に関する施策調査、 他県や国の制度について、県	他県や国の制度等について、 関内市町材のDV主管理長今		
			らい局		同が、バルデルの関係の関係が からなる組織を設置し、連携を 強化するよう努め、県はこれを 支援します。	により、市町村の庁内外連携	内市町村のDV主管課長会議 において情報提供を行い、市	議において情報提供を行い、		
139					市町村は、基本計画の推進に		地域DV対策情報交換会議を	地域DV対策情報交換会議や		
			療局	務所	向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。		開催・参加した。	市町村庁内外連携会議に参加した。(一部コロナにより中止)		
140				児童相談所	市町村は、基本計画の推進に		各市町村の実情に応じてDV	各市町村の実情に応じてDV		
			どもみ らい局		向けて、庁内外の関係機関等 からなる組織を設置し、連携を 強化するよう努め、県はこれを 支援します。		主管課との情報交換等を実施した。	主管課との情報交換等を実施した。		
141			教育局	教育事務所	市町村は、基本計画の推進に		【湘南三浦・県央】	【湘南三浦・県央】		
					向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。		地域DV対策情報交換会議・ 市町村庁内外連携会議へ参加した。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議へ参加した。		
							【中・県西】 児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、 教育相談コーディネーター連 絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事 業等へ参加した。	【中・県西】 児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、 教育相談コーディネーター連 絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事 業等へ参加した。		
<b>+</b> 3	更於	L 五策(	 2) 市	<u> </u>   田工木ナノニ オ	└────────────────────────────────────	 宝				
			<u>。                                    </u>		配偶者暴力相談支持					
142			福祉子	共生推進本	被害者が身近な地域で相談や	市町村DV法所管課長会議に				
			どもみ らい局	部室	自立の支援を受けられる窓口 として、市町村は、配偶者暴力 相談支援センターを設置し、 被害者の相談や自立支援の 充実強化に努め、県はこれを 支援します。	おいて、県内市町村のDV対 策状況調査の結果や、他県・ 国の情報提供を行うことなどに より、DVセンター設置を支援 する。	議において、DV施策調査、他 県、国の情報を提供した。	機関、他県、国の情報を提供することなどにより、県内の市のDVセンター設置を支援した。		
143				共生推進本 部室	市町村配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一	市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議に	16都道府県婦人保護主管課 長及び婦人相談所長会議に		
			らい局		時保護の実施に対する権限の 強化や財政的な支援について、国へ要望します。	一時保護の実施に対する財政		おいて、市町村の配偶者暴力 相談支援センターの事業や被 害者の一時保護の実施に対		
施	策σ	)内?	字(2)	市町村	における身近な相談	窓口の充実				
144			どもみ	男女共同参	市町村は、被害者相談窓口の充実に努め、県はこれを支援します。		た。 また、機会を捉えて情報提供した。 ②関係機関を対象とした研修 を行うとともに、研修講師の派	①相談員対象の研修を実施し、また機会を捉えて情報提供を行った。 ②コロナ感染防止のため書面による職員研修を実施するなど、関係機関を対象とした研修を行った。		
l		1	l	l	<u> </u>	<u> </u>	<u>l</u>	<u> </u>		

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
145			福祉子	共生推進本 部室	市町村は、被害者と接する相談窓口職員の研修の充実を図り、庁内連携会議の設置や庁 内マニュアルの作成等により、 その連携を強化するよう努め、 県はこれを支援します。	策状況調査の結果や、他県・	市町村課長会議において、D V施策調査、他県、国の情報 を提供することなどにより、市 町村における身近な相談窓口 の充実を支援した。	市町村課長会議において、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、市町村における身近な相談窓口の充実を支援した。
146			どもみ		市町村の相談窓口職員への 支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。	相談員対象に事例検討会を実施した。 (8回中3回は市町村拡大実施) を大性問題研修会を実施した。 (4回)	市町村相談員を対象とした事例検討会【コロナにより中止】 女性問題研修会を実施した。 (2回)
147	再揭	198	どもみらい局	部室	被害者への相談・支援に対応 する職員の資質向上のため、 被害者の状況に応じたきめ細 かな対応を実施するための体 制を強化します。	県配偶者暴力相談支援セン ター及び市町村相談員の資質 向上のため、初任者向けや事 例検討会等を実施する。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員フォローアップ研修を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施した。
148	再揭	199	福祉子 どもみ らい局	女性相談所	被害者への相談・支援に対応 する職員の資質向上のため、 被害者の状況に応じたきめ細 かな対応を実施するための体 制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、人権男女共同参画課が開催する研修に職員を派遣する。	関係機関を対象とした研修を 行うとともに、研修講師の派遣 依頼に対応した。(各1回)	関係機関を対象とした研修の講師対応を行った。
施	<b>策σ</b>	)内?	字(3)	市町村	における自立支援の	)実施		
149			どもみらい局	部室	供などを実施する。	査、地域DV対策情報交換会 議の開催、他県や国の情報提 供などを実施する。	供した。また、県福祉事務所を 中心とした地域情報交換会が 開催できるよう協力した。	・市町村の自立支援の実施について、県内自治体他県や国の情報を提供した。また、県福祉事務所を中心とした地域情報交換会が開催できるよう協力した。 ・特別定額給付金の支給について、市町村に国の情報提供を行うとともに、市町村・他県との連絡調整を行い滞りなく支給ができるよう努めた。
150	再揭	125	福祉子 どもみ らい局	女性相談所	新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。	被害者が新たな地域で自立生 活を始める場合、他の都道府 県等との連携を行う。	福祉事務所を後方支援した。	福祉事務所と連携し、協議を行うとともに、後方支援を行った。
151	再揭		どもみ らい局	男女共同参 画センター	自立生活を始める被害者の 生活面や心身面の相談を総 合的に受け止めるなど、自 立に向けた支援を行いま す。	自立に向けた支援として、相談 を実施する。		①DV被害者の自立に向けた 生活面や心身面についての相 談を行った。 ②福祉事務所と連携し、相談 等を行う等相談者の情報の共 有に努めた。
152	再揭	127		保健福祉事 務所	自立生活を始める被害者の 生活面や心身面の相談を総 合的に受け止めるなど、自 立に向けた支援を行いま す。	町村と県保健福祉事務所との連携	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、 連携して相談・支援を行った。	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、 連携して相談・支援を行った。
153	再揭	128			各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	被害者の同行支援	行政機関等へ同行支援を行った。	行政機関等へ同行支援を行った。
154	再揭	129	福祉子 どもみ らい局	女性相談所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	各種制度の手続きなどを行う 際の同行支援の実施に努める	支援の実施機関に依頼した。	必要な各種制度案内等を福祉 事務所と協議し、引き続き支援 の実施機関に依頼を行った。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
155	再揭	130	福祉子 どもみ らい局	共生推進本 部室	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	民間団体の同行支援への補助を行う。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。
主	要施	<b>五策</b> (	3) 地	域の状況	兄に応じた県と市町	村等の連携		
施	策 <i>σ</i> .	)内?	字(1)	地域に	おける関係機関ネッ	トワークの充実		
156			どもみ	本部室 ②かながわ	地域における、福祉事務所、 児童相談所、教育委員会、警 察署や医療・法律などの関係 機関・関係団体のネットワーク の充実に努めます。	地域における福祉事務所、児 童相談所、教育委員会、警察 署や医療・法律などの関係機 関・関係団体の連携会議等へ 参加する。	地域における福祉事務所、児 童相談所、教育委員会、警察 署や医療・法律などの関係機 関・関係団体の各種会議に出 席し、連携強化に努めた。	コロナ禍のため書面開催となった、地域における福祉事務 所、児童相談所、教育委員 会、警察署や医療・法律など の関係機関・関係団体の各種 会議に情報提供を行う等し、 連携強化に努めた。
157				保健福祉事 務所	地域における、福祉事務所、 児童相談所、教育委員会、警 察署や医療・法律などの関係 機関・関係団体のネットワーク の充実に努めます。	必要に応じて、地域における 福祉事務所、児童相談所、教 育委員会、警察署や医療・法 律などの関係機関・関係団体 の連携会議等への参加	地域における福祉事務所、児 童相談所、教育委員会、警察 署や医療・法律などの関係機 関・関係団体の連携会議等を 開催・参加した。	地域における福祉事務所、児 童相談所、教育委員会、警察 署や医療・法律などの関係機 関・関係団体の連携会議等を 開催・参加した。
158			福祉子 どもみ らい局	児童相談所	地域における、福祉事務所、 児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係 機関・関係団体のネットワーク の充実に努めます。	必要に応じて、地域における 福祉事務所、児童相談所、教 育委員会、警察署や医療・法 律などの関係機関・関係団体 の連携会議等への参加	各警察署との連絡会(5回)、 医療機関との連絡会(5回)、 保健福祉連絡会等(2回)を開催。スクールソーシャルワー カー連絡会(1回)に参加。	コロナ禍であったため、例年通りには実施できず。医療機関や保健福祉事務所等との連絡会は開催なし。各警察者との連絡会は明備なく(1回)のみ開催。スクールソーシャルワーカー連絡会(1回。但し書面開催)に参加。
159			教育局	教育事務所	地域における、福祉事務所、 児童相談所、教育委員会、警 察署や医療・法律などの関係 機関・関係団体のネットワーク の充実に努めます。	必要に応じて、地域における 福祉事務所、児童相談所、教 育委員会、警察署や医療・法 律などの関係機関・関係団体 の連携会議等への参加	【湘南三浦・県央・中・県西教育事務所】 ・学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会等へ参加した。	学校警察連絡協議会やスクー ルソーシャルワーカー連絡会 等へ参加した。
160			県警察 本部	人身安全対 策課	地域における、福祉事務所、 児童相談所、教育委員会、警 察署や医療・法律などの関係 機関・関係団体のネットワーク の充実に努めます。	関係機関との連携協力	各種会議等に参加し、関係機関との連携に努めた。	各種会議等に参加し、関係機 関との連携に努めた。
施	策 <i>σ</i> .	)内?	字(2)	県によ	 る広域連携支援	l		
161					被害者の居住する市町村等と	連携・情報提供等を行う。	連絡を密に取るなど連携に努め、必要な情報提供を行った。	連携に努め、必要な情報提供を行った。
162				保健福祉事務所	県保健福祉事務所等は、町村 と連携して被害者の相談や自 立支援を行います。	県保健福祉事務所に女性相 談員を配置 町村職員と連携して被害者の 支援を実施	・郡部を管轄する県保健福祉 事務所に女性相談員を6人配置した。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、 小田原、足柄上、厚木) ・町村職員と連携して被害者 の支援を実施した。	・郡部を管轄する県保健福祉事務所に女性相談員を6人配置した。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、足柄上、厚木)・町村職員と連携して被害者の支援を実施した。・町村と連携し、住民票を異動せず避難している被害者がコロナ特別定額給付金を居住地で支給申請できるよう支援した。
163			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	県保健福祉事務所等は、町村 と連携して被害者の相談や自 立支援を行います。		女性相談員向けの研修会を開催した。(2回)	女性相談員向けの研修を書面開催により実施した。
164			どもみ		県及び市町村配偶者暴力相 談支援センターの連絡会議を 設置し、連携を強化します。	県及び政令市が持ち回りで開催する拡大DVセンター会議を開催又は参加する。	四県市DVセンター連絡会を 開催・参加した。(1回)	四県市DVセンター連絡会に参加した。(1回)
							1	

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
165	再揭	15	どもみ	女共同参画	法律相談、心理相談、精神保 健相談などの専門相談を実施 します。	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施する。	専門相談を実施した。 法律相談 75件 精神保健相談 17件 メンタルケア 27件 (DV関係相談件数)	法律相談、心理相談、精神保 健相談などの専門相談を継続 して実施した。 法律相談 71件 精神保健相談 6件 メンタルケア 23件 (DV関係相談件数)
166	再掲	16	どもみ		民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。		外国籍被害者向け多言語相 談を実施した。 多言語相談件数 638件	外国籍被害者向け多言語相 談を継続して実施した。 多言語相談件数 516件
167	再揭	26	どもみ	かながわ男 女共同参画 センター	男性被害者相談を実施します。	男性被害者相談を実施する。	男性被害者相談を実施した。 973件	男性被害者相談を継続して実施した。 1,075件
168	再揭	27	どもみ		DVに悩む男性のための相談 を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。	DVに悩む男性相談を実施した。 DVに悩む男性相談;59件	DVに悩む男性相談を継続して実施する。 DVに悩む男性相談;58件
169	再揭	22	どもみ		談の体制を確保し、警察等と	休日夜間等、時間外の緊急相 談の体制を確保し、被害者の 緊急相談に対応する。	休日夜間のDV相談を実施した。 た。 土日9:00~17:00 平日夜間17:00~21:00	休日夜間のDV相談を実施した。 た。 土日9:00~17:00 平日夜間17:00~21:00
170	再揭	25	どもみ	女共同参画	休日夜間等、時間外の緊急相 談の体制を確保し、警察等と の緊密な連携・協力のもとに、 被害者の緊急相談に対応しま す。	民間団体に委託し、土・日の 夜間と祝日に相談を受ける週 末ホットラインを実施する。	週末ホットライン相談を実施した。 週末ホットライン相談 393件	週末ホットライン相談を継続して実施した。 週末ホットライン相談 310件
171	再掲	23	福祉子 どもみ らい局	女性相談所	休日夜間等、時間外の緊急相 談の体制を確保し、警察等と の緊密な連携・協力のもとに、 被害者の緊急相談に対応しま す。	のもとに、休日夜間緊急対応 を実施する。		夜間宿直体制による対応を行い、休日・夜間における緊急対応人員の確保に努めた。
172	再掲	24	県警察 本部	人身安全対 策課		警察本部及び警察署における 体制の確立	休日夜間にかかわらず、体制 を確立し対処した。	休日夜間にかかわらず、体制 を確立し対処した。
施	策の	)方[	有6	民間団	体との連携、支援			
						間団体との連携、支持	援	
<b>施</b> :		)内? 	<b>学(1)</b> 福祉子		体との意見交換 取組みの充実に向け、被害者	被害者支援に取り組んでいる	被害者支援に取り組んでいる	被害者支援に取り組んでいる
			どもみらい局	部室	支援に取り組んでいる民間団体との定期的な意見交換を実施します。	民間団体と定期的な意見交換	民間団体と意見交換会を開催 した。(年2回)	
		)内?			体と連携した啓発等		ゴ 1 D(7) × HB 上 y → Lio ∞ 2 · 2	<b>□ 1 DtDz 田上z + 45 ~ 1 . 2</b>
174			福祉子 どもみ らい局		啓発資料等は、民間団体に蓄積された被害者支援のノウハウ等を踏まえて作成します。	被害者の支援のための豊富な ノウハウを有している民間団体 と連携し、啓発資料等を作成 する。	の豊富なノウハウを有している 民間団体と連携して作成した 中学生向けデートDV啓発冊 子を県内の中学校に配布し た。	の豊富なノウハウを有している 民間団体と連携して作成した 中学生向けデートDV啓発冊 子を県内の中学校に配布する ほか、民間団体と連携して作 成した各種啓発資料を県民に

通し番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
175			どもみ	かながわ男女共同参画センター	被害者への適切な支援の実施のため、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、職務関係者の研修を開催します。	弁護士、精神科医、大学教授 等等を講師とした研修を開催	弁護士、精神科医、大学教授 等との協働により研修を開催し た。	弁護士、民間団体スタッフ等との協働により研修を開催した。
施	<b>策</b> σ.	)内	容(3)	被害者	相談における連携			
	再揭		福祉子どもみ	かながわ男	民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、土・日の 夜間と祝日に相談を受ける週 末ホットラインを実施する。	週末ホットライン相談を実施した。 の で、 の で、 の で、 の で、 の で、 の で、 の で、 の で	週末ホットライン相談を継続して実施する。 週末ホットライン相談 310件
177	再掲	16	どもみ		民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。		外国籍被害者向け多言語相 談を実施した。 多言語相談件数 638件	外国籍被害者向け多言語相 談を継続して実施する。多言 語相談件数 516件
施	策 <i>σ</i> .	)内	容(4)	中長期	支援施設の運営に対	対する支援		
178	再揭	104	福祉子どもみらい局	共生推進本 部室		長期支援施設を運営する民間		中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。
179	再揭	105	福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	体との連絡会議設置(一時保	連絡会議を開催し、情報共有 など連携に努めた。 (2回)	連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。(2回)
旃	第σ	)内2	 容(5)	県市	 町村 民間団体の協	<u> </u> 働による一時保護事	<u> </u> [業	
	再掲		福祉子		県、市町村、民間団体による 三者協働一時保護の充実に 努めます。	県、市町村、民間団体による 三者協働一時保護を実施す る。	県内市町村と協定を締結して 実施した。	県内市町村と協定を締結して 実施した。 必要に応じて施設のメンテナ ンスを実施した。
th: 4	#± 1	\ rth 5	       	地宝老	 - 士授ナ22日間日 <i>は</i>			
181	來 0.		容(6) 福祉子 どもみ らい局		・支援を行う民間団体 民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施します。	民間委託シェルタースタッフ研修を実施する。	民間団体職員を対象とした研修を実施した。(2回)	民間団体職員を対象とした書 面開催研修を実施した。(2 回)
182				共生推進本 部室	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援します。	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援する。	民間団体に対して、団体の行う研修事業等に補助を行った。(メニュー補助)	民間団体に対して、団体の行う研修事業等に補助を行った。(メニュー補助)
183			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	民間委託団体に出向き、ケースカンファレンスを実施します。		職員がケースカンファレンスに 参加して、助言等を行った。	職員がケースカンファレンスに 参加して、助言等を行った。
184			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	民間委託団体へ同伴児童の 学習面に関する支援の助言を 行います。	民間委託団体の行う同伴児童 の学習面に関する支援につい て、教育指導員による助言を 行う。		同伴児童の学習面に関する支援について、助言等の依頼はなかった。

				I						
通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績		
185			福祉子 どもみ らい局			被害者の自立支援活動等を行う民間団体を支援する。		・民間団体に対して、団体の行う自立支援事業等に補助を 行った。 ・民間団体に対して、団体が新たに実施する先進的な取組へ の補助を行った。		
186			福祉子 どもみ らい局	女性相談所		る被害者に対して、心理判定	心理判定員による助言を行った。	心理判定員による助言等の依頼はなかった。		
施	<b>施策の方向7 関係機関等との連携及び人材育成</b>									
主	要施	E策(	1) 関	係機関等	等との相互の連携					

# 王要他東(1) 関係機関寺との相互の 施策の内容(1) ネットワークの充実

施	策の内	容(1)	ネットワ	ワークの充実			
187			共生推進本 部室	DV防止と被害者の自立支援 施策を充実するため、関係機 関・関係団体の連携を強化し ます。	DV対策推進会議の開催や民間団体との意見交換会の実施により連携を強化する。	DV対策について議論するとと もに、連携に努めた。	DV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努める予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。民間団体との意見交換会を開催した。
188		福祉子どもみらい局	女性相談所	DV防止と被害者の自立支援 施策を充実するため、関係機 関・関係団体の連携を強化し ます。	女性相談所、福祉事務所、民間委託シェルターによるケースカンファレンスを実施する。		各種会議、カンファレンスにより、連携強化に努めた。
189		福祉子どもみらい局	児童相談所	DV防止と被害者の自立支援 施策を充実するため、関係機 関・関係団体の連携を強化し ます。	女性相談所と児童相談所との連絡会議の充実	女性相談所との連絡会に参加。互いの情報共有や事例を通しての意見交換などを通じて、連携強化を図った。	女性相談所との連絡会に参加。互いの情報共有や事例を 面しての意見交換などを通じて、連携強化を図った。(コロナ 禍であったため連絡会は書面 開催となった。)
190			保健福祉事 務所	DV防止と被害者の自立支援 施策を充実するため、関係機 関・関係団体の連携を強化し ます。	ケースカンファレンスへの参加	し、被害者の自立支援について検討した。	参加要請があれば、ケースカンファレンスに参加し、被害者の自立支援について検討した。
191		福祉子どもみらい局		通報制度や保護命令制度を 活用した被害者支援のため、 医療、法律などの関係機関・ 関係団体との連携を図ります。	医療、法律などの関係機関・関係団体との連携の強化を図る。	DV対策推進会議を開催して DV対策について議論するとと もに情報共有を行い、医療や 法律などの関係機関との連携 を図った。	DV対策推進会議を開催して情報共有を行い、医療や法律などの関係機関との連携を図る予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。
192		本部	策課	通報制度や保護命令制度を 活用した被害者支援のため、 医療、法律などの関係機関・ 関係団体との連携を図ります。	関係機関等との連携	事案に応じ、関係機関等と連携して対応した。	事案に応じ、関係機関等と連携して対応した。
193		どもみ		被害者の子どもへの接近禁止 命令が発令される場合もあるこ とから、保護命令制度の趣旨 及び概要について、会議の場 やホームページ等を通じて教 育委員会及び学校、保育所等 に周知を図ります。		DV被害防止啓発冊子をホームページに掲載することなどにより、保護命令の内容等を広く周知した。	DV被害防止啓発冊子をホームページに掲載することなどに より、保護命令の内容等を広く 周知した。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
194				共生推進本 部室	関係機関・関係団体が連携 し、被害者が自立した生活を 続けるための、長期にわたる切 れ目のない支援に努めます。		長期にわたる切れ目のない支援を行うため、DV対策推進会議や民間団体との意見交換会を行い、関係機関等との連携を図った。 被害者支援を行っている民間団体に対して、自立支援活動への補助を行った。	
195			どもみ	男女共同参 画センター	関係機関・関係団体が連携 し、被害者が自立した生活を 続けるための、長期にわたる切 れ目のない支援に努めます。	援のため、関係機関との連携	情報提供・情報交換の場として市町村等が主催する各種会議に出席するなど、必要な情報を関係機関と共有した。	情報提供・情報交換の場として市区関係課等が主催する各種会議に出席するなど、必要な情報を関係機関と共有を行った。
施領	策の	)内容	字(2)	広域に	おける連携			
196			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	談所や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用など、都道	被害者の円滑な広域支援を行 うために、全国知事会の申合 せに沿って、一時保護につい て他県との必要があれば連 携、調整に努める。	都道府県を超えた連携、調整に努めた。	都道府県と連携が必要なケースはなかったが、都道府県をまたがるケースの調整に努めた。
197			県警察 本部	人身安全対 策課	関係する場所が複数の都道府 県にわたるものについては、関 係都道府県警察と連携しま す。			事案に応じ、関係都道府県警察と連携し情報を共有して対応した。
主	要施	策(2	② 支	援者の	育成と資質向上等			
施釒	策の	)内?	字(1)	職務関	係者への研修等の	充実		
198			福祉子どもみらい局	共生推進本 部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年末満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員フォローアップ研修を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員所修(基礎)を実施した。
199			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質 向上のため、研修を実施する ほか、人権男女共同参画課が 開催する研修に職員を派遣す る。	関係機関を対象とした研修を 行うとともに、研修講師の派遣 依頼に対応した。(各1回)	関係機関を対象とした研修の講師対応を行った。
200			福祉子 どもみ らい局	女性相談所	のため、福祉、警察、医療、法 律、教育関係者や人権擁護委	福祉、警察、医療、法律、教育 関係者、人権擁護委員、民生 委員・児童委員等の職務関係 者への制度の趣旨の周知、啓 発、研修の実施	行うとともに、研修講師の派遣 依頼に対して対応した。(各1	コロナ感染防止により、関係機関を対象とした研修や講師の派遣依頼はなかった。
201			教育局	行政課	被害者への適切な支援の実施 のため、福祉、警察、医療、法 律、教育関係者や人権擁護委 員、民生委員・児童委員等の 職務関係者の研修や情報提 供を行います。		各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回)・県立学校人権教育校内研修会(7校)	各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回)・県立学校人権教育校内研修会(3校)
202			どもみ	男女共同参 画センター		医療や法律の専門家や民間 団体のスタッフ等を招いた研 修を実施する。	①女性問題研修会や事例検討会で研修を実施した。 ②DV被害者の相談支援を担当する新任行政職員、管理職を対象に支援に関する基礎知識に関する研修を行った。	①女性問題研修会や事例検討会で研修を実施した。 ②新任の行政職員、管理職を対象に支援に関する基礎知識やDVの理解に関して書面開催で研修を行った。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
203			福どらい ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	①共生推進 本②かな共ン性 推進 本部かな共ン性 身田と女性 身安 人 人 策課 対 参 会 対 第一位 を は かかり かい	被害者支援に携わる職員等 へ、情報管理を含む危機管理 に関する研修を行います。	情報管理等の危機管理に関する研修を実施する。	報管理等の危機管理に関する 研修を実施した。 ②かながわ男女共同参画セン ターで実施する研修におい て、必要に応じて情報管理等 に関する研修を盛り込んだ。 ③行政職員向けの研修等の中	①県警と共同で行う「DV被害者支援のための県警・行政連携ワークショップ」において、情報管理等の危機管理に関する研修を書面開催にて実施した。 ②かながわ男女共同参画センターで実施する研修において、情報管理等に関する研修をおいて、実施した。 ③行政職員向けの書面開催研修等の中で危機管理について、盛り込んだ。 ④各種研修会を実施した。
204			どもみ	本部室 ②かながわ	県及び市町村における被害者 支援等に関するノウハウにつ いて、相互に情報交換すること により、資質向上に努めます。	ウについて、会議等の場を活	内市町村の情報交換を行った。	①県内市町村のDV対策主管 課長会議等を開催し県及び県 内市町村の情報交換を行っ た。 ②③会議や研修等を通して、 書面も活用し情報交換を実施 した。
施賃	策 <i>σ</i> .	)内?	字(2)	支援者	· への支援		l	
205			どもみ	画センター	被害者支援に携わる相談員等 の精神的安定を図り、より良い 被害者支援を実施できるよう、 組織内でのスーパービジョンを 実施するなど、メンタルヘルス ケアの充実に努めます。	ヘルスケアの充実に努める	実施した。(8回実施) ②SVを中心としたスーパーバイズを行い、組織的に相談員	①相談員対象に事例検討会を実施した。(3回実施) ①②SVを中心としたスーパーバイズを行い、組織的に相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。
206	再揭	146	どもみ		市町村の相談窓口職員への支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。	相談員対象に事例検討会を実施した。 (8回中3回は市町村拡大実施) 女性問題研修会を実施した。 (4回)	市町村相談員を対象とした事例検討会【コロナにより中止】 女性問題研修会を実施した。 (2回)
施領	策 <i>σ</i> .	)方[	句8	課題解決	に向けた調査研究の	と提案・苦情への対応	ប់	
主	要施	5策(	1) 調	査研究				
施領	策 <i>σ</i> .	)内?	字(1)	DV防」	L及び被害者支援の	ための調査研究		
207				共生推進本 部室	DV防止や被害者支援のため の調査や研究を実施し、施策 に反映させます。	配偶者暴力に関する意識調査や被害の実態調査などの調査研究を実施し、県内関係機関で共有、DV対策・被害者支援に役立てる。	精神的暴力等の相談事例を収集し、啓発まんがを作成した。	相談・一時保護の現状やアンケート結果を踏まえて、LINE相談窓口の充実等施策に反映させた。
208			どもみ		DV防止や被害者支援のため の調査や研究を実施し、施策 に反映させます。	複合的な課題を抱えている被		多様で複合的な課題を抱えている被害者が増えている現状について、きめ細やかに把握し課題解決に努めた。
209			福祉子 どもみ らい局		国等の調査・研究の情報を収 集し、調査研究に活用するとと もに、関係機関へ情報提供し ます。	国等の調査・研究の情報を収 集し、関係機関へ情報提供す る。	利用制限について、国等の調	とともに、関係機関へ情報提供
施统	策 <i>σ</i> .	)内?	字(2)	国への				
210				共生推進本 部室	女性に対する暴力を未然に防止するための取組みの充実や、近年増加がみられる男性 被害者に対する支援体制の枠組みの構築などについて、国へ要望します。	に関する支援体制等について 国へ要望する。	配偶者等からの暴力の防止や 被害者支援に関する制度改正 等について、国へ要望した。	
211				共生推進本 部室	加害者更生に関する国の調査 研究の動向を把握し、その充 実及び必要な法整備につい て、国へ要望するとともに、他 の地方公共団体及び民間団 体における取組状況等を把握 するよう努めます。	加害者更生に関する調査研究 の充実の国への要望と、他の 地方公共団体及び民間団体 における取組状況等の把握を 行う。	加害者対策の具体化等について国へ要望した。 国の加害者対応に関する検討会にオブザーバー参加し、情報を収集した。	加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について 国へ要望するとともに、他団体 等の取組状況の把握に努め た。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
212			福祉子 どもみ らい局	部室	困難を抱える女性達の自立に 向けた支援を適切に行うことが できるよう、売春防止法の抜本 的な改正または女性の保護に 関する新たな法整備につい て、国へ要望します。	整備について、国へ要望す	被害者支援に関する制度改正	
生	要施	策(	2) 提	案∙苦情	への対応			
施負	策 <i>σ</i> .	)内?	字(1)	関係機	関における提案・苦	情への適切な対応		
213				局•県警察 本部	防止や被害者の支援に関する	被害者の支援に関する提案や 被害者からの苦情の申出に対 する、適切・迅速な対応		する提案や被害者等からの苦

# 1 神奈川県男女共同参画審議会

### (1) 設置目的

附属機関の設置に関する条例に基づき設置された機関で、男女共同参画の推進に関する重要 事項及び神奈川県男女共同参画推進条例(平成 14 年神奈川県条例第 8 号)第 14 条第 1 項の規 定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理について、知事の諮問に応じて調査審議、 結果の報告、又は意見を建議することを目的としています。

### (2) 主な審議事項

- ア 男女共同参画社会基本法第 14 条第 1 項の規定による男女共同参画計画の策定、又は改定について
- イ 男女共同参画推進条例及び規則の重要な改正について
- ウ 男女共同参画に関する制度の創設、又は改善について
- エ 県民等から申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うにあたり、特に必要がある 事項について

# (3) 審議会委員の構成(令和4年3月現在)

- ア 委員数 12人(男性4人、女性8人)
- イ 選出区分の構成(学識経験者7人、事業者3人、公募1人、市町村1人)

# 2 開催状況

神奈川県男女共同参画審議会(第9・10期)の開催・意見聴取状況(令和元~3年度)

口	開催日	審議内容
第9期 第4回	令和元年 11 月 19 日 (火)	① 神奈川県男女共同参画推進条例の見直しについて ② かながわDV防止・被害者支援プランの進捗評価について
第10期第1回	令和2年 6月23日 (火)	<ul><li>① 会長及び副会長の選出</li><li>(書面開催)</li></ul>
第10期第2回	令和3年 10月28日 (木)	① かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の改定について ② ライフキャリア教育かながわモデル発信事業の検証・見直しについて
第10期第3回	令和4年 1月18日 (火)	① かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の2019及び2020年度の進捗状況の評価について ② かながわDV防止・被害者支援プランの2019及び2020年度の進捗状況の評価について ③ かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の改定について

第 10 期神奈川県男女共同参画審議会委員名簿 (令和4年3月現在)

選出区分	分野・団体等	氏 名	職業・役職等
	企業経営	ぃゎた きみえ ◎岩田 <b>喜美枝</b>	住友商事株式会社社外取締役/株式会社りそなホール ディングス社外取締役/味の素株式会社社外取締役
	社会学	白河 桃子	相模女子大学大学院特任教授
学	ライフキャリア 教 育	サザき のりこ 鈴木 紀子	日本女子大学現代女性キャリア研究所客員研究員
識 • 経	労働	<sup>のむら</sup> ひろこ 野村 浩子	東京家政学院大学特別招聘教授
験 者	法律実務	はしもと ようこ 橋本 陽子	弁護士 (神奈川県弁護士会推薦)
	ワーク・ライフ・ ハ゛ランス	************************************	男も女も育児時間を!連絡会事務局長
	福祉(DV)	もろはし たいき 諸橋 泰樹	フェリス女学院大学文学部教授
	市町村	かいざわ たけし 相澤 武	南足柄市企画部市民協働課長兼女性センター所長
県民	女性団体等	いのうえ まさこ 井上 匡子	特定非営利活動法人かながわ女性会議副理事長 (特定非営利活動法人かながわ女性会議推薦)
民・事業者	事業者団体	ic ~ v	株式会社横浜銀行人財部長 (一般社団法人神奈川県経営者協会推薦)
等	労働団体	はぎわら ちかこ 萩原 周子	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長 (日本労働組合総連合会神奈川県連合会推薦)
	県民	はまだ あゆむ 濵田 歩	公募委員
	(50 音順)	◎会長 ○副会長	任期:令和2年6月1日~令和4年5月31日

<参考>2020年(令和2)年度審議会等の女性委員の登用状況 (「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」の重点目標1 目標値「県の審議会等における女性委員の割合」関係)

# <局別>

局	委員 総数	うち女性委 員数	登用率	審議会数
政策局	165	69	41.8%	14
総務局	34	15	44.1%	5
くらし安全防災局	24	14	58.3%	2
国際文化観光局	82	39	47.6%	7
スポーツ局	16	6	37. 5%	1
環境農政局	154	51	33. 1%	11
福祉子どもみらい局	284	111	39. 1%	17
健康医療局	497	148	29.8%	30
産業労働局	56	20	35. 7%	5
県土整備局	83	29	34. 9%	11
会計局	5	2	40.0%	1
企業局	6	3	50.0%	1
教育局	81	41	50.6%	5
合計	1487	548	36. 9%	110

# <審議会別>

局	No.	所管所属	名称		2020年度 021/3/31時点 回対象外委員	
				総数	女性	比率
	1	総合政策課	神奈川県総合計画審議会	37	16	43.2%
	2	総合政策課	神奈川県科学技術会議	13	6	46.2%
	3	土地水資源対策課	神奈川県国土利用計画審議会	6	4	66.7%
	4	土地水資源対策課	神奈川県土地利用審査会	7	3	42.9%
	5	情報公開広聴課	神奈川県情報公開審査会	7	3	42.9%
	6	情報公開広聴課	神奈川県個人情報保護審査会	5	2	40.0%
	7	情報公開広聴課	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	10	4	40.0%
<i>xL/ds</i> : □	8	NPO協働推進課	県指定特定非営利活動法人審査会	8	3	37. 5%
政策局	9	政策法務課	神奈川県行政不服審査会	9	4	44.4%
	10	市町村課	神奈川県固定資産評価審議会	11	4	36.4%
	11	地域政策課	神奈川県地方創生推進会議	29	8	27.6%
	12	統計センター	神奈川県統計報告調整審議会	8	4	50.0%
	13	かながわ県民活動サ ポートセンター	神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会	7	3	42. 9%
	14	かながわ県民活動サ ポートセンター	かながわコミュニティカレッジ運営委員会	8	5	62. 5%
		計		165	69	41.8%
	1	総務室	神奈川県職員等不祥事防止対策協議会	6	3	50.0%
	2	人事課	神奈川県特別職報酬等審議会	10	3	30.0%
総務局	3	行政管理課	神奈川県行政改革推進協議会	7	3	42.9%
秘伤问	4	行政管理課	指定管理者制度モニタリング会議	5		40.0%
	5	文書課	神奈川県公益認定等審議会	6	4	66. 7%
		計		34	15	44.1%

全       2       消計         上       1       国         日       2       3         日       3       文         日       3       文         日       3       女	所管所属	名称	※計画	021/3/31時点 可対象外委員	を除く
全的災       1       国別         上のり       1       国別         大の災       4       文化         大の大の       5       観視 別         大の大の       1       ス         大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の			総数	女性	比率
全防災       1       国家         1       国家       1       国家         2       3       文化       1       国家         4       文化       1       公司       公司       1       公司	肖費生活課	神奈川県消費生活審議会	15	10	66. 7%
国観       1       国内         2       国内         4       文化         5       観視 所         7       計         2       計         3       環境局         1       2         3       環境局         4       方         5       資         10       農地         11       水         2       共生生生生         3       共生生生         4       大         5       次         4       大         5       次         6       大         6       大         7       大         8       共         4       大         5       次         6       大         7       大         8       大         9       大         10       地         11       地	肖費生活課	神奈川県消費者被害救済委員会	9	4	44. 4%
国際代表       2       国際代表         大名       4       文       銀光         大名       6       観光       7       2       3       次       1       2       3       1       2       3       2       3       2       3       3       2       3       3       4       2       3       2       3       4       2       3       4       3       3       3       3       4       3       3       3       3       4       3       4       3       4       4       3       4			24	14	58.3%
Table   Ta	国際課	かながわ国際政策推進懇話会	14	6	42.9%
国際文化       4       文化         5       観光         6       観光         7       7         1       2         3       2         4       5         4       5         5       2         4       7         5       2         6       2         7       3         8       2         10       2         4       4         5       次         6       次         7       3         4       4         5       次         6       次         7       3         4       4         5       次         6       次         7       3         8       3         9       4         10       4         11       4         12       4         13       4         14       4         15       4         10       4         10       4         11       4<	国際課	外国籍県民かながわ会議	15	8	53.3%
国観光 5 観光 7 記	文化課	神奈川県文化芸術振興審議会	16	8	50.0%
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	文化課	神奈川県立県民ホール及び音楽堂指定管理業務実績評価委員会	6	3	50.0%
T	観光課	神奈川県観光審議会	16	7	43.8%
T	<b>親光課</b>	新たな観光の核づくりアドバイザリー委員会	6	3	50.0%
スポーツ	国際言語文化アカデミ ア	国際言語文化アカデミア外部評価委員会	9	4	44.4%
局 計 総	<b>†</b>		82	39	47.6%
1 総務 2 環境 3 環境 4 大変変 4 大変変 5 資数 7 水液 8 森林 野 10 農地 11 水剤 2 共生 4 共生 5 次世 6 次世 7 子と 8 青少 10 地域 11 地域	スポーツ課	神奈川県スポーツ推進審議会	16	6	37.5%
2 環境   3 環境   4 大気   5 資源   6 自然   7 水源   7 水源   8 森   9 農地   10 農地   11 水路   2 共生   4 共生   5 次世   5 次世   7 子と   8 青少らい   局   10 地域   11	+		16	6	37.5%
3 環境   3 環境   4 大気   5 資源   5 資源   6 自然   7 水源   8 森林   9 農地   10 農地   11 水南   1 総称   2 共生   4 共生   5 次世   5	総務室	神奈川県環境農政局公共事業評価委員会	6	1	16.7%
4     大気       5     資源       6     自然       7     水源       8     森林       9     農場       10     農場       11     水路       2     共生       4     共生       5     次世       6     次世       7     子と       8     青少       10     地域       11     地域	環境計画課	神奈川県環境審議会	17	7	41.2%
環境農政 局 6 自然 7 水源 8 森林 9 農地 10 農地 11 水産 11 水発 2 共生 4 共生 5 次世 6 次世 7 子と 8 青少 10 地域 11 地域	<b>環境計画課</b>	神奈川県環境影響評価審査会	18	8	44.4%
環境農政 局 7 水源 8 森林 9 農型 10 農地 11 水産 計 1 総務 2 共生 3 共生 4 共生 5 次世 6 次世 7 子と 8 青少 9 私等 10 地域 11 地域	大気水質課	神奈川県公害審査会	12	5	41.7%
7 水波   8 森林   9 農野   10 農地   11 水産   計   1 総務   2 共生   4 共生   5 次世   6 次世   7 子と   8 青少   10 地域   11 地域	資源循環推進課	神奈川県美しい環境づくり推進協議会	11	12 5	45.5%
7 水波   8 森林   9 農野   10 農地   11 水産   計   1 総務   2 共生   4 共生   5 次世   6 次世   7 子と   8 青少   10 地域   11 地域	自然環境保全課	神奈川県自然環境保全審議会	21		14. 3%
8 森林 9 農政 10 農地 11 水産 計 1 総務 2 共生 3 共生 4 共生 5 次世 6 次世 7 子と 8 青少 9 私学 10 地域 11 地域	水源環境保全課	水源環境保全・再生かながわ県民会議	23	9	39. 1%
9 農政 10 農地 11 水産 計 1 総務 2 共生 3 共生 4 共生 5 次世 6 次世 7 子と 8 青少 9 私学 もみらい 局 11 地域	<b>茶林再生課</b>	神奈川県森林審議会	15	2	13.3%
10 農地 11 水産 計 1 総務 2 共生 3 共生 4 共生 5 次世 6 次世 7 子と 8 青少 9 私学 もみらい 局 10 地域	農政課	神奈川県都市農業推進審議会	15 15	5	33. 3%
11 水産 計 1 総務 2 共生 3 共生 4 共生 5 次世 6 次世 7 子と 8 青少 9 私学 もみらい 局 11 地域		神奈川県中山間地域等振興対策検討委員会	6	2 5 1 5	16. 7%
計   計   記   記   記   記   記   記   記   記		神奈川県水産審議会	10		50.0%
1 総務 2 共生 3 共生 4 共生 5 次世 6 次世 7 子と 8 青少 もみらい 同 10 地域		TO THE STATE OF TH	154	5 5 6 1 0 5 4 51	33. 1%
2 共生 3 共生 4 共生 5 次世 6 次世 7 子と 8 青少 9 私学 もみらい 局 11 地域	·····································	神奈川県社会福祉審議会	23		39. 1%
3 共生 4 共生 5 次世 6 次世 7 子と 8 青少 9 私学 もみらい 局 11 地域	共生推進本部室 	神奈川県男女共同参画審議会	12		58. 3%
4 共生 5 次世 6 次世 7 子と 8 青少 9 私学 もみらい 局 11 地域	共生推進本部室 共生推進本部室	かながわ人権政策推進懇話会	16		56. 3%
5 次世 6 次世 7 子と 8 青少 9 私学 もみらい 局 11 地域	共生推進本部室 共生推進本部室	神奈川県DV対策推進会議	6	5       8         6       8         6       3         6       7         6       3         9       4         2       39         6       6         6       6         6       6         6       6         6       1         7       7         8       8         8       8         8       8         9       6         1       3         9       6         4       51         3       9         6       4         9       6         4       14         1       8         4       14         1       8         4       14         0       5         6       3         2       6         4       6         8       5         7       3         0       7         0       5         5       7         0       5	66. 7%
6 次世 7 子と 8 青少 9 私学 もみらい 局 11 地域	次世代育成課	神奈川県子ども・子育て会議	20		40. 0%
7 子と 8 青少 9 私学 もみらい 局 11 地域	大世代育成課 大世代育成課	かながわ子ども支援協議会	11		72. 7%
8 青少       9 私学       もみらい       10 地域       11 地域	人匠八月成味 子ども家庭課	神奈川県児童福祉審議会	24	_	58. 3%
福祉子ど もみらい 局 11 地域	テンタス (1) である (2) である	神奈川県青少年問題協議会	10		50. 0%
福祉子ど もみらい 局 11 地域	3	神奈川県私立学校審議会	16		18. 8%
局 11 地域	也域福祉課	神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会	10		50.0%
		神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議	24		25. 0%
	也或福祉課 地域福祉課	神奈川県千がリアノリー街づくり推進県民云巌神奈川県手話言語普及推進協議会			
	也域福祉課	神奈川県再犯防止推進会議	18 17		27. 8%
	,	かながわ高齢者あんしん介護推進会議			70.0%
	高齢福祉課 高齢福祉課	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会 (かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会	10 20		70. 0% 25. 0%
16 声曲		及び 神奈川県介護予防市町村支援委員会) 神奈川県認知症対策推進協議会	25	7	28.0%
	司郡福祉 <del>派</del> 章害福祉課	神奈川県障害者施策審議会	20		25. 0%
11		T 示川	284		39. 1%

局	No.	所管所属	名称	2020年度 (2021/3/31時点) ※計画対象外委員を除く		
				総数	女性	比率
	1	医療危機対策本部室	神奈川県悠久医療特殊会議会	17	2	11. 8%
	2	医療危機対策本部室	神奈川県災害医療対策会議 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価	24	1	4. 2%
	3	県立病院課	委員会	6	2	33. 3%
	4	医療課	神奈川県医療審議会	20	3	15. 0%
	5	医療課	神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価 委員会	6	2	33. 3%
	6	医療課	神奈川県保健医療計画推進会議	21	4	19.0%
	7	医療課	神奈川県医療対策協議会	17	3	17. 6%
	8	医療課	神奈川県リハビリテーション協議会	22	9	40.9%
	9	医療課	神奈川県小児等在宅医療推進会議	15	7	46. 7%
	10	医療課	神奈川県在宅医療推進協議会	30	8	26. 7%
	11	医療課	神奈川県看護職員の確保及び資質向上推進委員会	9	7	77. 8%
	12	医療課	神奈川県死因究明等推進協議会	13	3	23. 1%
	13	医療保険課	神奈川県国民健康保険運営協議会	11	4	36. 4%
	14	医療保険課	神奈川県医療費検討委員会	15	4	26. 7%
健康医療	15	健康増進課	神奈川県生活習慣病対策委員会	18	3	16. 7%
局	16	健康増進課	神奈川県不妊治療支援検討委員会	10	4	40.0%
	17	健康増進課	かながわ食育推進県民会議	26	12	46. 2%
	18	健康増進課	神奈川県たばこ対策推進検討会	12	5	41. 7%
	19	健康増進課	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会	19	9	47. 4%
	20	健康増進課	神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会	18	3	16. 7%
	21	がん・疾病対策課	神奈川県精神保健福祉審議会	15	6	40.0%
	22	がん・疾病対策課	神奈川県がん対策推進審議会	18	6	33. 3%
	23	がん・疾病対策課	神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会	20	7	35. 0%
	24	がん・疾病対策課	神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会	27	5	18.5%
	25	生活衛生課	神奈川県食の安全・安心審議会	16	7	43.8%
	26	生活衛生課	神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会	9	4	44. 4%
	27	生活衛生課	神奈川県動物愛護管理推進協議会	15	6	40.0%
	28	薬務課	神奈川県薬事審議会	19	4	21. 1%
	29	薬務課	神奈川県献血推進協議会	16	4	25. 0%
	30	薬務課	神奈川県後発医薬品使用促進協議会	13	4	30. 8%
		計		497	148	29.8%
産業労働局	1	産業振興課	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合 研究所評価委員会	6	3	50.0%
	2	中小企業支援課	神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会	13	4	30.8%
	3	商業流通課	神奈川県大規模小売店舗立地審議会	8	4	50.0%
	4	雇用労政課	神奈川県労働審議会	15	5	33. 3%
	5	産業人材課	神奈川県職業能力開発審議会	14	4	28.6%
		計		56	20	35. 7%

局	No.	所管所属	名称	2020年度 (2021/3/31時点) ※計画対象外委員を除く		
				総数	女性	比率
県土整備 局	1	建設業課	神奈川県宅地建物取引業審議会	8	3	37. 5%
	2	用地課	神奈川県土地収用事業認定審議会	7	2	28.6%
	3	都市計画課	神奈川県都市計画審議会	9	3	33.3%
	4	都市整備課	神奈川県屋外広告物審議会	14	5	35. 7%
	5	都市公園課	神奈川県公園等審査会	8	4	50.0%
	6	砂防海岸課	神奈川県港湾審議会	4	1	25.0%
	7	下水道課	神奈川県流域下水道経営懇話会	6	3	50.0%
	8	住宅計画課	神奈川県住宅政策懇話会	8	2	25.0%
	9	建築安全課	神奈川県開発審査会	6	2	33.3%
	10	建築安全課	神奈川県建築士審査会	7	3	42.9%
	11	建築安全課	神奈川県建築審査会	6	1	16. 7%
		計		83	29	34. 9%
会計局	1	調達課	神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会	5	2	40.0%
		計		5	2	40.0%
企業局	1	経営課	神奈川県営水道懇話会	6	3	50.0%
		計		6	3	50.0%
教育局	1	高校教育課	神奈川県産業教育審議会	14	6	42.9%
	2	子ども教育支援課	神奈川県教科用図書選定審議会	20	16	80.0%
	3	学校支援課	神奈川県いじめ防止対策調査会	15	8	53.3%
	4	生涯学習課	神奈川県生涯学習審議会	15	6	40.0%
	5	文化遺産課	神奈川県文化財保護審議会	17	5	29.4%
		計		81	41	50.6%
合計					548	36. 9%

### 施策又は事業についての提案等をお寄せください。

神奈川県では、県民や事業者の皆さんとともに「一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる」男女共同参画社会の実現をめざしていきたいと考えています。

そのため、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や事業への要望、制度の改善に関して皆さんからのご意見、ご提案等をお受けする専用の窓口を設置しています。

いただいたご提案については、該当する事業等を所管している部署から文書又は電話により回答します。 なお、場合によっては神奈川県男女共同参画審議会の意見を聴くことやご提案等の内容を県の刊行物等に 匿名で掲載させていただくことがありますので、ご了承ください。

- 提案できる人は、県内に在住の方、県内に事業所を有する事業者の方、県内に勤務又は在学する 方です。
- 受付窓口 神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室(県庁東庁舎3階)

あ て 先 〒231-8588 (住所記入不要)

専用電話 045-210-3643

ファクシミリ 045-210-8832

フォームメール 神奈川県ホームページの共生推進本部室のページ

(http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/jinken/danjo.html) の「福祉子どもみらい局共生推進本部室へのお問い合わせフォーム」から送信いただけます。

\* 2019 及び 2020 年度に、神奈川県男女共同参画推進条例第 14 条に基づく提案等として受付けた ものは 0 件でした。

# 2021 (令和3)年版 神奈川県の男女共同参画 - 男女共同参画年次報告書 -

令和4年3月発行

# 編集·発行

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/jinken/danjo.html

電 話 045 (210) 3640 (直通)

ファクシミリ 045 (210) 8832